

第百四回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和六十一年三月五日(水曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 小泉純一郎君

理事 笹山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 越智 伊平君

理事 加藤 六月君

理事 自見庄三郎君

理事 高島 修君

理事 東 力君

理事 宮下 創平君

理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君

理事 兒玉 末男君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 昌雄君

理事 古川 雅司君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席府政委員

大蔵政務次官 熊川 次男君

大蔵大臣官房総務課長 北村 恭二君

大蔵省主計局次長 小粥 正巳君

大蔵省主計局次長 保田 博君

大蔵省主計局次長 水野 勝君

大蔵省主計局次長 松原 幹夫君

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

大蔵省主計局次長 大蔵省理財局長

委員外の出席者

大蔵省国際金融局長 行天 豊雄君

国税庁次長 塚越 則男君

国税庁調査課長 日向 隆君

経済企画庁調整局長 吉川 淳君

局財政金融課長 大塚 功君

国土庁土地局土地政策課長 河原崎守彦君

通商産業省産業政策局調査課長 深沢 亘君

通商産業省産業政策局調査課長 麻生 渡君

通商産業省基礎産業局製鉄課長 内仲 康夫君

通商産業省機械情報産業局電気機器課長 広野 允士君

資源エネルギー庁公益事業部業務課長 川田 洋輝君

建設省道路局企画課長 三谷 浩君

建設省住宅局住宅企画官 杉谷 洗大君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

二月二十五日

辞任

矢追 秀彦君

同日

辞任

矢野 絢也君

補欠選任

矢野 絢也君

補欠選任

矢追 秀彦君

二月二十七日

大型間接税導入反対等に関する請願(玉城栄一君紹介)(第八二二号)

同(春田重昭君紹介)(第八二二号)

同(古川雅司君紹介)(第八二二号)

国民本位の税制改革に関する請願(河上民雄君紹介)(第八一四号)

同(串原義直君紹介)(第八一五号)

同(左近正男君紹介)(第八一六号)

同(春田重昭君紹介)(第八一七号)

同(堀昌雄君紹介)(第八一八号)

同(梅田勝君紹介)(第八一五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第八一五号)

同(外一件(工藤晃君紹介)(第八一五号)

同(瀬崎博義君紹介)(第八一五号)

同(田中美智子君紹介)(第八一五号)

同(外一件(津川武一君紹介)(第八一五号)

同(辻第一君紹介)(第八一五号)

同(中島武敏君紹介)(第八一五号)

同(野間友一君紹介)(第八一五号)

同(外一件(林百郎君紹介)(第八一五号)

同(東中光雄君紹介)(第八一五号)

同(不破哲三君紹介)(第八一五号)

同(外三件(藤木洋子君紹介)(第八一五号)

同(外三件(藤田スミ君紹介)(第八一五号)

同(外一件(正森成二君紹介)(第八一五号)

同(三浦久君紹介)(第八一五号)

同(山原健二郎君紹介)(第八一五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第八一五号)

同(小林恒人君紹介)(第八一五号)

同(沢田広君紹介)(第八一五号)

同(武部文君紹介)(第八一五号)

同(土井たか子君紹介)(第八一五号)

同(中村重光君紹介)(第八一五号)

同(外一件(元信堯君紹介)(第八一五号)

同(有島重武君紹介)(第八一五号)

同(上坂昇君紹介)(第八一五号)

同(竹内勝彦君紹介)(第八一五号)

同(外六件(藤木洋子君紹介)(第八一五号)

同(正森成二君紹介)(第八一五号)

同(井上一成君紹介)(第八一五号)

同(伊藤昌弘君紹介)(第八一五号)

同(中川利三郎君紹介)(第八一五号)

同(外一件(藤木洋子君紹介)(第八一五号)

消費生活協同組合の個人年金共済事業に係る税制上の改善に関する請願(小川省吾君紹介)(第八一五号)

同(五十嵐広三君紹介)(第八一五号)

同(武部文君紹介)(第八一五号)

同(細谷昭雄君紹介)(第八一五号)

同(森中守義君紹介)(第八一五号)

大型間接税の導入反対等に関する請願(外一件(瀬崎博義君紹介)(第八一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下国務大臣 たいだいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、現在進められている税制全般にわたる抜本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から租税特別措置の整理合理化等を行うほか、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、内需の拡大等に資するための措置であります。

まず、住宅取得者の負担の軽減を図るため、住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新築または既存の居住用住宅の取得等のための公的資金を含む借入金等の残高を対象として、一定の要件のもとに、その一％相当額を三年間にわたって所得税額から控除する住宅取得促進税制を設けるほか、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例制度の拡充等の措置を講ずることとしております。

また、民間活力を活用するため、東京湾横断道路の建設に關し、特定会社に対する出資について、一定の要件のもとに、出資額の一〇％相当額を所得控除する措置を講ずるとともに、民間事業者の能力の活用により整備される特定施設について特別償却を認める等の措置を講ずるほか、エネルギー基盤高度化設備投資促進税制を創設する等の措置を講ずることとしております。

第二は、租税特別措置の整理合理化等でありま

す。

まず、企業関係の租税特別措置等につきましては、昭和五十一年度以降連年厳しい見直しを行ってきていたところでありますが、昭和六十一年度におきましては、特定の資産の買いかえの場合の課税の特例の縮減等の整理合理化を行うほか、登録免許税の税率軽減措置につきましても所要の整理合理化を行うこととしております。また、理合関連者との取引を通ずる所得の海外移転に対処するため、国外関連者との取引に係る課税の特例を設けることとしております。

第三は、法人税率の特例制度の適用期限の延長等でありま。

すなわち、法人税率の特例制度について、その適用期限を一年延長するほか、欠損金の繰越控除制度について、直近一年間に生じた欠損金に限り適用を停止する措置を講ずることとしております。

第四は、たばこ消費税の税率の引き上げ等でありま。

すなわち、昭和六十一年度予算における補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間、たばこ消費税の従量割の税率を紙巻きたばこについて千本につき四百五十円引き上げる等の臨時措置を講ずることとしております。

その他、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の制定に伴い、事業転換円滑化計画を実施する特定商工組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認める等の措置を講ずるとともに、中小企業の貸倒引当金の特例制度等適用期限の適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○小泉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小泉委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、あす六日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小泉委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 日本社会党 護憲共同の中村正男でございます。

まず、本法案に入ります前に、社会党初め公明党、民社党、社民連四党から成ります今次の予算修正要求につきまして、昨日、与野党の書記長・幹事長会議をもちまして最終的な合意ができたわけでございますが、それらの項目について大蔵大臣の見解をお尋ねを申し上げたいと思ひます。

第一点は、所得税減税の問題でございますが、昨日の合意では、「今国会中に各党間で合意を得るよう協議し、昭和六十一年中に成案を得る。」という内容であります。

二つ目は、住宅、教育、パート等政策減税について、「速かに実施できるよう今国会中に実務者間で結論を得る。」この内容であります。

三つ目は、内需拡大についての諸般の努力をしていくというところでございます。

四つ目は、福祉関係の問題について特段充実強化を図っていく、そのための努力を講じていくという内容であろうかと思ひます。

五つ目は、森林・林業に対する国としての改善

方策についての議論の結論でございます。

以上五点、とりわけ一点、二点目の所得税減税といわゆる政策減税については、私どもの受けとめ方では、与野党の方からの最終的な答えとしてはこの国会中に一応の成案を得る。国民全体としては大きな期待を持っているわけでございまして、ぜひひとつ大蔵大臣の前向きな御見解をお願いを申し上げます。

○竹下国務大臣 申し合わせにつきましては、今おっしゃいましたように、所得減税、政策減税、内需拡大、社会福祉それから森林・林業、この六項目につきましては十分承知をいたしております。この申し合わせをまさに尊重する、これの一語に尽きと思ひます。

次は、その中の二項についての見解の問題でございます。

この問題は、与野党幹事長・書記長会議における合意事項について基本的に尊重する。そして、与野党間の協議がこれから行われるものでございましょう。したがって、その協議について、例えば資料を出せとか先例出せとか、そういうことについては協力をすることはもとよりのことでありますが、我が方からこれに対しては、その御協議いただく推移を見守るというのにお答えする限界ではなからうかというふうに考えます。

○中村(正男)委員 推移を見守るという答えなんですけれども、あれだけの日数をかけての協議内容でございまして、その結論は、国民全体の受けとめ方としては相当の期待を持って見守っておると思ひます。ぜひひとつ積極的な対応をお願い申し上げます。

それじゃ、提案なされたこの法案についての質問を行いたいと思ひます。

まず、今回の改正内容であります、今大臣の方から趣旨説明がございまして、要約しますと、第一点は、現行の税制の骨格は変えない、六十二年の抜本改正との関係で一部改正をしていく、こういう性格だと思ひます。

二つ目は、これは一番大きな中心だろうと思ひ

のですけれども、内需拡大等のための緊急政策上の要請に対処するためということで幾つか出されております。特に住宅土地税制の一部を改正する問題、さらには民間活力導入制度の具体策等々があるかと思ひます。

三つ目は、いわゆる税負担の公平確保の見地から、特別措置の整理合理化を進めていくということと数点出ております。そして、この財源確保、増収措置としてのたばこ消費税の引き上げ、さらには赤字法人に対する課税措置、こういった内容だろうと思ひます。

そこで、最初に大臣、一時間しかお時間がとれないということでございますから、基本的なことからお尋ねしていきたく思ひます。

第一点は、なぜ税制の抜本改正が今日までおこなわれているのかということでございます。既に五十九年度におきまして、自民党の税調、さらには政府税調も、速やかな抜本改正の必要に迫られて、こういう答申を出されておったわけであります。さらに昨年五月、国会におきまして与野党の書記長・幹事長会談でも、所得税減税の要求については六十年度中に結論を出す、こういう合意事項があったわけでありまして、それら二つの点からいいたしましても、何らかの形で六十年度中に抜本改正、とりわけ所得税減税を中心とした改正案が出されなかったのか、なぜ一年間空費をしたのか、そこらあたりをお尋ねしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは、いささか所を違えれば見解の相違も出てくるわけでありまして、まず私どももいたしまして、五月九日の与野党幹事長・書記長会談において、六十年度中に結論を出すという与野党の回答があったことは十分承知しております。なかんずく今御指摘がありましたとおり、五十九年末の答申の中にも、もう見直しの時期が来たということが税調の方でも指摘されたことも事実であります。

そこで、やはりこれを、いずれにせよ税調に諮問しなければならぬということになりまして、結

果として六十年度中に、去年の秋に税調に諮問をいたしたわけでありまして、それまで、御案内のとおり五月九日もまだ通常国会のさなかでございます。したがって、その民意を、まあ新聞もあります、いろんな研究所の意見もあつたりしますけれども、正確に反映するというのはやはり国会じゃないか、したがって、まず国会で議論された税調に報告して、そこからスタートしてもらった方が一番適切ではなからうか、こういうことを考えましたので、この勉強を国会が終わった後一月していただきまして、そして九月から抜本改正のための御審議をいただくということで、先生方を増員というか、いろいろ加えたりいたしましてそれが開始された。

ということになりますと、やはり抜本でございましてから大ざっぱな話をしまして一年かかるであらう、したがって、六十年度税制というもののそれらの意見は反映されてくるということになれば、やはりことし行方とところの租税特別措置を含めた税制は根本に触れない範囲、こういうことで御審議をお願いするということに相なった次第であります。

○中村(正男)委員 私どもは、これは意図的におこなされたのではないか、こういう受けとめ方をするわけですか。今度の国会冒頭から総理の発言等々聞いておきますと、この春には減税案を示して、この秋にはその財源策を含めて示していきたい、こういうことが言われております。これは明らかに、ことし六月に予定されております参議院選挙向けの一定の考え方が出されているのではないだろうかと思ひます。同時に、今税調に報告して、こういうシビアな物事の進め方について御説明があったのですが、それであれば、今度出されておりますたばこ消費税の系統というのはどうなったのか。全くそれは異にいたしまして突如、突然として、しかも増税というものが出されてきたわけですから、そこには何ら整合性がないわけではございません。

さらに言うならば、五十九年に七千六百五十億円の減税をしたんだからそう早くしなくてもいいんじゃないかというふうな考えが根底にあったのではないかと私は思ひます。これはもうこれ以上申し上げませんが、大変国民としては、六十一年間の審議の停滞、この六十一年度予算編成にはそういうものが盛り込まれて出されてくるだろうという期待を裏切られた、そういうことを指摘しておきたいと思ひます。

それから二つ目は、これも基本的な問題でございますが、いわゆる「増税なき財政再建」、六十年度までに新規の赤字国債の発行をゼロにする、中曽根内閣のしきの御旗でございますが、これについて御質問をしたいと思います。

まず第一点は、今度の予算委員会の質疑あるいは本会議での討論を聞いておりましたも、今もつてこれが可能だというふうに信じているのは恐らく中曽根総理ぐらいではないか、当の竹下大蔵大臣もそのことを大々強調しておられますけれども、大方の見方ではこれは到底不可能だ、今こういう状況ではないかと思ひます。

それを二つの点からお尋ねしていきたいと思ひますが、まず第一は、この目標を達成していくためには税の増収を図っていかねければならぬ、これが第一の要件だと思ひます。しかし現実六十年度の歳入不足が既に四千五百億円出ているというところ、加えて、その後の円高の急速な進展から大方の法人の決算であります三月末決算が大変憂慮されておるわけでございます。さらにこれが落ち込むのではないかと、そのあたりも後ほどお聞きをしたいと思ひますが、そして肝心の六十一年度の歳入も非常に歳入欠陥のおそれなしとしない、こう思ひます。

そのあたり少し申し上げるならば、まず第一に、六十一年度の四十兆五千六百億円の、この税収の見込みでありますけれども、これが六十年度の修正見直しとの対比では六・三%の伸びになっております。大変これはもう強気に過ぎるんじゃないか。基礎になつております成長率、名目で

五・一%、実質四・〇%、円レートが二百九円でそれぞれ見積もられてこういう数字になつたと思ひますが、第一の成長率そのものも、当初から民間の多くの調査機関と政府の見通しとは相当の開きがあつたと思ひます。加えて、その後の円高がかなり作用するわけですから、六十一年度の四十兆五千六百億円というのは非常に高目の、極端に言うならば粉飾的な見積もりになりつつあるんじゃないか。こういう税収の停滞、これが「増税なき財政再建」を達成することを不可能にする理由の第一点でございます。

さらに、こうした税収が伸びない、したがってまた新たな税の増収を図ることを模索していかなくやならぬ、それがさらに税収をまた圧迫する、悪循環が既に起こつておるのじゃないだろうか。そして最終的に、いや、それらを是正するために、あるいは課税基盤を築くことによってそれを打開するんだ、こういう総理の答弁になつていくわけですね。しかし、それも結論からいって、来年所得税の減税をやる、その財源は当然必要になつてくる。しかし増減合わせでチャラにする、ゼロを基本にするというお考えになつていくということは、抜本改正でも税の増収は図れない、答弁をそのまゝお聞きしますとそういうことになるわけですか。

まずこの第一点、税の増収策について、とりわけ六十一年度の税収見込みに対するお答えをいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 最初に私から簡単に申し上げますと、結局六十五年赤字公債脱却、大変に困難なことではあります、この旗をおろさないと、これを申し上げておるわけでありまして、いろいろ要調整額等をお示ししておりますが、それは増収措置によって埋めるのか、あるいはさらに歳出削減を行うのか、最終的には国民の選択になるわけでありまして、その問題につきましては、私どもとしてはやはり歳入歳出両面にわたつての見直しというの厳しく対応していかなくやならぬ課題だという基本認識の上に立つて、六十五年に赤字公

次に、もう一つの手段として歳出削減を徹底して進めていくことですが、現実問題として六十五年度まで一般歳出の伸び率ゼロを続けるということは、私は非現実的な想定だと思ふのです。仮にそれを貫いていくとしますと、いわゆる一般歳出の国民所得比率、これが六十五年度で九

・六%で、ピークの五十四年度の一六・一%からいたしますと三分の二まで落ち込んでしまいうわけですね。そうすると、予算構造上いわゆる政策的な歳出が極めて小さくなってしまふ。中央政府の機能としていろいろ政策を積極的に進めていかなければならぬわけですが、予算構造上はできなくなる。勢い、そのほかの何らかの手だてを講じてカバーしていかなくてはならないわけですね。だから、歳出削減ももう少し以上せよを続けることはできない。増収を図ることも先行き大変難しい。これでまだにきの御旗をおろさず、頑張り続けていかれるのか。今の日本経済がこれだけの経済力を持つ中で、なぜかたくなにこの方針を堅持しようとするのか。そこらあたりが、いま一つわからぬわけですね。それよりも、あっさり反省をされて、この際方針を転換する、そのことが今全國民的に望まれているのではないかと、思うのですが、いかがなものでしょうか。

○竹下内務大臣 確かに今おっしゃいますとおりの、實際問題、五十八年から四年度、前年度と同額以下というものに抑制をしてまいりました。五十五年予算を編成しましたときには一〇%まではいい。五十六年が七・五、五十七年がゼロ、それからマイナスということをやってきました。昭和三十六年ごろを見ますと、五〇%まではいい。あのころは幼少のころであつたにしても、いい世の中だったという感じを私も持たぬわけではございません。しかも三十六年なんというのには公債発行が一銭もない時代でございますからにはあと思つて、しかし、いわゆるサービスの点の相違は相当に出ております。そういうことを振り返ってみると、本当にやれるだらうかということを毎年毎年感じながら、もう限界じゃないか、そこである工賃をして、各省に厳しい概算要求基準を差し上げて、その中で専門家の皆さん方で優先順位をつけてくださいということをやってきたわけですね。

それからもう一つは、地方と国との費用負担のあり方等について、毎年毎年厳しい叱正を受けながら今日まで貫いて、それでよく言われるように、つじつま合せて——もともつじつまが合いませんと予算になりませんから、そういう苦しいことを實際やってきております。

それだから容易ではないなと思ひますものの、この制度、施策の根本にまでさかのぼつた議論を各省と大蔵省とがそれぞれ合せていく、それをもとに国会でもいろいろ議論をしていただくというのが、財政改革を進めていく道筋の中では、かたくななまでにと私自身も時に思ひますが、貫くべき道ではなからうか。あつさりやめたとなつて、やりますと、それは各党はもとより、個人個人、大変な歳出圧力というものが一遍に加わつて、今まで一体何しておつたかという、まさに水泡に帰するようになつてはいかぬというので、率直に申しまして、希望者がないのに私が引き続きやっておるということになつておるのではなからうかと自問自答もいたしております。

○中村(正男)委員 そのまでの答弁は大体今までと変わらぬわけですね。結局もうだれも信用してないというにきの御旗を新しいものににかえていく、そのことが今國民のすべてが望んでいられる財政のあり方、國民生活からの予算に対する期待だと思ふのです。そんなことをやれば一遍に歳出増加圧力が噴出する、しかし、それを選択し、抑えていくのが政治の指導性だと私は思ふのです。それを怖がつておつたのでは、それこそ何にもできないということになるわけですね。これ以上申し上げませんが、要は、増収も図れない、粉飾見積りも、いわゆる実勢から離れた成長率を基盤にした収税の見込み、さらに歳出削減もそのまゝ続けていく、これではこれからの國民生活にとつては余り夢と希望を与えることにはならないな、そんな感じを申し上げておきたいと思ひます。

次に、内需拡大の諸施策でございますが、第一に、今いろいろ税制上の措置がとられておりますが、要は、やはり内需拡大ということでは個人消費の占める役割というのが大変大きい。これはもう我々もそのとおり認識をしておるわけですが、そのためには最終消費支出、これをやっぱりふやしていかなければならぬ、そういう面の施策というものが今回には全くないわけですね。そこで我々野党の方から強く減税を要求しておるわけですが、國民の租税負担というのが増大に次ぐ増大という事態をいまだ一度申し上げておきたいと思ふのです。

五十九年度、これは七千六百五十億円の減税がございました。しかし、前年比でさらに三千六百九十億円という所得税が実質増税になつております。六十年年度は一兆四千四百億円、このまま仮に昨日の約束がほごにされて減税が行われまいとするならば、源泉分と申告分合わせた所得税の、これは自然増収ということになりますか、我々は増税だという受けとめ方なんです、一兆三千五百五十億円、これに個人の住民税を加えますとこれは五千三百三十億円になるわけですから、一兆八千六百四十億円、まさに六十一年度で二兆も大幅な増税がされるわけですね。これを世帯数で見ても、約三千五百万世帯ということでございますから、これで割ると一世帯当たり年間五万三千円、月平均にいたしますと四千四百円の大増税になるわけですね。こんなことがやられたんでは、最終消費支出いわゆる実質可処分所得というのは全然ふえないということになるわけですね。この事態についての御認識をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○竹下内務大臣 確かに、いわゆる基本策でも、あるいは国会において議論されておる問題でも、サラリーマンの方のお持ちになつておるいわゆる重税感というふうなものを中心でいろいろ議論が進められております。本当にさま変わりだと思ひますのは、十年前の国会というのは物価論議が主体で、まさに今や税制国会、こういう感じすら持つておるところであります。

ただ、今の御指摘になりましたこの一兆八千六百四十億円、これにつきましては、いわゆる自然増収分の増収もカウントしていくとそういうことになるらうかと私は思ひます。したがって、今後行

われまず本審議の中でそうしたところの重税感というものが十分検討をされ、念頭に置かれて結論を出す方向で議論が進められていくであらうというふうに期待をいたしておるところでございます。

私どもがその議論をいたしますと、いつでも結局また租税負担率の議論に返つてまいります。そうすると、例えばヨーロッパの諸君で見れば、おまえのところは租税負担率が低いじゃないか、こういう議論もあつたり、しかし、日本は日本なりの税制を構築していくわけでございますから、まさに国会の問答等を正確に報告し、税調で反映していただいて、一方きのうの各党間協議の問題もとりでございまして、結論を出さなきやならぬというふうに思つておるところでございます。

○中村(正男)委員 自然増収という受けとめ方されていゝんですが、もう何回も言ひますけれども、一人一人にとればこれは増税だということをやはりきつちりと御認識をいただきたい。大蔵省の蔵に入つてくるのは確かに増収かも知れませんが、一人一人の世帯で見ると大増税な増税なんです。これはぜひひとつ認識を変えていただきたいと思ふのです。

そこでもう一つ、最終消費支出の関係では、この春の賃金交渉ですね、もうかなり具体的な山場が近づいておるわけですね。政府も言葉では今までおっしゃつてないけれども、何とか高目賃上げ交渉で落ちついてほしいな、これが私は率直なお気持ちだと思ふのです。これは時間がございませぬから、そのことをここの場合はむしろ表に向かつてぜひひとつ発言をしていただきたい、さらに高目の誘導策というものを何らかの形で、あらゆる機会を通じてやっていただきたいということをお願いいたしますが、そのことについて大蔵大臣としてはどんなお考えをお持ちなんですか。

○竹下内務大臣 いわゆる賃金交渉については、自主主義経済下であるから労使間の自主的な話し合ひで決定されるべきものである、これがやはり基

ないと、ここではございますけれども、五月になりますと電力会社の六十年度決算あるいは六十一年度の収支見通しというふうなものも明らかになつてまいりますので、そこらあたりが一つの節目ではないかということで検討を進めてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○中村(正男)委員　それでは次には、いろいろな産業界への影響が出ておると思うのですが、よりきめ細かな対策をお願いするということ意味で、時間がございますが一、二指摘をしておきたいと思ひます。

特に一番国際競争力の強い、最強の電機産業の実態を少し申し上げたいのですが、それぞれの企業では一段階二百円で一応予算化をしておつたようでございます。それが現実にもう百八十円を割るといふふうなところまで進んでおりまして、主力商品でも到底採算がとれないという実情であ

ります。それをどのようにカバーをしておるのか、そこが問題なんです。結局、日本の国内で部品を調達すればもう価格的に採算がとれない。勢い台湾とか韓国、これは円ドルだけではないにそれぞれ皆リンクするわけですから、当然それぞれ国からは日本に安い部品が供給できるわけですね。勢いそちらにもう全部移転が始まっているわけです。ということは、国内のとりわけ部品メーカー、民生用の電子部品メーカーというのは大変な不況の実態に追い込まれております。

具体的に言うならば、十四インチのブラウン管、これは韓国から一台九千円で手に入るわけですね。国内で調達しようと思えば、それは倍かかるわけですね。したがって、大手の企業そのものはまだ絶対的に仕事量は減っていないわけですけども、当然部品メーカーは相当な打撃を受けているという、こういう実情だけ指摘をしておきたい。

それからもう一つは、地場産業の問題ですね。

大阪のロープメーカー、鋼索メーカー、鋼のロープですけれども、これが今深刻な打撃を受けています。これにはいろいろな理由があるのですが、

基本的な問題として、日本の鉄鋼素材が例えば中国に輸出されています。その輸出価格と国内の市場価格に大きな差があるわけです。輸出価格が安いわけですね。したがって、中国はその安い日本の鉄鋼素材を使ってローブを加工して、そして国際的に日本の鋼索ローブメーカーと競争してくるわけですから、円高とそういう価格面とのダブルパンチで全く商売にならないというような事態が起こっています。

その二つの指摘にとどめずけれども、ぜひひとつきめ細かな対策を要望しておきます。

それから、幾らそうはいっても、百八十円になっても、じゃこの黒字減らしが急速に進むのかという、私は進まないだろう。伸び率は、従来のような伸びはないにしても、減るということは考えられない。結局そのしわ寄せは全部そういうところに行くという、そういう構造になっているわけですね。この辺をぜひひとつお考えになって適切な措置をお願いしておきたいと思いますが、通産省、お考えがあればお聞きしておきます。

○広野説明員　まず、家電関係の問題を最初にお答えさせていただきます。

最近の急激な円高に伴いまして、家電メーカーにどういった影響があるかということで大手家電メーカーに現在ヒアリングをしております。その調査によりまして、まず一つは、輸出価格を上げる、また自分のところの中でコストダウンをする、また部品メーカーにコストダウンをお願いをするというような形で対処をしておるわけでございますけれども、そういう段階で海外から安い部品を購入しようという動きもございまして、そういうことになりまして、特に中小企業の部品メーカーへの影響があらうかと存じます。そういう問題につきまして、先ごろ提出させていただきました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法等を適切に運用して対処してまいりたいと思っております。か、親企業によりまして不当な値引きですとかあるいは買いたたきというようなものがございまして、下請代金支払遅延等防止法に基づきまして対

処してまいりたいというふうに考えております。また、都道府県では下請企業の取引あつせんというところをやっております。下請企業振興協会というところもございまして、それも積極的に活用してまいりたいと存じておるわけでございます。

○中村(正男)委員　ぜひひとつ適切な対応策をお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、住宅土地税制について幾つか御指摘をしておきたいと思っております。

一つは、我が国の住宅政策、とりわけ税制を含めた対応というのが国際的に見ましても非常に不十分だという指摘をしたいと思うのです。特に予算面における歳出総額に占めます住宅対策費の国際的な比較をしてみますと、日本の場合、六十年代予算で一・四％、アメリカが二・五、イギリスが二・五、イギリスの場合五十九年度でありましたが、フランスが四・七、西ドイツが一・〇、こういう数字なんですね。さらに歳出総額に占める住宅関係のいわゆる減免税額の割合をしてみますと、日本の場合〇・二、アメリカ四・一、イギリス三・七、フランス一・八、西ドイツ三・七。

おおむね数字は間違っていないと思っておりますが、さし間違いがあれば指摘をいたたくとして、そこでこういう状況をまずやはり基本的な考え方として変えていかないことには、それだけでなく日本の住宅というのにはウサギ小屋だとか言われている実情にあるわけですね。そういう基本的な政府のお考えをお聞きしたい。これは特に税制の面からということでありまして、大蔵省にお尋ねをしておきたいと思っております。

そこで、今回の措置が内需拡大のための政策というところで打ち出されたのですが、果たして三百七十億円ぐらいでそれだけの期待される効果を生むのかというのが率直な指摘であります。政策減税の要求の中でも住宅減税をもっと拡大せよ、我々は二千億円ぐらいの規模の住宅減税を要求しておりますが、それについての、大蔵省のお考えを確認しておきたいと思っております。まずそこまでひとつ

お願いします。

○水野政府委員　最初に、歳出なり税制上の住宅対策関係の措置額の規模の数字でございます。御指摘のような数字もあるわけでございますが、この国際比較というのにはなかなか難しい面がございまして、各国の制度それぞれがいろいろ違いがある。例えば個人の持ち家につきまして、帰属家賃に對して課税をするのか課税しないのか。課税しないとした場合に、それが優遇措置になるのか、本来の制度なのか。そこらの点もいろいろ国際比較の中に入ってくるわけでございます。例えは今の数字でございますが、フランスでは帰属家賃に課税しないことを減免税としてカウントしたります。そういういたしますと、日本も当然、そういう制度はとっております。それで、計算をしなければいけないとか、国際比較の数字につきましてはいろいろ問題点があるのではないかと。したがって、〇・二との比較ということになります。

すると、私も私としてもいろいろ考え方があるわけでございますが、そうした数字の点はさておきまして、住宅対策というものが現時点で非常に重要なことは私も認識をしておるわけでございます。したがって、今回の税制改正におきまして、従来の住宅取得税制を住宅取得促進税制というふうに改めまして、現在の財政事情のもとではぎりぎりの精いっぱい措置を講じさせていただきます。あるいは従来からございまして住宅資金贈与につきましての制度も拡充をさせていただきます。こういうふうな考え方を織り込みまして租税特別措置法を御提案させていただいておるわけでございます。こうした措置と、その他いろいろな措置と一緒になって民間活力を活用させていただきながら内需拡大に相当の寄与ができるものと考えておるわけでございます。

○中村(正男)委員　次官、先ほど私質問したので、野党の方の要求、これはきのうの書記長・幹事長会議では、ひとつ年内に成案を得る、わかっている、やります、こういう我々受けとめ方な

んですね。それとは今回政府が出してきた範囲では全然違うわけですね、規模が。それを次官としてどういうふうな、現在提案されているものをさらに上積みをしていくのか、あるいはまた別な方策できのうの合意を生かそうとするのか、そこらの基本的な考え方があればお聞きをしておきたいと思っております。

○熊川政府委員　既に主税局長からお話がありました点、さらにつけ加えてみますと、今回創設をお願いいたしております住宅取得促進税制による税額控除というふうなものは、この限度額が二十万円である点、これは年収四百七十五万円の夫婦子供二人というふうな給与所得者の年間所得税額に匹敵する極めて大きいものでございます。控除期間の三年を通ずると、住宅取得促進税制の改正による減収額は約一千億というものになりますので、現在の財政事情ではかなり考えた案であることも先生御理解を仰ぎたいと思っております。

なお、先生から御指摘のありました昨日の合意に關するものであります。議院内閣制をとり政治に關して立脚している今日としては、口頭のお約束というものは最大限に尊重するべきものと理解しております。昨日の合意の中にはそれぞれ今後協議を重ねるという点が多々ございまして、それらの協議を忠実に見守っていきたくと思っております。

○中村(正男)委員　きのうの合意は、今回法改正を出しておられる規模では不十分だということを手党もお認めになったということでございます。これで、これはだめなんだ、そういうきのうの結論だという受けとめ方をなさっていたら、ぜひひとつ再検討を強くお願い申し上げておきたいと思っております。

そこで、私もこれは税制の面からいろいろ配慮をしていかなければならぬと思っております。また勤労者の共通した住宅取得に対する期待というのには非常に強いわけですね。この際、今後のことも含めて、二、住宅取得促進に向けてのお考えをただしていきたいというふうに思います。

第一は、今なぜこの住宅取得が勤労者の場合なかなか思うようにならないのかといふと、実質的な可処分所得が伸びてない、これが第一だと思ふのである。二つ目は、土地の価格が大変高騰してゐる。確かに近年で見ると安定してゐるようには見えませんが、これも言いかえますと高値で高利状態が続いてゐるということであつて、決して下がってない。ごく一部の土地は、都市近郊部では今までの大規模な高騰もあるわけではございません。したがって、土地価格の鎮静化、土地価格を引き下げる措置、そういうものをぜひひとつ税制面で御検討をお願いしたいと思ふのです。土地といふものは、私どもの理解では、日本の場合限られた面積しかないわけであり、また、国民の共通する財産、こういう受けとめ方をしなければならぬと思ふのです。土地の利用に当たっては公共的な、あるいは社会的な制約をぜひ持たして、そういう政策を打ち出してもらいたいと思ふます。

そこで、これは一つの考え方でございますが、大蔵省当局のお考えをお聞きをしたいと思ふのです。

現在、譲渡税とかいろいろな形でそれなりの対応がなされておるようだけれども、むしろ土地を持っておることあるいはこの土地の転売を大きな所得手段にしておるといふ風潮は一向に変わっておりません。土地の値段をつり上げるいろいろなよくない方法がまかり通つておるわけですから、それらを抑えるような何らかの税制の措置というものを実施していただきたいということなのですが、これは一つの考え方でございます。

現在、土地に対する評価額といふのはいろいろ各省庁にあるわけですが、自治省では固定資産評価額、国税庁では路線価、国土庁では公示価格、法務省では造成地の評価基準、土地の公的な評価額といふものがこれだけの省庁に分かれて存在しているわけですね。これも一つの土地政策を複雑にしている原因ではないか、私はこう思ふわけですが、こういったものを統一して、そして、現

行市場で土地が取引されておりますから、そういう取引価格といふものを一面では考慮しながら、新たないわゆる基準的な地価といふものを設定してはどうなのか。そして、この基準的な地価を超えて売買がされた場合にはその収益といふものは私的に属するものではない、これは公の所有に帰するものだというふうな考え方、これを課税する、あるいは何らかの形でこういう公共的な見方ですべて売買収益を取つてしまふというふうな措置をすれば、不当な土地の値上げ操作といふものが行われなかつたらと思ふのです。現行の税制では物すごく抜け道といふものが、いろいろ悪い方法があつたとしても取り締まれない。やはり税制面から土地価格を抑える手だてが大事じゃないだろうか、今そのことが必要じゃないだろうか、私はこう思ふわけですが。

そういう意味の新しい増徴税といふもの、そんなものを創設するお考えはないのか。また、その使途については、これは一般財源ということではなしに、具体的な公共住宅の建設とか宅地開発とか、そういうところを目的税として使っていくというふうなことをやれば、勤労者が安定的に土地を取得できる条件がそろつてくるんじゃないか、私はこう思ふわけですが、ぜひひとつお考えをお聞きしたいと思ふます。

○水野政府委員 まことに御指摘のとおり、住宅問題につきましては土地問題が非常に大きなウェイトを占めておるものと思われまふ。この点につきましても、税制調査会でも三十年代からいろいろ検討されておられます、昭和四十三年には、特に土地問題につきまして綿密な答申が出されておるわけでございます。その中におきまして、今委員御指摘のような制度を考えたらどうかという指摘もございまして、基準的な地価を定め、それを超える部分につきましても、税をもちまして吸収する、という制度も考えられる。ただ、その場合でも、ではその基準となる価格を全国的につくることが可能かどうかということがこのあたりでも指摘されておるわけでございます。四十三年の答申

をお読みいたしますと、将来地価公示制度といったものが確立され、そういったものに使えるようになれば一つの考え方であるが、これは将来の検討課題ではなからうかというふうな内容になっております。その後、地価公示制度といったものは発足いたしましたけれども、現在の時点では全国で一六六千カ所くらいということでございます。それで、それより超えた部分を税で対処するというふうな厳密な制度に乗せるには、この制度としてはまだ十分ではないか、まずそういった技術的な点があるわけでございます。

それからまた、そうしたものを超えたものにつきましては重課すると申しますと、これは相当程度の高い負担水準で負担をお願いするということがなからうかと思ふますが、それがまた、そうなりますと土地政策全般との整合性が十分貫徹できるであらうか、悪影響もあわせて生じるようなことはないか、そこは基本的にいづらう考へるべき点があるのではないかとと思ふます。したがって、現在の税制といたしましては、転売目的で、投機的な目的で土地を取得してそれを売却する、そうした場合には、個人につきましても、十年以内の保有の土地につきましても最低四〇%以上の重課をお願いして、また法人税につきましても二〇%の特別税で課税をさせていただきます。また地方におきましては、特別土地保有税等におきまして配慮がされてゐる、現在の制度としては、こうしたものでもって有効に対処してまいりたいというのが現行の制度でございます。

とは申しましても、先生御指摘のように、土地といふのは非常に限られた資産でございます。土地の価格が上つたからといって供給をふやすというところは簡単ではない。やはり有効利用を図つていくということが重要ではないかと言われております。その場合に必要でございます。税制と申しますのがどこまで基本的に役割を果たせるか、どちらかというところ、税制の果たした役割は、土地政策におきましてはどうかと補完的なものととらざるを得ないのではないかとこの從來からの税制

調査会の結論でございまして、御指摘の問題点、御指摘の具体的な案は、私ども非常に有益な御示唆であると思つておりますが、何分にも土地税制には、そこらの補完的な部分にとどまるという点と、もろもろの技術的な問題点が多いということ、私どもも難しい問題だと思つておるわけでございます。

○中村(正男)委員 よくわかりました。これは今私が突然申し上げた形になっておりますけれども、御案内の民間の労働組合でつくつております全国民間労働組合協議会、全労協、この組織の具体的な土地政策の一環として、こういった税制を設けることによつて土地の価格は安定するのじゃないか、こういった具体的な提言をございまして、ぜひひとつ今後とも御研究を続けていただきたいというところを要望しておきたいと思ふます。次の問題は自治省にかかわる問題ですが、考え方として次官にお聞きをしておきたいと思ふます。

高齢化社会がどんどん進展をしております。一方で住環境もそれなりに改善されていくと私は思ふのですが、いわゆる年金生活者の住宅の固定資産税の負担といふのがこれから大変重くなつてくるんじゃないか、それぞれの所得、収入の上下はあります。また住宅面積のこの基準も難しいと思ふますけれども、一定のそうした低所得の高齢者が持つてゐる資産に対する固定資産税、それを減免していくというふうなことは一つの時代的な要請ではないかと私は思ふます。お考えをぜひひとつお聞きをしておきたいと思ふます。

○熊川政府委員 長寿社会に特に世界に例を見ないようなスピードで入つております我が国の現状を考えると、先生の御意見は示唆に富むものと理解しておりますが、御案内のとおり税制の根本的な改正も間近に控えておりますので、日本の置かれた高齢者の立場、年金の持つ意味、あるいは憲法の保障する最低限度の文化的な生活、さらには税の果たすべき機能、効果、これらを総合的に検討すべきものではないかと思つていますが、抜本的改

正の際にも、ただいまのサセション、こういうものは的確に反映するように努力に努めたいと思っております。

○中村(正男)委員 ぜひひとつ御検討をお願いいたします。

それから、これも政策減税の中で要求をしておりました教育減税とパートタイマーの方々の課税限度額を引き上げるといふ問題、これについても指摘をしておきます。

特に教育減税については、六十一年に実施が約束されておった、我々はそういう理解をしておるわけですが、結果として見送られております。ぜひひとつ今年度その実施をお願いをしたいわけです。いろいろな新聞の調査でも出ておりますが、今日、教育費が小中学校で年間三十万、高校で五十万、大学で百二十万、これは最低限それぐらいの費用がかかっているわけですね。これ以外にそれぞれ塾とか個人の研修だとか、非常な教育費の高騰であります。

また、パートタイマーにいたしまして、九十万に引き上げましたけれども、やはりいろいろな家計の総合収入をふやしていくという意味合いでますますこのパートタイマーというのはいふえに、フルタイマーに近いそういう就労状況もふえていきます。

ぜひこの二点、今、次官の見解をお聞きをしておきたいと思ひます。

○熊川政府委員 昨今におけるこの内需の振興あるいは田高の傾向などを考えたときに、中小企業の置かれる立場もパートタイマーの方々を歓迎しているという点などもありますし、ただいま先生御指摘のような希望者の累増傾向がございます。こういうことを考えるときには、やはり例の九十万円の問題も非常に先生の御指摘のような側面を備えているかと思ひますが、配偶者控除の問題あるいはパート減税の問題、それと相關的に關係いたしますので、実質的な所得がなるべく浮揚されるような方法で、この技術的な税制改正とあわ

せて、御趣旨を十分理解しその検討の材料にさせていただきますたい、こんなふうに理解しております。

○中村(正男)委員 次に、民活導入の問題でございますが、一つは、東京湾横断道路の減免措置が出されております。それから、いわゆる特定施設について、四省にまたがる形で新たな法案が今準備をされておるようでありまして、通産省並びに建設省お越しをいただいておりますので、お尋ねをしたいと思います。

まず横断道路の問題、これは建設省にお尋ねしますが、一つは、なぜ株式会社といふか、道路公団といふ形にしないかといふこと。さらに、そういう民活、民間資本の参入を大きく呼びかけておりますが、それなりに民間資本が果たして応じてくれるかどうか。というのは、空港なんかと違って単に道路にすぎぬわけですから、三万台ですか、通行量を見込んでおるようですけれども、それにしても、言ってみれば車の通行料しか上がらないわけですね。副次的な事業の発展性というものはないわけですね。そういうところに、巨額の資金が要る道路建設にどれだけの民間の参入がなされるのか、私は大変疑問に思ひます。それが一点。まあ採算性ももちろんそれとの関連で当然出てくるわけですが、建設省、簡単に答えをいただきたいと思ひます。

○三谷説明員 お答えいたします。まず東京湾横断道路でございますが、これは単に房総と神奈川を直結するものではございませんで、首都圏全体の交通あるいは産業の発展等に非常に役に立つというふうに考えております。ただ、事業費が非常にかさばりますし、また集中的かつ早急に完成しなければいけません。したがって、そういう場合の資金の調達の問題、さらには民間の経営力の活用、それにあわせてさらに技術力の活用、こういうものを考えまして、現在私どもが考えておりますように、民間の会社建設、管理を行う。それから、民間関係ではし

がたいであろう例えば事業調整の問題であるとかあるいは補償の問題等については道路公団が担当するといふようなことで、これから御審議を仰ぐうとしておるところでございます。

採算の問題でございますが、私ども全体の事業費が一兆一千五百億円というふうに考えております。民間の資金等を活用いたしまして、その他のいろいろな優遇措置等をしていただきまして、資金コストを六割で確保いたしまして、交通量が三万台で、昭和五十七年の価格で普通車三千円の通行料、将来交通料の伸びがあると思ひますが、それを見込んで三十年で償還をするというふうに計算をしております。

いづれにいたしましても、東京湾横断道路の建設には、このような民間の資金や経営能力あるいは技術的能力を大いに活用してやらなければならぬといふふうに私どもは考えております。

○中村(正男)委員 通産省に、その四省へまたがる特定施設の内容と趣旨の御説明をお願いいたします。

○麻生説明員 現在、四省庁で検討いたしております。まず民活法案でございますが、この考え方は、最近におきますいろいろな経済条件の変化、特に技術革新あるいは情報化、国際化というようなものが進んでおりますが、このような課題にうまく対応していくといふことのために必要な施設を整備しようといふことでございます。

具体的な施設は大きく六つございまして、第一は、工業技術の研究開発あるいはその成果を企業化するための施設でございます。地域の共同研究所あるいは技術者の研修施設、ベンチャー企業の振興施設というようなものの複合体でございます。

第二番目は、電気通信業のための技術の開発の開放型の施設でございます。

第三番目は情報化の施設でございます。地域の共同利用情報センターあるいは情報処理に関する啓蒙普及研修施設というようなものでございます。

第四番目は、電気通信の高度化の施設でございます。地域におきます電気通信の利用促進あるいは普及を図るための中核的なセンター設備でございます。

第五番目は国際交流のための施設でございます。大規模な国際見本市場あるいは国際会議場といふものでございます。

六番目は港湾の利用の高度化のための施設といふことでございまして、港湾機能の増進を図りますための、港湾関連業者あるいは公的機関が入ります港湾業務ビルあるいは旅客ターミナルビルといふようなものを想定しておるわけでござい

○中村(正男)委員 特に建設省にお尋ねをしておりますが、確かにこうした大きな国家的なプロジェクト、そのことによる民活、内需拡大、確かにそのことの期待は大きいわけですが、私は、それよりもむしろ今先にやらなければならぬのは、地域型の新たな経済開発といひますか、そういうことにむしろ主体を置いていただきたい。とりわけ、国際的に見ても下水道の整備はおくれておりますし、あるいは緑と公園あるいは河川整備、過密老朽住宅地の再開発、やることはまだいっぱいあるわけですね。そのことの方が国民的な見地からするならばより急いでやってもらいたいことだと思ふのです。ちょっと中曽根内閣として余りにもアドバンスばかり大き過ぎる、国民にとつては身近なものに感じない、そういう思いがしてならぬ。それだけ要望しておきます。大変ありがとうございます。

次にいきます。時間が迫つてまいりましたので細かい問題は省きまして、法人税率の特例制度の問題について御質問したいと思ひます。

五十九年度、六十年、二年度にわたつて一、三%上乗せをされました。さらにこれを一年間延長することなんです。我々の理解では、これによって得る税収は所得税減税の財源に回す、これがこれを実施する理由であつたと思ふのです。そのことはどうなのかということをお

尋ねたいと思います。

○水野政府委員 おっしゃるとおり、昭和五十九年度改正におきまして、五十二年以来の本格的な所得税減税を行う、そのために、その時点での財政事情をこれ以上悪化させないという考え方に基づき法人税率を二年間の措置として一・三%引き上げる、こういうふうな当時の答申になっておるわけでございます。

この法人税の負担水準につきましては、その時点でもいろいろ御議論があつたところでございますし、またその後もいろいろ議論がなされておるわけでございます。したがいまして、今回におきましては二年の期限が到来いたしましたものを一年間延長をする、そして、この法人税の負担水準につきましては税制の抜本改革の中であわせて今後検討するというふうになされておるわけでございます。

○中村(正男)委員　税収の増が図られた分は所得
税減税の財源に五十九年は回すということでは
スタートしたわけでしょう。六十一年度さらに
続けていくということは、一体それはどこへ使わ
れていくのか。少なくともその分は減税をやる
ということですか。

○水野政府委員　五十九年のときに所得税減税を行いましたが、所得税の減税といたしましては恒久的に控除を上げる、税率を調整するというふうな制度で、恒久的なものとして制度化されたわけでございます。一方、その財源といたしましては、酒税の引き上げ、これは恒久的なものとしてお願いをいたしましたわけでございます。

法人税につきましては、これは当時負担水準につきましてもろもろの議論がございましたので、二年間という期限でもってお願いをしたわけでございますが、所得税減税の方が恒久的なものとして制度化されておりますので、法人税の方も、本来でございましたらば法人税法そのものの改正としてお願いをするというのが筋であるという御議論もあったわけでございますが、負担水準等につきまして、あるいは景気動向等につきましていろ

いる御議論がございましたので、この方はむしろ例外的に期限を切ってお願いをしたということでございますので、所得税の方はそのまま五十九年度改正として現在もその効果が発現されておる、むしろ、その財源を今後継続的に確保していくために、この法人税率、臨時税率を含めまして今後どのように検討すべきかというのが今後の課題ではなからうかと思うわけでございます。

○中村(正男委員) 時間が来てしまいましたので、かなり質問を残しまして、一、二要望だけ申し上げて終わりたいと思います。

一つは、赤字法人課税の問題でございます。確かに赤字法人が、四十五年の実績で二十七万四千社、五十八年では八十六万五千社、ここ近年急増しています。まあ中には脱税を図っていると思われるものがあるからこの際ここに課税をしよう、この辺が意図的に考えられたと思うのですが、私は、そういう見方は誤っているのじゃないだろうか。現実には年間二万件も倒産が出ておる。こういった実情から、これはひとつぜひ撤回をすべきじゃないか。仮に赤字法人がそういう実質脱税企業だということが考えられるのであれば、これは税務当局が調査を丁寧によれば済むことでもありますし、また、一律にそういう課税方式をとるのではなしに、制度的にそういうものを押さえる方策を考えるべきじゃないかということを申し上げておきます。

それから、十条の二と三あるいは四十二条の五と六、産業分野の新たな民活に向けての税の優遇措置が講じられております。エネルギー基盤高度化問題だとかあるいは中小メカトロ税制の二年延長の問題、それなりにそれぞれの産業分野では好感を持って受けとめておるようですが、申し上げておきたいのは、どんな産業再編成、産業構造が変わってきております。そういう中で私は、それぞれの分野に向けて長期的な税のビジョンをぜひ出すべきじゃないか。例えば五十八年度にＯＡ機器に突如物品税を課税するというふうなことを出してくる。そういった業種、産業分野では大変

混乱を来すし、また、そのことが産業の発展に大きなブレーキになる。むしろ長期的、中期的にどういった税制で進めていくのかということをおぼろげに示すことが当局の責任じゃないかな。私はそのことだけを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○小泉委員長 午後二時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時一分開議

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。兒玉末男君。

○**兎玉委員**　まず大蔵大臣にお伺いをいたしますが、国会に提出しました六十一年度予算案によりますと、国民の最大の税収項目である所得税のうち、サラリーマンの年間納税額が一人当たり前年度より一万六千円ふえて二十六万九千円、これまでの最高になる見通しである。これに対して、医者、弁護士などが中心のその他事業者は逆に八万七千円、商店経営者らの自営業者は四千万、それぞれ減っているということになっております。特にサラリーマンの場合は、三千七百五十四万人と

いうたくさんの人が納税義務者になっておりますが、しかもこれは前年度に続いて二年連続の増加であり、五年前の五十六年度に比べると三〇％近く増額になっている。これに対して、弁護士などその他事業者六十九万人、前年度八万七千円減の百三十九万四千円で、こちらは二年連続の減少、それから自営業者の場合は二百四十三万人、四千円の減で十八万四千円ということになっております。

一応資料によったものでございますが、大蔵大臣お認めになりますか。

○水野政府委員 数字といたしましては、委員御指摘のような数字になっております。

いますけれども、あくまで御指摘の数字は毎年毎年の当初予算で見積もりの額をはじくときの、すべて当初ベースでございますので、その間そのままだと思いますといういろいろな比較の数字が出てまいろうかと思います。

○**兒玉委員** 大筋としては間違いないということに確認してよろしいか。

○水野政府委員 毎年お出しいたしております数字は御指摘のとおりでございます。ただ、実績ベ－スではございませんので、数字としていろいろな問題がこの中に含まれておることはまた事実でございます。

○児玉委員　そこで、大蔵大臣にお伺いします
が、先ほど同僚の中村君もしておりますのででき
るだけ重複は避けたいと思っておりますが、先般
野党四党が提案しました二兆三千四百億円、この
数字につきましては現実から見まして当然の要求
かと私は存じます。今予算委員会の方で大筋が決
まろうとしている段階でございますけれども、や
はりサラリーマンの税金負担が非常に高い、重圧
感があるということとは紛れもない事実でございま
して、もちろん来年度は抜本改正をするというこ
の前の本会議での答弁でございますが、これにつ
いて再度大蔵大臣の御見解を承りたいと存じま
す。

○竹下 國務大臣　現在の税制に關しさまざまながみ、ひずみが生じ、また税に対する重圧感が指摘されておる。その重圧感とは、まさに今兒玉さんの御指摘なすつたいわゆる給与所得者の方々が、俗に垂直的公平と水平的公平というのがございますが、水平的公平の中でそんな感じを抱いていらつしやるであらうということが、やはり税制調査会に技術的な諮問をする一つの大きな要因になつたというふうに私も理解をいたしております。

○**児玉委員** 野党四党からいろいろな要求が出ておりますが、けさの新聞によると、大蔵省当局としてはそのような具体的な数字については一切物を申さない、こういうようなことが書いてあつ

たかと思ひます。いずれにしましても、減税問題というのは最大の民需拡大にもつながらる問題でございまして、来年のことを言うことは必要でないと思ひますけれども、現時点において大蔵大臣が、例えば医師とかその他自由業者とサラリーマンの所得税との間にかかりの開きがあるという事実はお認めになるかどうかということでございます。

○竹下国務大臣 いかなる税法も国会の審議をいっただいて成立するわけですから、その国会の審議をいっただいた税制に欠陥がありますということとは行政当局としては論議すべきことではないと思ひます。が、現実問題として、言葉としてクロヨンとかトーゴーサンとかいろいろあるように、サラリーマンのお方がある意味における重圧感を感じていらっしゃるという事は、いろいろな意見をこうして聞きますから事実であらうというふうに私も認識をいたしております。

○児玉委員 そこで、税務署の調査によつても脱税という言葉がよく新聞報道されているわけですが、どこどこで二億円とか、いや四十億円とか五十億円とか、そういうことを見ますと、いわゆる一般国民からの徴税捕提の声といひますか、地元の税務署へ行つても税務署の職員が足らない、こういう意見を聞くわけでございますが、完全な捕提といふことはできないにしても、現状の国税庁の職員で十分に捕提ができていない、私はこのように感ずるわけでございますが、現状について大蔵省はどのような見解をお持ちなのかお伺ひしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 実調率を見ましても、法人で十年に一回、個人で二十年に一回、こういうようなことになりましたので、実調率をなお上げるために税務職員の定員増をすべきじゃないか、こういう議論は、当大蔵委員会においては毎年のごとく実際問題として附帯決議等で御要請をいたしております。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕
したがって、その声を背景にして毎年いろいろ折

衝に当たるわけでありましたが、いつも申しますように、時に行政改革とか人員関係の問題になりますと、まず陳より始めると大蔵省自身がまず増員要求などは余り出さずべきじゃないというふうな環境の中でございまして、そういう皆さん方の附帯決議等の支えがございまして、したがって年々少しづつ実人員の増というのをやらしていただいております。これも児玉先生に言いますと別に褒められると思つて言うわけがございませぬけれども、五十八年、最近の私がなつてからの数字で、あれだけ背景の応援をいっただいて結局九人でした。それから、五十九年は二けたに乗つたというので大きな声をしましたけれども十六人、六十年が十一人ですから、二けたといつても氣ばかりの二けた。ことし初めて六十四人という増員が認められたといふことで、国家公務員全体で四千五百十八人純減となるという状況の中で当庁は六十四人の純増、これもやはり御支援のたまものであると国税庁職員一同心から感謝をいたしております。

○児玉委員 いつの週刊誌が新聞か知りませんが、大蔵省の職員を一人ふやせば何か四千四、五百億ぐらいの税金の徴収が可能だ、こういうことも出ていまして、やはりそういう立場から考えますならば、今六十四名の増員でも、考え方によつてはまた十分捕提率をふやすといふことから考へるべきじゃないかといふことを思ひますのでございしますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 これは厳密な統計をしておつたわけじゃございませんが、俗に一人ふえれば五千万といふことをよく言うわけでございます。その調子からいいますと、それは多々ますます弁ずるものはいろいろな情報とかを対象にしてやりますので、必ずしもその人数をふやしたらそのとおり比率で伸びるというわけにもいかぬのでございまして、私どももそういう問題意識は持つております。ただ、幸いなことに、最近、いわゆる国家公務員の行政窓口において住民に対して

与える感じの一番いい役所はどこだと思ひますと、税務署と財務局、こう言つていただくと、なりましてこれは大変心強く感じております。

○児玉委員 それで、租税特別措置法の内容についてちよつとお伺ひしたいと思ひますのでございしますが、建設省お見えになっていいますか。

これは中村委員からもあつたかと思ひますが、今回住宅取得の促進税制ができたといふことは我々も非常に関心を持つてゐるわけでございますけれども、現在例えば千五百万円以下の資産で、結局家族がふえて住宅の増改築といふことが非常にふえてゐるわけでございます。そういうことでございしますから、当然増改築等の案件についてもそれを対象に入れるべきではないのかといふことと、今回の減税の対象は三年といふことでございしますけれども、それを十年程度に拡大しろ、こういう御要望も強いわけでございます。

そのことと、非常に地価が暴騰してゐる。そういうことで、地価対策についてやはり抜本的な対策を講じなければ、たくさん金を持つてゐる人がその恩恵に浴する率が高いわけでございますが、低所得者はなかなかそういう恩恵に浴せない、こういうひずみがあるわけでございます。これらの点について御見解を承りたいと存じます。

○杉谷説明員 二つお尋ねがございしますが、順次お答えいたします。

まず住宅の増改築に対します減税措置を行うべきではないかといふお尋ねでございますが、住宅の増改築を適切に推進いたしまして居住水準の向上を図る、こういうためには財政とか金融とか税制上の措置を講ずることが大切である、このように考へております。こういうために、公営、公団住宅の増改築とか住宅金融公庫の住宅改良貸し付けとか、あるいは財団法人の住宅リフォームセンターによります増改築に関する技術開発、情報の提供等、こういうようなことを建設省では行つております。お尋ねの住宅の増改築を実施した場合の税制上の優遇措置についてでございますが、最近要望が強くなつてゐるというふうに認識してお

りますので、今後の課題といたしまして検討してまいりたい、このように考へております。

それから二番目の住宅ローン減税の適用期間を三年から十年に延ばす必要があるのではないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、住宅税制の拡充とか改善に努めております建設省といたしましては、住宅税制が充実されることは基本的に大変望ましいことである、このように考へておりますけれども、今回の住宅減税につきましましては大変厳しい財政事情のもとで行つた減税でございます。住宅取得者の負担が相対的に重い住宅ローンの償還の初期段階に減税措置を重点的に行うといふものでございまして、また今回の住宅減税の規模が来年度の減税額全体の相当部分を占めてゐる、こういうようなことから、全体的バランスを考えますと相当の規模の減税である、このように認識しております。そういう意味におきまして現状においては妥当なものではないか、このように考へてゐるところでございます。

しかしながら、今後とも住宅税制につきましては税務当局とよく御相談いたしながらその拡充とか改善に努めてまいりたい、このように考へております。

○河原崎説明員 国土庁でございますが、地価の点についてお答えをさせていただきます。

近年、土地の値段は全国的には安定をいたしております。住宅もそうでございますが、一部、東京都等の都心部におきまして著しい地価高騰が見られるわけでございます。これは基本的に事務所需が非常に旺盛であるといふことかと思ひますので、既成市街地の高度利用等によりまして需給緩和を図る必要があると思つておりますが、さらにこういう地価高騰が周辺に及んでいくといふようなことを懸念してゐるわけでございます。地价的にも都心等に限定されておりますので、私どもも東京都とよく連絡をとりながら当面の対策をとつてまいりたいと思ひます。

○児玉委員 何といつても、住宅建築の最大の障害はやはり地価政策にあると思ひます。そういう

う点から、もう少し技術的な地価抑制という政策はできないのかどうか。また、いわゆる各都市においてこの問題が重大な問題である関係から、もう少し画期的な地価の抑制策というものを考えるべきではないかと思うのでございますが、それについて見解を承りたい。

○河原崎説明員 先生御指摘のように、私ども今の東京都を中心といたします地価の高騰に對しましては大変問題意識を持って対応しなければいけないと考えております。先ほど申しましたが、一つは中心地でありまして業務用地の供給、それから周辺地、住宅に關しましては宅地供給の促進というような土地の供給の観点、それからさらに具体的な土地の取引に關しましては、国土利用計画法を初めといたしましてそういう取引の規制によりまして現在の適正化を図っておりますのでございますが、なお具体的な点につきましては、東京府とも今申しましたように連絡會議を持っておりますのでございますが、そういう場を通じてまして土地取引の監視の徹底等努めてまいりたいと思っております。

○児玉委員 今回、民間活力導入を名目とする租税特別措置の新設がなされたわけでございますが、内容を仔細に見ますと、特定の企業、特定の産業、こういうものを対象とするような問題があらうて、とにかくその恩恵に浴するのはい部の企業、産業である、こういうふうな不公平税制に對する批判があるわけでございます。特にアメリカのレーガン等も、税制改革については大胆に特別措置は廃止するというようなことが提起されておりますが、我が国の場合は、一般的にこのような性格の税制を新設せず既存のものは順次廃止する方向で提案しているけれども、大勢はやはり特定企業、産業に恩恵が浴するような方向にあることは極めて遺憾であつて、これについて政府はどういうふうな考えを持っておるか、お伺いしたいのであります。

○竹下國務大臣 まず基本的なことを申し上げますと、そもそもしわゆる租税特別措置というものは、これは私は、「六十一年度の税制改正に關する答申」とそれから「今後の税制のあり方について答申」という昭和五十八年の答申を見ますと、よく書いてあるなと思ひます。まず五十八年の答申を見ますと、これはその年度だけのものではなく中間答申みたいな感じで出たものであります。が、「租税特別措置は、特定の政策目的を實現するため税負担の公平その他の税制の基本原則をある程度犠牲にして講じられてゐるものである。したがつて、常時、個々の政策目的と税制の基本原則との調和を図る見地からそのあり方について吟味を行う必要がある」ということが言われるわけでありまして、そして六十一年度税制においても租税特別措置は、今おっしゃいましたとおり、「累年にわたりその整理合理化が進められてきたところであるが、厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一段と強く要請されることから、昭和六十一年度においても更にその整理合理化を進めるべきである」としたが、今度は「新規の政策税制の創設は、厳にこれを抑制するものとし、真にやむを得ないものについても、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則を堅持すべきであり、同時に、税制の基本原則を損なうことのないよう対処することが必要である」とこれがやはり租税特別措置の鉄則であると思ひますのであります。

したがつて、レーガン税制というのは、これは別の角度から見ますと、レーガノミックスが発表されてから、言つてみれば租税特別措置を余計にくつて、それでもって景氣回復をやろうというところが續いてきて、それがむしろ今反省の上に立つて、私どもがかねて考へておつたように、租税特別措置はできるだけなくしようというふうな今度のレーガン税制のときにはある程度変わったなという印象を受けております。したがつて、一時的な効果はございますが、現に租税特別措置そのものは、やはり鉄則はある程度税制の基本をゆがめるものだといふ考へ方はいつでも持つていなければならぬと思ひます。

そこで、今度は東京湾の問題ということになりますと、いわゆる民間活力の發揮を推進していくための政策的な意味を持つ。まずいろいろな角度から議論してみても、租税特別措置として現在の世相では許容できる限度ではなからうかというところでそれをお願いをしておるわけでありまして、で、特定の企業等を念頭に置いて、いわゆる企業優遇、金持ち優遇、こういう考へ方で行つたものではなないというふうに理解をいたしております。○児玉委員 東京湾横断道路の問題が生まれたので、特にこれは建設省にもお伺いしたいのです。が、出資についての控除は關連する特定企業に對する優遇策であるけれども、特定会社とは一定の企業に限定するの、複数であるのか、それから出資規模についてはどうなつておるのか、それから減税規模の見込みはどうなのか、それから減税の期間はどれくらいを見込んでおるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○三谷説明員 お答えいたします。東京湾横断道路の事業規模は一兆一千五百億円を考へております。それで、出資の額でございますが、六百億円を考へておまして、うち日本道路公団が二百億円を予定しております。残りの四百億円が地方公共団体とそれから民間が半分ずつ、こういうようなことを大体的に目安にしております。

民間出資の会社のことでございますが、現在のところ全く未定でございます。それから、これはこれから御審議をしていただくことになるうかと思ひますが、会社とはいわゆる商法上の会社でございます。全くと自由になつて仕事をやる。理論的には複数ということも可能かと思ひますが、實際には一つだろと思つております。

○児玉委員 今、後はわからなかつたのですけれども、複数か単数か、それはどういふことなんでしょうか。

○三谷説明員 これから審議をしていただく内容にかかわる問題でございますが、現在私どものところ考へておりますのは商法上の会社でございます。

ますので、その会社が道路公団と協定を結んで東京湾横断道路の建設並びに管理をやるように考へておるわけでございます。したがひまして、商法上の会社でございますので、いわゆる理論的には幾つかの会社があつてもいいことになるうか、こういうことでございまして。

○児玉委員 それで、この政府の方針でもいろいろ具体的な優遇措置が書いてあるわけでございますが、申し上げましたような減税の期間、何年間というふうになるのか、あるいは一年限りなのか、その点についてお伺いしたいと思つております。

○水野政府委員 現在御提案申し上げております租税特別措置法におきましては、昭和六十一年四月一日から六十六年三月三十一日までの間に設立または資本の増加に伴う払い込みによりまして取得する株式について適用する、期間の点につきましてはこうなつております。

それから、先ほど御質疑のございました減税額につきましては、民間出資が具体的にどの程度のものになるかという点と關連するわけでございまして。先ほど建設省の方から御答弁のございました四百億円のうち、地方公共団体と民間とが半々であるといふことでございまして、民間が二百億円といたしますとそれが一度に行われれば十億円弱の減取額になるわけでございまして、それがどのような期間にわたりまして設立払い込みあるいは増資払い込みが行われるかによりまして、現時点といたしましてはその点は明確ではございせんが、いろいろ計算いたしましたも本年にございましての減取額といたしましては一億円には達しないものではなないかと考へております。

○児玉委員 次にエネルギー基盤高度化の設備投資促進税制について触れていますが、現在電力会社に対しては円高によるところの差益を消費者に還元せよ、こういうふうな声が大きいわけでございます。御承知のとおり今円高によつて為替相場は大体二百円以内でございますけれども、二百円として

想定した場合に一バレル二十ドルというふうな計算にしても、まだこれより実勢は安いかと思いがすが、電力業界の差益は大体一兆一千八百億円以上、それから石油業界でも二兆八千億以上、こういうことが言われておられるわけでございます。これによってやはりその差益の何割かは当然消費者に返すべきではないかというもつともな意見があるわけでございますが、これについて大蔵省としてはどういふふうな見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 今兒玉さんおっしゃいましたような基礎的な条件が完全に一年間継続したら、今おっしゃったような数字がいろいろ取りざたされおるわけでありませう。

これは基本的には通産省のお答えになる課題でございますが、私も種々議論しておりますことをあえてこれは番外で申し上げますならば、いわゆる石油業界というのは政策価格、政府が認可、許可したりして値段を決めるものじゃないわけですから、したがって、乱売競争、過当競争になりますと必然的に、あるいは今よく言われまうのがガソリンスタンド六万軒ですか、お医者数の数が十六万、酒屋の小売が十七万、たばこ屋が二十六万、土建屋が五十二万という基礎的な数字がよくありますが、そういう乱売とか過当競争によっていふ差益の出ない業界も恐らくあるかと思ひます。

だが、電力会社のように、お値段は政府が認可するわけですから、したがって、ここからは今単純に計算してみても、よく円高一円で百二十億円、こういうことが言われるわけでありませう。それをいろいろ御議論なさっておりますのは、我が方の角度から言いますと、粗っぽい言い方ですが、半分は法人税でちょうどいいというところになるわけですが、政府が立てましたこの間の経済対策の中で、電力会社が今後三年間に行う設備投資の前倒ししたりしてやることによって、公共事業的なものがふえていくことによって国民全体に影響するの、一つの方法ではないかという議論が種々

なされておるわけでありませう。したがって、それだけの業種によって相違がございますから短絡的に、例えば一世帯当たり数百円をお返しするよりも公共事業的なものにそれを使った方がいいんじゃないか、こんな議論もいろいろありますが、その点につきましては、何か五月の何日かまでに通産省の方でその結論を出すように作業をする、こういうことでございませうので、相談があれば私もかなりの意見は吐きますもの、今のところは所管省の勉強を見詰めておるといふのが現状でございます。

○兒玉委員 先ほどちょっと答弁がありました、三月末の決算を待たなければ総体的な判断はできないということでございますけれども、私は九州でございませうけれども、九州電力でも差益についてそれを何に使おうか、こういうことで非常に苦慮しているということも、電気会社に働いている皆さん方からの意見としても聞かれるわけでございます。この租税特別措置法の中にも、地下ケーブル等もその施設に対して租税特別措置をするというところがちゃんと書いてございませうが、それは都会地の場合であつて、地方においてはまだそのような必然性は極めて薄いのではないかと考へるわけでございますが、このような地下ケーブルに埋設するといふような点については、一体どのような見解をお持ちであるのかお伺いしたいと思ひます。

○水野政府委員 今年度の御提案申し上げております租税特別措置法の改正の中の一環として、電線のケーブル地下化、これに伴いますところの設備につきましても特別償却制度も創設を御提案申し上げていましてございませう。

この点につきましては、一つには民生活の観点、それから都市交通、大都市及びその周辺の交通の緩和、それから電力等の安定供給に資する、このような目的からこういう措置を講じていただいているわけであつて、御提案申し上げてい

る次第でございませう。

類の地中化設備というのは、全体から見ても程度のものを考へられてゐるのか、それについてお伺いしたいと思ひます。

○水野政府委員 その中身といたしましては、大都市、人口の集中その他の状況によりこれに類する地域も含むわけでございますが、大都市とその周辺地域における送電、配電、有線によります電気通信設備を収容するために地下に設ける施設の設置に必要な工事のうち、円滑な道路交通の確保、電気または電気通信役務の円滑な供給に資するといふものを対象にいたしまして制度を考へてい

るわけでございます。

個々の対象となります工事、設備等につきましては、具体的には個々の工事ごとに大蔵大蔵が指定をさせていただくという制度を現在考へさせて

いただいておりますわけでございます。

○兒玉委員 そうしますと、都市化、市街化、地域においてはかなりの差異があるわけでございます。その点から考へましても、北海道、四国、九州における円高差益の使い方が大変問題になるわけであつて、都市部の場合は市街化対策として必要であるけれども、他の地域においては大変なアンバランスが生ずると思ひます。その辺の見解についてはどういふふうにお考へであるのか。

○竹下国務大臣 地域的な問題では私も今ちょっと記憶しておりませんが、何キロを何キロに延長したという話、確かに電柱を倒して地下に入れても都市集対策みたいな感じがあつて、お互いのような農村には電柱が立っておつた方が我がふるさとという感じがするのじゃないかと言ふ人もいます。したがって、今の電気通信施設等を地下に埋めることそのものは、キロ数から見ましても恐らく都市に集中しているのだらうと思ひますが、地域によつてはあつたと思ひます。

今までの経験でも、東京電力は例の万博の施設のところを地下にいたしました。それから中部電力は、掛川駅前の木材を使つて歩道をつくるというユニークな発想で、電力会社と相談して全部電

柱を外してしまつたということがありますから、地方地方でそれぞれ計画もあらうかと思ひますが、大別して申し上げますと、北海道電力は石炭産でございませうから恐らく余り差益も出ないでございませうけれども、あまねく国民に敷衍するといふことになれば、それは税金でちょうどいいそれを財源とするという方が合理的な理屈としてはあり得るかもしれませんけれども、民生活の立場とその差益を特定したものに使うことによつて経済政策にも役立つといふようなところの兼ね合

いでございませうので、地域は私定かに知りませんが、大都市の方がそのキロ数にしても恐らく多いのじゃないかと思ひます。

○兒玉委員 今大臣の御答弁もありましたが、これはかなり具体性を持つ計画でありますので、数字をもつてもうちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、個々の工事につきましては法案の成立を待つて個別に大蔵大臣が指定するなど作業を進めてまい

るわけでございますので、今後準備をしてまいるところでございます。そういう点につきましても、御指摘の点も踏まえて、今後具体化の段階で検討してまいりたいと思ひます。

○兒玉委員 同じく、円高の影響で特に輸出型の中小企業が大変窮地に立っている。かなりの企業が倒産その他の非常に苦しい状況にあるけれども、この際、輸出型の中小企業に対して政府機関からの長期低利の融資、拡大、条件緩和、こういうことを真剣に考へる段階に來ているのではないかといいことでございませうが、これについて御見解を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 この問題につきましても、まずやりましたのが、とりあえずそういうところへの融資については御迷惑をかけないようにしよう。第二段階で金利の引き下げを行いました。そこへ持ってきて今度は例の、我が方でお世話になりました五十九年度の剰余金を使わせてもら

う法律と一緒に参議院に行きまして、参議院も早と上がつて既に成立しましたのがそういう関係の中小企業に対する融資制度等についての法律であります。それで、政令も先々週でしたか既にできまして、今通産省の方で主として、そういうのは割合に産地みたいなのがあってそこに集中しておりますので、地方公共団体あるいは出先の通産局等を通じて調査をしておられると聞いております。

特に円高の場合は、円高差益が出る企業にとつてはメリットでございますが、それにしまして——電力も三月期から安いものが入ってくる、こんな感じでございますけれども、他のいろいろな資源、資源の乏しい国でありますから輸出産業といえども資材はみんな輸入しますが、原材料が下がってくるというのは私が思っていたよりはるかに時間のかかるものだ、こういう感じがいたしましたので、円高デメリットの方がメリットより先に出るな、こんな感じは持っております。特に、韓国とか台湾、そういう中進国が追い上げてきた、それと並んでおった、わずかに競争力を持つておったようなところが大変競争力を失つていく。それに対しての融資制度は、新聞にも出ておりますように、アメリカから、輸出競争力をささにつけるための対策じゃないか、我が方は、いや、そうではなくして当面の施策と転廃業だ、こういう議論も、これは通産省の所管でありますもの、しておるようでございます。

いずれにせよ、お困りになつて、例えば成約がまだ確定しない、普通ならもう契約ができていいのが契約ができない、そういうようなところのつなぎ融資、あるいは、とりあえず転廃業を考えていくとか、そういうふうなところに対する資金手当ては十分に用意した。それで、その実態調査にかかつておられるところで、我が方はそれに対しては協力していかねばならぬというふうな態勢になつておるといふのが現状でございます。○水野政府委員 ただいま大臣から申し述べました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法、先

般二月に御可決いただきまして、先月の二十五日から実施されておるところでございます。

その中で税制上の措置といたしましては三点ございまして、円滑化計画を実施する商工組合等が構成員に賦課いたしますところの負担金、これは特別徴収の対象にいたします。それとともに、それはまた増加試験研究費の税額控除の対象にいたしますというのが第一点でございます。

第二点は、商工組合等の方が負担金を賦課いたしまして、その集まった負担金で取得いたします試験研究用資産につきましては、圧縮記憶の対象に加えるというところで課税の特例を講ずることとしたしておるわけでございます。

第三点といたしましては、認定を受けました特定中小企業者につきましては、繰り戻し期間を一年間とする欠損金の繰り戻しによりますところの法人税の還付措置を講ずるといふものでございす。御承知のように、現在欠損金の繰り戻しによりますところの税額還付制度は停止いたしておるところで、原則的にはこれは適用がないものでございす。今、今回、特にこうした特定中小企業者につきましては繰り戻しを特例的に講ずる、こういうふうにいたしておるところでございます。

これらの点につきましては、既に法律が先月から実施され、その適用が行われているところでございます。

○児玉委員 そういうような状況を理解します。が、当然これについて、恐らく三月期の決算ではかなりの倒産が予想されるのではないかと、これも非常に懸念しますが、それに先立つて、やはりこの際、官公需等の適用ということに率先して考えるべきではないかということについて見解を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 中小企業が、言つてみれば非常に円高デフレ、そういう環境の中で苦しい。したがって、これも中小企業庁が中心になつて、我々が一緒にやることがございす。官公需の発注について、なかならず中小企業の方へ目を向けて手厚くやれ、こういう御趣旨だと思ひるので

あります。

年々そのシェアは上がつてきておりますが、いわゆる輸出関連中小企業と官公需等が、どれだけのものが結びつくかというところは今直ちに答えるだけの能力は持っておりませんが、御指摘の官公需等に中小企業の参加をより配慮すべきであるというところは、原則的に私も賛成です。

○児玉委員 特に中小企業というのが非常にこういう円高差益等についても経済基盤が弱いということからこのような問題が出るわけでございますが、この際、大蔵省としても最大限の努力を払つて、三月期の倒産もできるだけこれを防ぐということについて格段の努力を払うべきではないかというところでございます。これについて御見解を承りたい。

○竹下国務大臣 具体的に申し上げます、我が方ははいわゆる金融対策においてそれらに対応することにならうと思ひます。が、個々の企業ということになりますと、それぞれ所管省もございす。が、今の趣旨を体して十分対応していきたい、このように考えます。

○児玉委員 この点は前回も申し上げたわけでございますが、たばこ消費税の問題でございまして、沢田委員からある話がございまして、中曽根総理は、これは大衆課税ではないということ、でけんもほろろに突っぱねる答弁をされておるわけでございますけれども、私はそうとは思われないわけでありまして、やはり値上げ決定の時期等から判断しても、大蔵省としても自治省との関係で大変苦しい選択をされたことは十分わかるわけでございます。少なくとも昨年、たばこ関係が民営移行して、これから民営企業としての立場から積極的な努力をしようというところであつて、しかも百一国会においては、たばこの民営化に関する問題として約十九項目の附帯決議がされておるわけでありまして、

そういう点から考えましても、やはりたばこは皆さんの消費者がおりますし、これが与える影響というのは、一本一円としても極めて大きな影響があるわけございまして、この点について、特に百一国会においては十九項目の附帯決議を含めて、これからのたばこ消費税についてはたばこ消費の動向等を十分配慮して、関税の問題あるいは雇用の問題、また工場の統廃合、さらには皆さんのたばこ耕作組合という緊密な関連のもとにこの法案が通つたことは、大臣が十分御承知のとおりであります。

そういう点等を考えます場合に、このままの状態ではたばこ関係の組合もまた経営者も非常な問題があると思うのですが、先般御質問がありましたけれども、きょうは立場を変えて大蔵大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○竹下国務大臣 まず、今度のたばこ消費税の引き上げ措置につきましては、先般私が重点的に申し上げました。それは手続上の問題が確かに一つございす。それは手続が間違つておるか——間違つておつたといへばそれじゃ出し直していいということになりますから、間違つておつたとは言いませんが、いささか適切を欠いたというふうな気持ちには十分ございす。実際問題、ぎりぎりの決着のときに、地方財政等どうするかというときに決断をして、事後に税調にも持ち込み、いかに一人株主であるといへば長岡社長さんにも事後に申し上げ、それから十萬耕作者の方にも、それから二十六万の小売店の方にも事後に申し上げたという感じですから、その点については手続は間違つておるとは言えないにしても、私も、私としたことがこんなことをしなければならぬようになったという自問自答、大反省をしております。

それからもう一つの問題は、地方財源のためだつたから、国がこれで一銭も取らうと思ひませんからというので、地方行政委員会等では幾らかの許容されるムードでございますが、そういうものも時には感ずるわけございす。その、もう一つは、今御指摘のありました百一国会で明快的に附帯決議がなされておるわけでありまして、基本的に私は、これが附帯決議に反するものだと必ずしも思わないにいたしまして、やはりこの問題と

○竹下内務大臣 確かに御指摘のとおりでございます。まして、ことしの場合には臨時異例の措置といひか、手続上も臨時異例であつたと思います。したがつておわびを申し上げておるわけでありましたが、来年度どうするかという問題は、税調そのもので恐らく四月以後御審議の対象になる問題ではなからうか。その場合には産業界、製造独占といへ日本たばこ産業がございます、そして世界一の労使関係だと私は思いますが、その世界一の労使関係の中で恐らくいろいろ合理化対策を御議論なさると思います。

それからもう一つは、減反を余儀なくされる耕作者の方との人間関係は今非常にうまくいっているとは私は思っておりません、これは監督官庁というよりも株主として見ております。しかし、これもは慎重な上に慎重を重ねていくべき問題だ。これは

たばこも同じほどかかるわけでございますけれども、今水野局長が答えましたようにこのことも若干の値上げによる減収が初めから予測されるくらいでございますので、そういうことも総合的に勘案しながらきょうの議論を税調にお伝えして、これは本当に慎重の上にも慎重に抜本策の中でその位置づけをしてもらうことではないかなというふうな思っております。

○**兎玉委員** 局長にお伺いしますか。今後の増収に伴つて産業界への打撃に対する政府の責任ある対応策、さらには新会社の業務量縮小に伴う会社財務の悪化、あるいは先ほど大臣も答弁しましたけれども労働者、耕作者の影響あるいは日本たばこ問題等の影響について非常に憂慮すべき事態があると思うのですが、それについてどういふふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○**水野政府委員** 先ほど御答弁申し上げておりまゝ

すように、今回の措置によりまして、それがたまたま現在の内外の経済情勢をも勘案いたしました、すくなくとも国内産紙着きたばこにつきましてはその消費の動向に影響の出ることはやはり確かであるろうと思われまゝす。そういう点からいたしまし

て、私も、今回の負担引き上げ措置を講じます際におきましてもいろいろとたばこ産業株式会社なり監督の立場にある理財局等とも省内でいろいろ相談はいたしたところでございます。そうした点につきましては、先ほども申し上げたところでございますが、極力経営の効率化、多角化、こういったものを推進することによりまして、葉たばこ耕作者、流通関係者、こういった方々への影響をできるだけ吸収してまいるように大蔵省といたしまして全体として努力をいたしてまいりたい。私もどうしても、そういったたばこ産業株式会社を指導監督する立場にある大蔵省の一環といたしましてまたそうした方向で努力をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○児玉委員 最後になりましたけれども、現在、たばこ産業の従業員、組合員は何名であり、またたばこ耕作者の数と耕地面積は何ヘクタールあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○水野政府委員 たばこ産業株式会社の職員数といたしましては、技能一般職、技能(一)職と申しますか製造に関係いたしております職員の方々といたしましては、五十九年度に一万一千五百三十八人というふうに私どもお聞きをいたしておりました。

耕作面積でございますが、五十九年度の許可面積といたしましては五万三千七百四十三ヘクタールであると私どもお聞きをいたしておるところでございます。

耕作者といたしましては、五十九年度の数字でとりますと八万八千九百六十二人、こんなふうにお聞きをいたしておるところでございます。

○児玉委員 大蔵省の所管にある全国のたばこ小売販売者は、

○水野政府委員 先ほど大臣からも御答弁申し上げておりますように二十六万店というふうには言われておりますが、五十九年度といたしましては二十六万三千五百五十八店というふうに相なっております。

○児玉委員 大臣がお立ちになりましたけれども、

も、やはり今日のたばこ消費税の決定についてはいろいろ問題がありました。今後こういうふうな国民生活に関係の深い値上げ等については、関係団体あるいは小売人、それにたばこ産業組合、それからそこに勤務する労働者、こういうふうな多面的な立場からの意見を十分尊重して決定すべきではないのか、こういうふうにご感ずるわけでありまして、そういうことを十分肝に銘じて今後誤りのない対応を強く要望し、せっかく政務次官もお見えでございますので、最後に見解をお聞きしまして私の質問を終わります。

〔堀之内委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○熊川政府委員 先生御指摘のとおり、一方においては民間活力の活用というものがあろうかと思えます。また他方においては、実質的な負担となるようなものは極めて慎重に配慮すべきである、こういった基本的なスタンスはやはり堅持しなければならぬというのが一つ。さらにまた、実質的な負担になるようなもの、あるいは税というようなのは、国会の審議を慎重に仰いで行うというスタンスが必要であらう、こんなふうに思っております。

しかし、今回のものは、従前の専売公社のころの実質的な負担と移行後の国または地方のたばこ消費税の合算というふうなものが大体均衡していること、それから、地方の財政拡充の一環という非常に特異な、また臨時的な配慮もあったというふうなこともございまして、総合勘案して、非常に難しい事情ではございましたが特段の御理解を仰いで御了承を賜りたいと存じます。

今後は先生の御趣旨というものを十分踏まえて行動すべき、重要な御意見と拝聴いたしました。

○児玉委員 終わります。

○中西(啓)委員長代理 柴田弘君。

○柴田(弘)委員 租税特別措置法の改正という一番大事な法律で、各党を代表するトップバッターで公明党を代表しては私が質問させていただきます。

けであります。そこが肝心な大蔵大臣がお見えにならない。本当は、ここで大臣がお見えになるまで休憩すべきだと私は思うのですが、委員長初め皆さん方のたつての要請でありますので質問させていただきますことになりました。今後はこういうことのないように、ひとつくれぐれもお願ひしたいと思います。

私がまずお聞きしたいのは、ここ十年間、あるいは五年間でも結構であります。増税なき財政再建」という観点から、租税負担率の一体どのようにならしたのか、それから、それぞれ税率の引き上げ等々で各年度増税いわゆる税制改正が行われてきたわけでありまして、そういった推移は一体どういふものなのか、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○水野政府委員 御承知のように、今年度におきましてこの租税負担率は、国税といたしましては五・七％とされておるところでございます。地方税を推計いたしますと九・四％でございます。二五・一％、合算するとそういう数字に相なっております。これをさかのぼって見ますと、補正後の数字でございますが六十年度が二四・八％、その前の五十九年度が二四・三％、五十八年度が二三・七％、このような数字と相なっております。

五十七年度以降「増税なき財政再建」ということで予算編成をし、税制改正を進めてまいっているところでございます。五十七年度以降におきましては大きな税の増収はいたしておりません。しかしながら、租税負担の公平という観点からは是正措置あるいは若干の増収措置等を毎年講じさせていたしております。それはおおむね増収の二％程度の範囲でございます。例えば六十年度は国税といたしましては三千八百八十億円の増収措置でございますが、六十年度は二千八百九十億、五十九年度は六百五十億、五十八年度は七十億、五十七年度は三百億、五十六年度は七十億と申します。それより未満のものの増収増収と相なっております。

〔中西(啓)委員長代理退席、笹山委員長代理着席〕

○柴田(弘)委員 今主税局長は、増税は税収の二％程度なんだ、だから一％以内なら「増税なき財政再建」に抵触しない、たとえ租税負担率が上昇しても、こう言われる。このことに私は今率直な疑問を感じたわけでありまして、

そこで政務次官にお尋ねをしたいわけでありまして。本来ならば大臣がお見えになったらお尋ねしたいところですが、悪く思わぬでください。「増税なき財政再建」というのは一体どういうことでしょうか。

○熊川政府委員 難しい問題ですけれども、現行の税制の枠の範囲内における財政の再建、こういうふうに理解しております。

○柴田(弘)委員 現行の税制の枠内における再建、こういうことでのいいのですか。

○水野政府委員 従来、臨調答申におきましてこの「増税なき財政再建」という大きな方向の中で税制改正が行われてまいっております。その趣旨はただいま政務次官から申し述べたところでございますが、これを従来から言われている言葉に即して申しますと、「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらしうな税制上の新たな措置を基本的にはとらないというふうなたびたび、五十七、八年代から申し上げておりました。大体この線が「増税なき財政再建」につきましましての基本的な定義というふうに私ども承っております。

○柴田(弘)委員 そうしたら、疑問点は二つあるのです。今主税局長から答弁をいただいたわけでありまして、現実に私、昭和五十一年度からの税制改正による増収分、あるいは減税もあるわけでありまして、見てまいりますと、昭和五十一年度は、自動車関係諸税の税率の引き上げ、また租税特別措置の整理合理化ということもありまして、平年度が三千八百三十億、初年度が千八百

〔笹山委員長代理退席、委員長着席〕

一億円、そして初年度四千三百四十億

年度が三千四百八十億、初年度がこれ

頁第五号
大藏委员会議录第六号

そして一方、租税負担率も、昭和五十

でありますから、臨調が言っております。

水野政府委員 五十一年度以来の税制

一九三五年三月五日

「増税なき財政再建」につきましましては、

それから、基本的にはこうした措置を、

方向としてはますます「増税なき財政

1000

これは本来大臣に聞くべきであります

向があるわけでございます。したがい

一七

税を中心とした税制のゆがみ、ひずみ、重税感、重圧感等の見直しが行われておるといふところでございます。

ただ、現時点のような財政事情でございますので、全体としての負担の水準からいたしますと、昭和五十七年に「増税なき財政再建」という大きな方向が打ち出された後におきましても、若干ずつの負担の上昇はございますが、現在の財政状況等からいたしまして、この程度の水準の推移は大きな「増税なき財政再建」の方向から外れるものではないのではないか、このように考えておるところでございます。

○熊川政府委員 ただいまの局長と実質的には同じに理解しておりますが、やはり柴田委員も御理解いただいておりますが、「増税なき財政再建」というのは基本的な理念あるいはファンダメンタルなプリンシプルとしてあるもので、全くふえてはいかぬということではないと御理解のことと思われまふ。したがって、若干のこの調整とかあるいは自然増収とか、時にまた政策減税などがあった場合の総合的な判断のもとに、足りなければ増税でもって賄うという安易なスタンスを厳に規制するというその基本姿勢と理解させていただきます。ありがとうございます。

○柴田(弘)委員 苦しい答弁をなさっております。これ以上私は質問しません。

主税局長、あなたは、でこぼこ調整だ、それで今財政上からいって苦しいんだからこの程度の微調整の増税は「増税なき財政再建」に抵触しませんよ、これは私は大蔵省流の勝手な解釈だと思ふ。それなら聞きたいのだが、あなたは今一％程度ならいいよとおっしゃった。確かに四十兆、この増収の中で一％だから四千億ですか、まあまあその程度ならいいですよ。二千四百億円のたばこ消費税も、この間の本会議の私の代表質問に対して、中曽根総理はこれは微調整だとおっしゃった。であるならば、一体何％を超えたら「増税なき財政再建」に抵触するのか、増税になるのか、それから金額的に言つてそれは何兆円を超えたら

増税になるのか、これはやはりはっきり示さなければいかぬと思う。そうでしょう。ひとつ明確にしてください。明確にしてもらわなければストップする。

○水野政府委員 ただいま政務次官から御答弁ございましたように、「増税なき財政再建」、これはいわば言葉だけの問題ではなくて、今後の財政運営のための大きな一つの理念をここで言っているものであるというふうに私も理解させていただきます。いっているわけでございますので、これが何％になり何千億円になったらこの原則と反することになるというふうに厳密な定義といったものを私どもは考えておるわけではございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、「増税なき財政再建」が打ち出された後の増収の規模が三千億円程度で、おむね増収規模の二％ぐらいになっておる。したがって、六十一年度におきましても三千八百十億円でございますので、従来この三、四年間の経緯を見ましても、この程度の規模のものであれば「増税なき財政再建」に外れるということでもないのではないかとこのように点を先般の本会議の趣旨説明の際にも政府の方から御答弁がされたというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○柴田(弘)委員 納得できませんね。

委員長、今お聞きのように、私の質問に対して、初めは、この程度の増収は「増税なき財政再建」に抵触しない、それは増収の一％程度なんだ、微調整なんだ、しかも財政が苦しい、その財政上から見てこれはやむを得ぬことだ、当然のことだ、こうおっしゃった。ところが今御答弁を聞くと、「増税なき財政再建」というのは理念を言っているものだ、こういうことを今おっしゃったわけですよ。こう言えはあやう、あやう言えはこう言うというもので、これは明らかに私は矛盾していると思ふ。だから、一％程度というなら、じゃ百歩譲つて、「増税なき財政再建」に抵触するのはいわゆる増収の何％なのか、それから臨調で言っているいわゆる租税負担率の上昇というの

は、何％上昇したらそれは「増税なき財政再建」に抵触するんだ、これはやはりはっきり明確にする必要があると私は思う。それを理念理念と言われた答弁。こう言えはあやう、あやう言えはこう言う答弁で逃げられておたら、私はこれ以上質問する気はありません。というのは、これは大型間接税の問題をこれから本場で質問しよう、こういうことであるという聞いているわけですよ。大事な問題でありますから、しっかりと答弁してもらわなければ、明確にわかりやすく答弁してもらわれないと、これ以上質問を続けられませんか。

○熊川政府委員 柴田委員が国の財政の長期的展望と私たちの子供や孫のことまで考えて、世代間の公平というようなことまで考えて、厳しいといいますが厳格なというか、正すべき基本的な姿勢というものに情熱を注がれている点は、私たちもいたくわかるわけでありまふ。

しかし、御案内のとおり、また委員十分おわかりの上での御質問であるわけでありまふが、「増税なき財政再建」というのは全く基本的な原理でありまふ。その基本的な原理の上に、ファンダメンタルなプリンシプルの上に幾つかのルールができてくるわけですから、その小さなルールの中ですと、あるいは一定の額を明示するというようなことも望ましいかもしれませんが、これはスタンスの問題であるので、これがパーセントというふうに余り厳しくせられないところに原理の原理たるゆえんがあるのではないかと、こんなふうに思ひますし、時に触れGNPの問題あるいは緊急度その問題、さらには財政の根本的な改正、政府税調のその時期あるいはこの傾向、随時の答申のこの姿勢、こういうようなものを総合的に勘案しての現段階における政府の姿勢ですので、この辺も温かく御理解いただきたいと思います。(休憩だ)と呼ぶ者あり)

○柴田(弘)委員 しゃべりますがね。水野さん、あなたは初めからこれは理論ですよとおっしゃっていたら、私はそこまで言わないんですよ。一％程度とはっきりおっしゃったでしょう。だから、逆にな、ああそうですか、一％程度の増収ならこれは財政再建に抵触しませんか、百歩譲つて、そうですかとお聞きをして、それなら何％ぐらい飛び出たらこれは財政再建に抵触しますかと、当然後で質問せざるを得ないですか。そう言つたら、いや、これは理念ですよ。政務次官はファンダメンタルズの上にプリンシプルがどうのこうのと言つて、まあそれは熊川さんらしい御答弁だと思ひます。私は次官に聞いておるわけじゃないから御安心ください。しかし、これははっきりしなければいかぬですよ。こういう点をしっかりと出さなかつたところに、ずっと何年増税をやつてきたのですよ。そしてもう一つ言わしてもらえば、それが税のひずみ、ゆがみ、重圧感になつてきたわけじゃありませんか。だから根本的な税制改正をやるのだ、こういうことになつたのでしょ。その原因がそこにあるということとはわかつておるわけでしょう。どうなんですか。

○水野政府委員 先生御指摘のとおりでございます。この根本改革は昭和五十九年十二月の政府税制調査会の答申から始まつておるところでございます。いろいろな部分的な手直し、部分的な増収措置、こうしたものを重ねておつてはまさにゆがみ、ひずみも生じ、これ以上のそうした措置を続けることはできない、そういうところから根本的な改革に着手すべきであるというふうに税制調査会で指摘があり、それを受けて現在その作業が行われているところでございます。その点は委員御指摘のとおりであると私も考えております。

なお、先ほどの「増税なき」の規模との関連でございますが、決してあちらを言つたりこちらを言つたりということで申し述べたつもりはございませんで、従来から理念であるというふうには言われ、私もそのように理解をいたしてきておるところでございます。ただ、五十七年度以降の改正の規模、数字等につきまして先生からも御指摘があり、私も、今までの程度のものはおおむね「増税なき財政再建」にはもたらぬというふう

に扱われてきておりましたので、この程度のもので申しますかこうした水準のものでございまして、大きくはそれなりのものではなからうか。それは大体一％以内におさまっているわけではございまして、そうした点を若干数字に関連させて御答弁を申したわけではございまして、連ったことを申し上げたつもりはございせんので、御理解をいただければと思うわけではございせん。

○柴田(弘)委員 理解はできません。この問題は留保いたしまして、あと大事な問題がありますから、また改めてやろうと思ひます。

そこで、大型間接税、この導入はいわゆる「増税なき財政再建」に抵触しないかという事です。先ほど来からお話がありますように、全体としての増税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、これが「増税なき財政再建」でありませぬ。であるならば、大型間接税を導入しても、増減税同時に実施をして増税負担率が上昇しなければ「増税なき財政再建」に抵触しない、こういうことを言うことができませんか。これは大事な問題ですから、はっきり答えてください。

○水野政府委員 大型間接税につきましては、数年来御議論はございしますが、現在の時点での税制改正作業といしましては、とにかくゆがみ、ひずみを見つけ、それに対しまして是正措置を講ずるといふのがまず第一の課題であるというふうないたしました作業が進められているところでございまして、大型間接税等の問題につきましては現時点では全く白紙でございまして、

したが、いまして、そうした点に関連いたしましての御議論というのは非常に難しいわけではございしますが、この点につきましては、昨年の参議院の予算委員会でございますか、若干の御議論がございまして、これにつきまして大臣から申し述べております御答弁といしましては、全体として増税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置、それはすなわち、増税負担率の上昇をもたらすような新たな税目を設けるといふことはし

ないというふうに、この「増税なき財政再建」における増税の意味はそういうものでございまして、いふうな御答弁を申し上げているところでございします。したが、いまして、あくまで増税負担率の上昇をもたらすようなものを設けるといふことは、これは若干そこを来すのではないかと、そういうふうなニュアンスの答弁がされているところでございします。

○柴田(弘)委員 さっぱりわかりません。だから、初めの議論から私は何％だということをお願いするわけですよ。増税負担率の上昇をもたらすようなことですよ。そうすると、大型間接税を導入しても増税負担率が上昇しなければこれは「増税なき財政再建」に違背しないのか、抵触しないのか、こういうことをお聞きしているわけですよ。ところが、それは理念上のことであり、増税負担率が多少上昇してもそれはいいですよ、いふうにまた後逃げられるといふかぬものだから、私はここできちっといかなければならぬと思ひているのです。

だから、端的に聞きますよ。もう一回同じ質問をします。大型間接税を導入しても——つまり税制上の新たな措置をとる、こういうことですね、新しい税目をふやす。それを導入しても、増税負担率が上昇しなければこれは「増税なき財政再建」に抵触しませんよ、こういうことですか。

○水野政府委員 やはり同じような御答弁になるかと思ひますが、大型間接税なり一般的な消費税といった問題は現時点ではまだ白紙でございまして、そういう点に立ち入っての御答弁はいかがかと申すわけではございしますが、端的に今の御指摘、御質問に関連してお答えをいたしますとすれば、全体としての増税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置は「増税なき財政再建」とそこを来すのではないかと、いふうにお答えを申し上げるのが現時点での限界ではないかと思ひうわけではございします。

○柴田(弘)委員 委員長、お聞きのように私の質問に明確に答えてませんよ。端的に言ってもらえないのですよ。何も参議院における大臣の見解なんて、もう二年前の話なんだ。いよいよ抜本的な税制改正をやる、六十二年度からどうする、いふうな問題がありますよ。あるいは「財政の中期展望」によつても、増税、大型間接税の導入を明らかに大蔵省は画策をしている。こういふものは、わゆる国民の大きな不安感、不信感というものがあつて、私はお聞きをされているわけ、今の答弁では納得できませんよ、限界だなんて言つて。それは国民が聞いたらどうしますか。私は委員長の御配慮で、お申しつけで質問してきたのですが、こんな答弁で引き下がるわけにはいきませんよ。

○水野政府委員 去年の九月にこの抜本的な税制改革を総理から諮問をいただきましたときに、総理からは、今回の税制改革、これは「増税増を目的とするものではなく、また一方、現在の負担水準や財政状況等に顧みれば、増減税を必要とするものであつてはなりません」といふうにあいさつをいただいているわけではございまして、今回の税制改革作業は、増税の規模なり負担率というのはいんば横に置いて、税制それ自体につきましましてゆがみ、ひずみを除去し、安定的な歳入構造を確保することであるといふうに指摘をされているところでございまして、今回の税制改革作業と負担水準、増減税等と直接結びつけて考える環境にはない、税制改革作業との関連ではこのように考へておるところでございします。

○柴田(弘)委員 私は、税制改正の話はまだしていませんよ。要するに、理論的な構成として、これから議論を進めていく場合に、大型間接税の導入については将来において非常に危険感がある。「増税なき財政再建」を政府は貫き通そうと言っている。であるならば、その基準といふのは一体どうなのか。端的に言つて、今大型間接税の導入をしても増税負担率が上昇しなければ、それは「増税なき財政再建」に抵触しませんか。するならば、しないならば、いふうに答弁してもらえないわけでは

す。○水野政府委員 その点につきまして端的に御答弁申し上げるとすれば、いろいろ税目の組み合わせやあるいは制度の基本的な改革、もろもろございまして、増税負担率の上昇をもたらすようなものでなければ、それは「増税なき財政再建」には反しない、いふうに御答弁すべきものかもしれないと思ひます。

○柴田(弘)委員 初めからそう言へばいいじゃないですか。そこがまた問題なのです。くだいように言ひますけれども、政府が考へている次なる税制改正といふのは増減税同時実施だ、そして増減税を必要とするものではない、「公平、公正、簡素、選択、活力」、こういった五項目、あるいはゆがみ、ひずみ、こいつたものを是正すると体裁のいいことを言っているんだが、大型間接税の導入を必要とするんだ税制改正であるといふことを私は言ひたいわけでは

大型間接税といふものは、いろいろな人が大反対を言っている。景気は低下する、物価が上昇する、そして有効需要は減退をする、あるいはまた低所得者に対する逆進性、こいつたものも大いに考へられるわけでありまして、これは断固私どもは反対であります。もしそれが「増税なき財政再建」に抵触しないという理由で導入されるならば、私はここで大反対であるといふことを明言しておきたい。これは大蔵大臣の政治姿勢を問うわけでありまして、そのように今ここで、はっきりと申し上げておきたい、私はこのように思ひうわけでは

あります。ちよつと大臣がおかれておるようでありまして、まだお見えになりませんので、次の質問をいたします。主税局長、中曽根総理は税のゆがみ、ひずみ、重圧感といふことをおっしゃっているわけですね。そのための税制改正だといふことをおっしゃっている。これは具体的に言つてどういふことですか。

○水野政府委員 今回の税制改革を進めるに当たりましての最初の諮問にもございますように、現在の税制の基本は、昭和二十五年におきましてこのシャープ改革以後約三十五年を経過してあるわけでございます。その間の社会経済変動は非常に著しいものがあるわけでございますので、そうした社会経済動向の変動を受けて税制が必ずしもそれに即応してきていないという点が、ゆがみ、ひずみ、抽象的に申し上げればそういうことではないかと思うわけでございます。

この点につきましてさらに具体的に申し述べますならば、三十五年、四十年近く経過いたしました中で、社会経済構造、特にその中におきますところの産業構造、就業構造等が大きく変化をいたしましたわけでございます。シャープ勧告の当時は、税収規模からいたしまして、申告所得税と源泉所得税、ほとんど同じくらいの規模だったのでございますが、今は圧倒的に源泉所得税の方が大きくなっている、また、雇用構造の変化に税制が十分即応しているかどうか、こういう産業構造、就業構造に対しての税制の即応が十分かどうか、端的に申し上げれば、サラリーマンの税負担につきましてシャープ勧告の当時は十分な配慮がなされていたのかどうかといったあたりが一つの問題点になるかと思うわけでございます。

一方、所得水準の動向から申しますと、昭和二十年代、三十年代におきましてはなお所得格差といたったものが大きく感ぜられたわけでございますが、その時点に比しますと、第一位、第五分位を比較いたしますと二倍から三倍程度の枠内に入ってしまうということからいいますと、現在の所得の分配構造というのはかなり平準化したしてきておる。所得税を中心とした現在の税制構造がそれに即応したものであるのかどうか、そういう点もあるかと思うわけでございます。

それから、所得の平準化に伴いまして消費も平準化、高級化したしておるわけでございます。現在の間接税の体系といったものがそういうものである

に十分即応しているのかどうか、こういった点も一つの問題点になるかと思うわけでござい

また、当時といたしましては、我が国の産業構造からいたしまして、資本蓄積といった点が非常に重点とされた、そういったものに對するいろいろな政策的配慮が行われてきていることが現時点での政策的なあり方として問題を生じていないか、大きくはこんなあたりが三十五年間におきましてこのゆがみ、ひずみのあり方ではないかというふうに着目されているわけでございます。

○柴田(弘)委員 いろいろ長々と御説明を受けましたが、六十二年以降の税制改革の骨子ですね。これは二月下旬から政府税調で始まる、こういうことであります。事務次官と主税局長が一月二十二日、中曽根総理に、税制改正はこういう方向でやるように税調に審議してもらいますよ、こう報告された、そして了承を受けられた、こう聞いておるわけなんですか。これは事実ですか、簡単に

○水野政府委員 一月二十二日に次官と総理のところにお伺いしたことは事実でございます。ただ、この日におきましては、新しい年におきまして、今後税制調査会の運営についてどのような日程を進めるべきか、そこにつきまして御説明を申し上げ、了承を得たということでございます。二十一日の日におきまして、改革の方向、その中身、そういったものにつきまして御了解を得たということでございます。

○柴田(弘)委員 大蔵大臣、お待ちしております。大蔵大臣、今長々と議論をしてきたのですが、「増税なき財政再建」は臨調答申でも言っている。要するに租税負担率の上昇をもたらすような新たな税制措置をとらない、こういうことなんですね。問題は大型間接税。今主税局長は、租税負担率が上昇しなければ、仮に大型間接税を導入してもこれは「増税なき財政再建」に抵触しないか、私がこう質問したら、仰せのとおりでございます

と言われた。もうストップしようかなと思ったのですが、三回目か四回目に答弁された。端的にどうですか、しませんか、しますか。

○竹下国務大臣 結局、理屈を言えば、恐らく幅の広い、いわゆる物品税の範囲が広がるというような場合は新税とは言えないかもしれません。だから俗に新税と言われる、新たな税目という場合には、今の「増税なき財政再建」というものでは禁止されておるといふ言葉はおかしいのです。が、臨調の言っている「増税なき財政再建」の範囲を出ていく。しかし、いわば課税ベースの拡大と云うことには入らないかもしれないというふうに思

○柴田(弘)委員 ますますわからぬようになってきた。僕は端的に聞いておるんですよ、大臣。今、防衛の集中審議からこちらへお見えになったから、頭の切りかえがなかなかできぬのかもわからぬが。

大臣、要するに初めの議論を言いますと、昭和五十一年度から、あるいは昭和五十七年度に「増税なき財政再建」と言われてから、ずっと増税してきておるわけですよ。あるいは所得税の実質増税もあるわけですよ。税率を引き上げたいろいろなやつてきた。それで租税負担率も着実に上昇してきておる。これは「増税なき財政再建」に抵触しないか、こう聞いたら、これはしません、なぜか。ならば、今税収が四十兆何がし、当時は三十兆何、増収分はこの一〇程度だからこれは微調整ですよ。中曽根総理もこの間の私の代表質問に、

今回のたばこ消費税の増税も、これは「増税なき財政再建」に抵触しません、ほんの微調整でやらせてもらっただけだ、こうおっしゃったんですね。私どもは、国民の率直な感情からいって、やはりこれは増税だというふうに判断をしているのです。が、そうじゃないと。わかりました、それを百歩譲りましょう。であるならば、「増税なき財政再建」の「増税」というのは一体何%以上いったら、あるいは租税負担率が一年間に何%上昇した

らそれに抵触するのか、その数値を出さない、こう言ったら、いや、それは理念でございまして、うまいこと逃げています。

私もこんな質問をするのは初めてなのですが、今まではまああまでやってきましたが、税制改正がいよいよ来年度から始まる。「増税なき財政再建」も、六十五年赤字国債脱却というものをもし本当に目指すならば、これは六十二年以降は大型間接税の導入ももくろまれるのじゃないか、こういう危機感があるから私は今回こういう質問を根掘り葉掘りしたんですよ。そういう意味で私は聞いておるんですよ。だから大臣、あなたとはもう七年間おつき合いをしてきましたが、今までの柴田弘じゃなくて、きょうはちょっと違った柴田弘でございますので、どうかその辺のところをひとつ教えていただきたいのです。端的に言って責任

は、この程度は「増税なき財政再建」に抵触しませんよ、これ以上上がったならこれはもう「増税なき財政再建」に抵触する、だから政府はこの範囲内でやりますよというものを出すということが一つ。そしてそこで議論する。これは僕は納得しませんけれども、まず議論をする。国民的な皆さん方のいろいろな意見ももう。それから大型間接税というものがよければ導入されても「増税なき財政再建」に抵触しないと言われれば、租税負担率が上昇しなければ、あるいはこの程度の上昇ならばこれは抵触しませんよというものがあのか、その辺のところをはっきりと行ってください、こういうことを言っておるわけですよ。だから政策的に将来導入するかどうかという問題ではなくて、これは議論を詰めるいわゆる純理論的なお話として私はきょうは質問をしている、こういうことです。

○竹下国務大臣 だから、柴田さんという人間は存在しておるが、心の中でニューシバタになった、こういうニューシバタとしての質問というところでございましょうが、そもそも、あくまでも定量的に示し得るものではないではなからうか、や

はり定性的なものではないか。いま一つは、臨調答申の中にありますように、租税負担率だけを議論するのではなくして、国民負担率として議論して、ヨーロッパのそれよりかなり下回るところに位置づけるべきだ、こういうことが言われている。私も時にふっと感じますのは、あの当時はヨーロッパはまだ五〇％くらいでいい、今五五％くらいになっております。そうすると、ヨーロッパがかなり上がったからこつちも上げていいという論理にくみしてもならぬし、だからその国民負担率問題というのは、結局国会の問答などをしながらのおのずからコンセンサスというものが生まれてくるものではないか。租税負担率も大体それに等しいものではないか。私、いつも、一％は誤差のうちなんということを言わなければよかったと思うのでありますけれども、あれは言ってしまったのですけれども、別に省議で決めた数字ではございませんが、そういうことを絶えず念頭に置かなければならぬというふうなことが、まあ摩擦的なものは一％以内というふうな何となく定量的なもので議論するということは非常に難しいといふことがやはり租税負担率であり、国民負担率ではなからうかな、こんな感じしております。

○柴田(弘)委員 先ほど申しましたように、まあ定性的なもので判断せよ、これは百歩譲りましょう。私は、本来は定量的なものでなければならぬと思う。大臣もそう思われると思うんですね、一％は誤差のうちだなんておっしゃっているのだから、やはりその思想が、主税局長が答弁をされた、まあ一％程度の増税でございますからこれは財政再建、こうなっているわけだ、まあ大体そうつながつておると僕は思う。私が百歩譲って、じや定性的に言つて、「増税なき財政再建」とは臨調が言っている——これは私も認めましょう、臨調が言っていることを。要するに租税負担率が上昇をしなければ、大型間接税を導入しても、あるいは一般消費税その他売上税、庫出税、これはいろいろあると思いますが、そういった間接税

を導入しても、租税負担率がその以内におさまつておれば、上昇しなければ、それは「増税なき財政再建」には抵触しません、こういうふうな主税局長は答弁しちやつた。大蔵大臣も同じ考え方かといふことを、そうならそうだとすつてもらえたいんです。だんだん時間がたつていっつちやつてね。主税局長はもう僕の言うとおりでだと言つて、そう煙に巻かずに。

○竹下(国務)大臣 やはり「増税なき財政再建」、その理念というのは一応整理されて臨調で話があり、瀬島代表が来て答弁された。我々としては、そういうところへ理念を置いていくわけですね。したがつて、非常に定量的なリジッドのものといふか窮屈なものでは必ずしもないというふうには思ひます。ただ、新たな税目が入つて、それによつて大きく変化するという場合には、臨調といふのはもうなくなつておりますけれども、かつて臨調に参画されたような人ももつともだなどという感じをお持ちになるようなことは念頭に置いておかなければならぬのかなとは思つております。今行革審といふのが残つておりますが、これもやがてなくなるというところになっておりますだけに、だからあくまでも定量的なものではなく、そうしてまた、今税調でいろいろ議論しておられますから、まだ今のところ仮定の事実に基づいてお答えするといふことになりまして、その辺は、私としてもやはり慎重に、ミスター・シバタズ・ニュー・クエスチョンに対してニューアンサーといふわけにはなかなかいかぬと思ひます。

が上がらなければ「増税なき財政再建」に抵触しませんが、はい、しませんが、いや、します、これだけ、イエスかノーかで答えてください。

○竹下(国務)大臣 大型間接税というのが仮定の事実になるわけですね。だから、新たな税目によつても租税負担率が大きく変化しない、であつたならば「増税なき財政再建」に反しないといふことは言えると思ひます。

○柴田(弘)委員 そういふふうな答弁してもらいたい。だから一番危惧されているのは、大型間接税の導入を抜本的な税制改正によつて政府はもくろんでいのではないか、こういった危惧が非常にあるわけですね。後で税調では幾ら議論していただいてもいいとは思ひます。ただ、それを導入するかどうかは政府の判断であると私は思ひます。私も大反対だ。先ほどよくどくといいました。所得の逆累進性、低所得者に対してこれはより一層響く、あるいは景気をますます不況に追い込む。物価高。しかもまた、大型間接税といふのは、一たん導入してしまえば、ちやうどたばこ消費税のやうに安易にその税率を変更することができない。それによつて大きな税収をもたらす。大蔵省にとつては非常にありがたいことかも知れぬが、これは大反対だ。だから、この後に税調では幾ら議論していただいてもいいが、やはり大型間接税は導入しませんと……。しかも、一般消費税導入については反対という国会決議もあるわけですね。財政再建にはあくまでも「増税なき」を貫いていく、そういう国会決議を踏まえてこういふものには今後とも対応していくべきであると私は思ひます。大型間接税は絶対導入すべきではない。確約をいただけますか、どうですか。

○柴田(弘)委員 これは将来の問題であるわけですから、ここでどうするかといふことはこれ以上追及しませんが、私はきょうこの問題の議論を通して、政府の言っている「増税なき財政再建」といふのは率直な国民感情からいつても既に今までに破綻をしている、なおかつ、将来大型間接税の導入を画策して、そして財政再建をしていこう、こういった魂胆がありありと出ていっていることを一言申し上げて、私は次に進みたいと思ひます。答弁は要りません。これは私の感じであり、大蔵大臣がどういふふうな受け取つていただいてもいいわけですね。

そこで、これは今まで質問で出ていたものもありませんが、昨日、与野党の六十一年度の予算修正問題が一応決着をいたしました。大臣、この与野党の修正は、一つは「所得減税」については、今国会中に各党間で合意を得るよう協議し、昭和六十一年中に成案を得る。「住宅、教育、パート等政策減税」については、できるだけ速やかに実施できるように今国会中に実務者間で結論を得る。三点、「内需拡大」については、一層適切な経済運営に努めることとし、経済・景気動向の著しい変動に対しても財政金融措置をとるなど機動的な運営をはかる。あと、四項目は社会福祉の充実の問題、第五項目は森林・林業の健全な育成の問題、こういふ五項目にわたつてゐる。それから防衛費の問題は、公明、社会、社民連の三党、こういうことなんでしょう。

この辺のところは御報告を受けられたか、御承知してまいりますか。

○竹下(国務)大臣 篤と承知させていただきます。

○柴田(弘)委員 そこで、こういった問題、いろいろ言われているわけですが、例えば第一点の所得減税、成案を得るといふことは当然六十一年度中に実施する、こういうことであるかといふ野党からの質問に対して、金丸さんは、そういう見解であるといふことをおっしゃつたやうに私は伺つてゐるわけでありまして、私はその場

におりませんでした。それから政策減税についても、野党側は六十一年度中実施の確約を求めたのに対して、金丸さんは、六十一年度中のできるだけ早い時期に実施するという意味で、年末調整が必要なものは六十一年の年末調整で処理するように措置する、こうおっしゃっているわけですが、これはともかくといたしまして、いづれにいたしまして、こうした与野党合意について財政当局としての大蔵大臣、どのように今後とも対応されるのか、まずお伺いをしたいわけであります。

○竹下国務大臣 政府は、今の物の考え方が現状においてはベストであるとして予算審議や法案審議をお願いする、これは建前はそうです。しかし、与野党合意は大変重いものである。だから、書いてあることは、合意に達したことは、そのまゝ我々は文字どおり受けとめるべきものであるという基本精神であります。

○柴田(弘)委員 そこで、この与野党合意に対して、新聞報道では、いわゆる政策減税について六十一年中の実施はともできまじや、できるものは絶対言えない、六十二年以降に実施をする税制改革を前に、住宅、教育、パートといった個別の政策減税を実施することは適当ではないという判断を示した、大蔵省首脳はさらに、これは税制の抜本改革の中で検討すべきだ、こうつけ加えているのでございますが、これは事実ですか。そういうことはありますか。

○竹下国務大臣 首脳が私であるとしたら、首脳は首脳でございしますが、私がそういうことを申し上げたことはございません。あくまでも国会会中に実務者間で結論を得るということでございしますから、結論を得られるまでは、資料を提出しろとかいろいろな御要請がありますが、それにはもちろん忠実に御協力申し上げるとともに、結論が出る前に私の方からコメントするのは、それこそ各党間の合意に対して非礼千万だというふうに思っております。

○柴田(弘)委員 私もそう思います。

では、大蔵省首脳というのが大蔵大臣でなければ、政務次官、主税局長はどうですか。

○水野政府委員 この与野党合意につきましては、大臣からも申し述べられておりますように、今後いろいろ協議が行われるところでございします。その協議に際しまして必要がございしますれば私も全力を挙げてこれにつきまして御協力を申し上げるところでございしますし、また協議の結果につきましては私どもとしても尊重してまいりたいと思っておりますのでございします。

○柴田(弘)委員 大臣も主税局長もぜひ尊重していただきまして、与野党合意が実現できるように大蔵省当局としても御尽力をいただきたいということを私は要望しておきます。

そこで、税制改正の諸問題ということで今回の税制改正は所得減税が行われなかったというところが一つの大きな問題である。昨年五月九日の共産党を除く野党の幹事長・書記長会議で、自民党が鋭意かつ誠意をもって六十一年中に結論を出し、六十一年度中に実施する、こういうふうに言明をされたものであります。これは公党間の約束を当然実施すべきである。これが実施できなかったというところで、私もいろいろ聞きますと、昨日は藤波国対委員長が陳謝をされた。政府・自民党というのは一体である。やはり残念ながらできなかったというところについては、大臣、感想は何もありませんか。簡単に聞きます。

○竹下国務大臣 これは感想がございまして、結局五十九年の暮れに、まず政府税調からも、それから加藤さんいらっしゃいます。党税調からも、もう抜本的な見直しの時期、こういう指摘をいただいた。その後は、今度は六十一年の五月九日に今柴田さんおっしゃったようなことがあったということは十分承知しております。

そこでどう判断したかということになると、一番国民の意見をいろいろな形で反映する場は国会だ。だから国会の議論を、通常国会のものを全部まとめてそれを税調に正確に報告して、そして正

式に諮問してということの手続をとったわけでございます。それから、あの申し合わせがあったからこそそういう手続に進んで、本当にいろいろ考えておったが、まずは抜本の諮問をすることができた。そうなることやいろいろ諮問には時間がかかって、それがおおむねことしの秋まで。だから、六十一年度中に抜本改正は議題に上るであらう。しかし、あのときの精神が六十一年度中につなげておるといふふうに立派に理解をしておるところでございします。

○柴田(弘)委員 その理解は私どもは納得できませんが、多くは申しません。

いづれにいたしまして、先ほど申しましたように約束は破られたのですから、それを埋め合わせるためにも今回の与野党修正というものに重きを置いて考えていただいて、一日も早く成果を得て実施をしていただきたい、これは要望しておきます。

そこで、今回の税制改正ですが、赤字法人の課税の問題は暫定措置なんですよ。それから、たばこ消費税の問題も、税調の手続上、決めた後から税調の理解を得ている。だから小倉会長も、理解はするけれども承知はできない、了承しない、こういうコメントをされたのであります。今回の税制改正を一言で言えば、要するにただ単なる財政の帳じり合わせ、継ぎはぎのための税制改正であって、そこには税制に対する基本的な理念、税体系というものはこうあるべきだといった確固たる理念というものがなくて今回は税制改正というのが行われた、こういうふうに私は思うわけでありまして、もしそういう理念があればここで披露をしていただきたい。言いたいことは幾らでもあるのです。それをお認めになるならいいですけれども、どうですか、大臣。

○竹下国務大臣 理念は、基本的に存在しております。それは、抜本改正というものがあからその抜本の根幹に触れない範囲内において措置をしよう、これは一つの理念です。それから、ただ手続上、竹下さんほどの人がいって自分自身に言い

聞かしておるのは、たばこの問題の手続は本當に、違法だとは言いません、違法だったからこれは持つて帰らなければならぬようになりますから違法だとはお答えしませんが、平素大体このような問題のときには、事前に関係方面、野党のブロの皆さん方含めて、僕なら話して歩きます。しかし、それがいいほど、事はどうも最終的に地方財政との話し合いのときに行き詰まった、そこで決断しなければならぬようになった。したがって、政府税調にも、加藤税調にも、こういうことになったがえらい済みません、後からこう言つて、確かにそれはおまえが言うとおりにお認めをいただいたから、その手続についておまえはいささか心に感ずるものがないかと言われたら、そのとおりであります。だから、初めから終わりまでこれはおわびするしかないと思つて国会に臨んだわけでございます。

これはそういうことでございしますが、理念として存在しておいたものは、抜本の根幹に触れない範囲内における税制改正しかできない、こういうことだけは理念として持つておいたと言えらると思ひます。

○柴田(弘)委員 そういう理念もありませんけれども、私の言っている理念は、税制上これはどうしても必要なんだ、税体系の上からどうしても必要なんだ、だから私は、大臣がまだお見えにならないときに、こういうことばかりやっているからゆがみができたのではないですかと主税局長に言つたら、そうですよと言つた。そういうった観点から私は申し上げている、こういうことであります。

とにかく便宜主義的ですよ。それで、例えば赤字法人の欠損金の繰越控除の一部停止、これは限定的暫定的な措置でしょう。だから一層その場しのぎの措置だったと言ふことができる。会社、企業というのはいろいろ計画を立てて長期戦略の上からいろいろ仕事をやっているわけですから、それを配慮したのがこの繰越制度ではありまじやない

たか。それを、暫定的だとはいいながら停止するのは租税政策の上からいっても邪道である、私はこういう判断をしておる。

それからもう一つは、たばこの消費税、先ほど手続上問題があったとおっしゃるのですが、それだけでは済まぬですよ。要するに、今回のこういった措置は、税調民主主義というものである。政府は、何だかんだいうと、大蔵大臣にしても総理にしても、税調がこうだからこうです、こういうことで税調を隠れみのにされる。都合のいいのは税調の審議を経ずしてばつこうやられる。勝手主義です。でありますから、国民の目から見れば税調というものは一体何だということ、税調に対する不信感というものが一つある。つまり税調の権威がここで損なわれたということを私は一つ指摘しておきたい。

それから、国民の税制に対する信頼を損なっている。いよいよ間近に税制の抜本改正をやろうとすることであり、その抜本改正そのものも、税調の審議に対しても、国民から不信感を持って見られる、不信感をますます助長すると言つても決して過言ではないと私は思うわけだ。だからある人は言っていましたよ。どうしても財源不足ということであるならば、あるいは地方財政対策として必要であれば、しようがないからそれだけ国債を発行してもいいではないかという議論も一方にある。この国債を発行するかどうかというところがいいとか悪いとかという議論は、私はここでやりませんが、そういう一つの議論がある。いづれにしても今回はそういった非常に大きな問題を抱えているのだ。だから手続上に問題があつて謝つたというだけでは済まぬ。今度の六十二年度の抜本的な税制改革の税調審議にも、国民の立場から見れば不信感というものが大きくふさがつてくる問題であると私は考えております。大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 税調不信とかいう問題について從來とも反省をしておられますのは、まずは五十四年の暮れの五十五年度税制の際の一般消費税

という問題について、それを採用しなかつたというところもございます。それから、いわゆるグリーンカード問題を通して、そして実行に移せないという客観的な判断からしてこれをやめにしたということもございます。近くは利子配当課税問題について、税調の大方の御意見を採用してないというような問題もあるかと思うのでございます。

しかしながら、やはり税調は神様だという、国民が神様でありますから、国民の各界各層を代表した税調の方の御意見であるから神の意見だといふような気持ちは持ち続けていかなければいかぬ。それだから今度の場合も、事後にお願いして了承を求めたやむを得ざる事情というのを篇とお話をして、御理解をいただいたというふうに思います。行政当局としては、国民の各界各層の代表は国会です。国会は神様だ、その国会で選ばれた政府、なかんずく総理任命で各界からお出かけいただいた税調の方の意見も神のお告げだといふ気持ちで対応していかなければならぬといふ気持ちには変わりありません。だから、いさしくも税調を隠れみのにしてというふうな物の考え方をとてはいかぬというふうに私もかねがね考えております。

○柴田(弘)委員 だから今回のこういった措置は今後絶対とらぬ、こういうことを確約していただきたいと思うのです。

○竹下国務大臣 いわゆる事後了承というふうなものがある前にもなるようなことがあつてはならぬというふうに私も思います。

○柴田(弘)委員 余分なところで回り道をしましたから時間があと十分程度しかありませんが、六十二年度税制改正の問題についてお聞きいたします。

中曽根総理はかねがね減税は春に答申をしないで、秋だと言っておられますが、なぜ別々にする必要があるのであるのですか。

○竹下国務大臣 これは諮問文にもありますように

に、まずはゆがみ、ひずみ、重圧感がどこにあるかという国民の皆様方の一番感じていらっしゃるところから議論をしてもらおうではないか、そして秋ごろまでには一体とした総合的な答申をいたさうではないか。したがって、ゆがみ、ひずみ、重圧感のありどころを浮き彫りにしていただいて、それをもって定量的な数字をそれに入れて答申が出るなんというところは私は今考えておりません。

○柴田(弘)委員 ゆがみ、ひずみ、重圧感、それは国民にはありますよ。総理府の調査によりまして、今国民が一番望んでいるのは減税です。だから与野党合意の一番の基本的な問題が減税であつた、こういうことなんですね。これは今さらここで申すまでもない。

ところが、減税を望む国民に、一方ではしからばその財源措置は一体何でされるのか、賢明な国民でありますから、こういう危機感のあることも事実だと思つて、でありますから、これは参議院選もあるから国民にバラ色の幻想を持たせる一つの中曽根総理流のやり方であらう、私はまだそこまでは言っていないませんが、そういう議論も事実あるわけでありまして、そういう参議院選への心理的な効果をねらつたものであるというふうに言われておることについて、大臣がもし、いや、そうではありませんか、あくまで純粋に考えて私どもはやつておりますよと言ふのであれば、増減税、増といふとちよつといふかぬかもしれませんが、減税とその財源措置といふものを包括的に、一体として答申を受けてもいいのではないかと、それが春に出なければ秋まで待つてもいい、私はそういうふうな思つておるわけなんです。そこから総理が言われる国民の選挙、国会における議論が出発しても、六十二年度に十分間に合うと私は思つておるわけですよ。そこら辺のところはどうお考えになつていますか。

○竹下国務大臣 一つの考え方だと思ひます。だから、総理から諮問したのは、いわば御議論いただく手順について、国民が思つていらっしゃるゆがみ、ひずみ、重圧感はどこにあるかというところから今は議論をさせていただきたいということで、それはよからうといつて議論していただいております。国会の議論の中にも、参議院選挙を当てにした、いわゆるバラ色を最初出しておいてという手法ではないかというふうな議論もありましたことは、私も承知しております。きのうの与野党の話し合いを見まして、減税の方から議論しようじゃないかということもございますので、はあ、ある種の共通認識なのかなという感じも持たないわけではございません。それで、なるほどなと感じておるわけでありまして、今、柴田さんのおっしゃつたとにかく議論を積み重ねて一体としたのが答申だ。そのとおりなんです。一体という審議の手順として、ゆがみ、ひずみ、重圧感というところから入つていただいております。それが参議院選のバラ色ということについて、いわゆる政策の行方、あるいは政権の行方について、そんな感覚的なもので感ぜられるような方は世界で一番賢い国民の皆さんでございまして、さういふふうな思つておられます。

○柴田(弘)委員 これは私の一つの意見でありますけれども、包括的にやることが政府が国民に対して守るべき鉄則である、客観的、合理的に税制改革の内容が整合性を持って提出されるべきだ。これは私の思想ですが、賛成者は多いと思うのです。与野党の今後の協議の中でどういふふうな議論が展開するか知りませんが、大臣がこれから税調の答申を受けられるについては、それは一つの考え方だと賛意を表していただきましたので、そういうふうな考え方もあるというところを念頭に置いて対応していただきたい、これをひとつお願いしておきたいと思つておるわけでありまして、最後に、ゆがみ、ひずみ、重圧感とあるのですが、私もさういふ観点からいろいろと考えてみたのであります。これは総理もしばしば国会で答弁されている。それに決して逆らうわけではございせんが、私もちよつと簡単に申しますと、一

つはやはり所得税、住民税の最高税率の引き下げという問題がありますね。あるいは税率の累進度を緩和する、特に中間層、サラリーマンを中心として。それから株式などのキャピタルゲインの問題をどうするか。マル優、郵貯などの非課税貯蓄への課税をどうするか。これを適正化していく。

あるいは法人税の実効税率を下げていくという問題。ゆがみ、ひずみ、重圧感というものを考えた場合、税調で議論をされ、また政府の目とするところも当然そういった点にあると思いますが、その点のお考えをひとつお聞かせをいただきたい。

○竹下国務大臣 政府が言うゆがみ、ひずみとはこういうものだろうということを言うわけにはまいらないかもしれないが、今柴田さんのおっしゃったような問題は、従来の中間答申を含め税調の答申には皆指摘されておるところでございまして、おおよそそういうところが議論していただければ、おおよそそういうふうに私も思っております。

○柴田(弘)委員 それから最後に、今度の答申は、包括的に受けるにせよ、別々にせよ、定量的なものには受けられぬ、こういうことですね、減税何兆円とか。しかし、一応定性的なものにしても税調の答申を受けて、これは参考人質疑でお聞きしようかと思うのですが、やはり政府としてはその後六十二年度税制改正をやつていかなければならぬ。あなた、かつて言われたが、多年度でやる、六十二、六十三、そういう考え方もあるのか、あるいはもう六十二年度でばつとやるのか、その点を含めて税制改革の規模というものは、最後はこれは政府が、大蔵省が決めていくことになるので、そういう点も含めて、今後の税調から出た答申についてどう政府・大蔵省として対応されるか、これをお聞きをしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは総合的な、一体となった答申がいずれ秋にはちやうだいできるといふことになりまして、それを基礎に置いて、最大限尊重して、いわば政策的な体系としてそれを構築していかなくてはならぬというふうに思ひます。そうして、それは六十二年度税制に反映されなければならぬ。

ただ、多年度と言ひましたのは、若干誤解を受ける嫌ひがありますのは、いわば税によりましては全部ヨロイドンで四月一日になかなかそろわぬという場合もございまして、普通の場合、こゝとして例えればこれは五月とかそういうふうなことがございまして、いろいろな税制が平年度化するためには多年度になる。だが、その改正案自体は単年度でも申しましようか、一遍に提出して御議論いただく課題だろう。執行する場合にそれが完全に六十二年に全部平年度化するとは限らないと思ひます。したがって、一括のものをいさなくてはならぬが、執行の段階でそれが全部九年度で生じるのは多年度になるかもしれぬ、こういうふうにおし上げたわけではございません。

○柴田(弘)委員 そうしますと、これは私の理解が間違つてゐるかどうかわかりませんが、一応一括答申を受ける、法案はそれによつて税制体系の面からつくる、だが、その法案のいゝゆる施行については六十二年度でやるものもあるし、六十三、六十四年度でやるものもあるかもしれぬ、こういう意味ですか。

○竹下国務大臣 法律は、恐らく一括して抜本改正案を御審議いただく、だが、法律が施行されるのはその法律が通つた段階で施行されますが、個々の税につきましては、例えば毎年やるときにも四月一日でないものが残つてまいります。それが完全に一年間実効を上げるのは、いわゆる俗稱平年度化するの、一年おくれとかいう場合がよくございまして、そういうこともあり得るだろうと思ひますので、そういうこともあり得るだろうと思ひます。答申をいただいた法律を毎年出していつてやつとどこかの年で完全なものにするというところで申し上げたわけではございません。ただ、六十四年度とおっしゃいましたが、それはちよつと私も見当つきませんけれども、まあ平年度化するのに普通二三年ぐらゐのかな、こういうような感じではございません。もう少し勉強させていただきます、もし間違つておるといけません。

○柴田(弘)委員 わかりました。それでは最後に、たばこ消費税の関連で聞きますけれども、補助率一律カットされました。これはまたその法案のときにいろいろお聞きしますが、一方において、たばこ消費税は一年限りだ。それは地方財政対策として二千四百億円。ところが、補助率のカット一兆一千七百億円は三年の暫定措置だ。じゃ、この二年間の空白をどうするか。つまり、もし一年限りということであれば、税制改正によつて大型間接税を導入して埋め合わせをしますよ、あるいは、三年間の暫定措置でありますから、たばこの方は一年限りになっていきますけれどもこれは三年まで延ばしますよということなのか、あるいはその他どういふふうな穴埋めを地方財政対策でやつていけるのか。この辺はどういうお考えですか。

○竹下国務大臣 今回の問題は、あるいは主計局長からお答えした方が適切かと思ひますが、地方財政対策というのは毎年毎年地財計画を立てて我々も協議して、ただし、若干大蔵省が参画するのはマクロ的なところへ参画しまして、個々の町村の地財対策は別になります。マクロではそれに対応して、そしてその間補助率の問題等がございまして、地方財政には支障ないようにならうと、こゝろ申しておるわけでありまして、ただ、税制改正、地方税の改正というものを直ちに念頭に置いて今そういう答申を申してゐるわけはございませぬので、マクロの地財計画につきましてはちゃんと遺漏なきやうにやりますということはお約束しておるわけでありまして、

したがって、個々の問題になりますと、たばこの問題はまさに一年限りの緊急、異例の措置としてお許しいただきたい、こゝろ言つておるわけですが、たばこの税はどうなるかということになりますと、これは当然秋までにいゝゆる間接税の一つとしていろいろな審議がなされると思ひますので、それをお聞きしたら当然六十二年はそういう線でいかなければならぬだろう。あくまでも暫定

である。それから補助率の問題は、そのときまた御議論のあるところではございまいしやうが、去年の場合はいゝば一律でお願いをしました。一律というのは、本来、国会でも議論がございしましたように、これは何割、これは何割というふうな個々の実態で決めるべきものだ、それを一律にやつちやうた。だから一年間暫定にしてくださいませ、その間に検討委員会等をつくつて出しましやうというので、出たものに基つて今度は三年というところでお願ひをしておるわけでありまして。やはり一年で毎年議論があるし、まあ三年というところろが適当なかな、そうしますと、その間にまたこれから地方と国との業務分担のあり方とか費用負担のあり方とかいろいろ議論するし、あるいは中にはもう奨励的な補助の意味を失ふものも出てくるかもしれぬしということになると、まあ三年あたりが適当なところではないかと思つてお願いをするにいたしましたことでもあります。

○柴田(弘)委員 ちよつど時間が来ましたけれども、今大蔵大臣がそうおっしゃるとちよつと質問したくなる。六十年度は、一括整理法案は六十年度限りの措置だというふうに明確にされておる。大臣の連合審査における答申あるいは自治大臣の答申を聞いていまして、要するに検討委員会ができた、役割分担とか費用負担をこゝろ一生懸命に検討してもらう、こゝろいうことをおっしゃつた。ところが、この検討委員会の報告を見ますと、じゃ生活保護というのは十分の八に反せと言ひ人もあるし、いや、三分の二でいいと言ひ人もあるし、これはもう両論併記だ。それで結局十分の七になつた。中をとつてなつたか知りませぬ。あるいは義務教育費の国庫負担の問題でも、これは補助率をこゝろせいというところは何にも言われてないので、こゝろが、二分の一が三分の一になつてゐるわけですね。だから、私はこれは撤回をしていただきたい。これは撤回ということをお願ひするわけですが、こゝろ答申をもらおうとは思ひま

るわけですが、こゝろ答申をもらおうとは思ひま

るわけですが、こゝろ答申をもらおうとは思ひま

るわけですが、こゝろ答申をもらおうとは思ひま

せん。これはたばこ消費税も撤回してくれ、赤字

以上で終わります。

○小泉委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 大臣が帰られてからでいいので

すね、この補助金は、しかし、本場に補助率を

すけれども、その前にちょっとやりま。

間が足らなかつた。その意味で三年間の暫定措置

と、もちろん財政を全く無視して減税要求をする

たといは思いますが、私は百歩を譲って——百

ある。と申しますのは、非常な円高でもつてい

けれども、もしもしたたら、やはりこの三年間、

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

国民も我々も納得できるようなものをもう一回

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

置をしていただいで、きちんとしたものをもう一

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

いたしたい、そこで議論をすべきである、こう

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

です。

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

○竹下内務大臣 今おっしゃったのは、本場に役

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

が、実際の格納論をするのはそれは一年じゃ

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

短。だからむしろ、今後三年間の暫定措置で今

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

度法律をお願いしておるならば、さらに三年間

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

か。私なりにはそれは理解できますが、私一人で

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

決めることではございせんし、あるいは既存の

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

審議会の中でできるかもしれぬという気もせぬ

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

もございせんので、貴重な意見として受けとめ

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

さしていただいたということにしてくださいませ

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

んか。

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

○柴田(弘)委員 時間が参りました、これでやめ

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

ますとこういふふうに見ております。

個人消費支出につきまして御説明をいたします

と、私どもはこの消費支出の裏づけとなります所

得につきまして、雇用者所得が六十年、六十一

年度は五・一％程度というところで横ばい程度

伸びは五・一％程度というところで横ばい程度

から、財産所得につきまして、個人の金融資産残高

もふえておりまして、この関係で伸びを高める

ではないか。それから、住宅建設に非常に関係が

深いわけではございまして、個人企業所得も伸び

高めるのではないか。こういうようなことから

一・三％程度で両年度とも推移するのではない

というふうに見込んでおられるわけではござい

ます。一方、物価が安定するの見込みでござい

うこと、実質で見ました所得というものは、

若干ですが、伸びを高めるのではないかと、

物価が安定するということではございまして、消

費者心理にもよい影響を与えますので、消費性

も高くなるのではないかと、こういうようなこと

を総合勘案いたしまして、先ほど申しましたよう

に、実質の消費が伸びを高めるというふうにか

数年間ほとんど伸びていないということ踏ま

て、この五・一％という数字は本場に根拠がある

のかどうか、いささか私は疑問に思います。い

がでございませうか。

○大塚説明員 雇用者所得につきましては、一

人当たりで見ました場合には、六十年四％程度

から六十一年度は三・九％程度というふう

かでございまして、伸びを低めるのではない

とも、こちらの方は内需を中心とした景気

大によりまして着実にふえるのではないかと

が、いまして、それをあわせました雇用者所得

は五・一％程度で、横ばい程度で推移する

のではないかと、いふふうに見ておられる

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

と、思ふのでございまして、消費の伸びに非常

いうことがどうしても必要なんじゃないかと思うのでございませうけれども、その点についての大臣のお考えを承りたい。しかも、もう一つはできるだけ早い時期にやるべきじゃないか。

○竹下内閣大臣 租税構造上の問題というように、消費性向等にもつながるようなことは、十分理解の上で税調で審議されていくんじゃないかなという、同じような気持ちで聞いておりました。

○安倍(基)委員 私の申し上げておりますのは、給与所得者というのは税が軽くなれば結構たくさん消費する、ところが、資産所得者というのはともと金が残っている方でございまして、個人的な投資とかいわゆるマネーゲームとか、そういうところに行きやすい。現在のところは税を軽くしてやれば消費がふえる層に対して非常に負担が重くなつておつて、税金が軽い、少しは税金を重くしても消費には余り関係のないクラスに対しては非常な税が軽くなつて、やはりその辺を変えていく。いわゆる財政の困難と内需拡大との矛盾を解決するのはそういう方向しかないんじゃないか。現在、国債の利子だけでも十兆円以上だ。利子所得というものは、国債の存在もありまして、けれども、ある意味から言うと非常に優遇されておる。そこから金を取らないで、みんな消費しようとするところから取っちゃうものですから、そういうところから全部取つては資産所得者に貢ぐことになる。そうすると、資産所得者というのは余り消費しませんが、結局内需が狭まる。だから、所得減税ということの反面として資産所得者から税金をもうという形こそ唯一の方法であらう、これはまた税調でもいろいろ論議していただきたいと思いますけれども、私は一つの提言をいたしたいと思います、こういった租税構造のいわば転換、これは私も以前から言っているのでもございますけれども、海外から来たとかの、アメリカの議員あたりも日本の税制は貯蓄優遇じゃないか、むしろそれを変えるべきじゃないかということを指摘をした

ようでございませう。私もかなり同感でございまして、これはこれからの税調における論議の一つの課題にしていただきたいと思います。

○竹下内閣大臣 安倍さんが今お話しになった、それからアメリカの人が来ておもしろいことを言つておりましたのは、日本の貯蓄優遇税制とアメリカのどつちかといえば消費優遇税制と取りかえさすべしといふじゃないか、そんなことを言つておりました。そうしてまた、貯蓄優遇税制あるいはキャピタルゲインの問題については、かねてから今安倍さんのおっしゃったような意見も有力な意見として議論されてきておるわけでございまして、今の議論は正確にその都度税調に伝えまうものの、伝える伝えないにかかわらず当然そういう議論が行われるのではなからうかというふうに私も思つております。

○安倍(基)委員 私は、この話はもう去年のときから言つておるのでございまして、アメリカさんと同じことを言ひ出したな、こういううまいに受け取つたわけではございません。今まで議論があつたかもしれないけれども、これがやはり一番中心に考えていくべきものじゃないかな。と申しますのは、大型間接税とかいろいろ言ひますけれども、それよりはまずそういういわば資産所得に対する課税。というのは、このままほうっておきますと、みんなから金をかっさらつては国債の利子を払う、利子所得者に貢ぐ、そこから余り取らないというやうなことで、ますます所得格差をふやすということと同時に、国内市場を狭める。日本の輸出は、一つは従来から外貨を取らなければいかぬという市場拡張策と思ひますけれども、一面において、国債がこれだけある社会において、しかもいわゆる税制が貯蓄優遇で来ているものだから、それで内需が伸びない。買いたい車中は可処分所得が伸びないものだから物を買えない。そうすると、結局、この前ちょっと本会議でお話ししましたけれども、貯蓄がいろいろな金融機関に集中して、それがマネーゲームという海外に流出して、その結果ドルが下がるなんということで

大損害をこうむつておるわけではございませう。私、しばしばお話ししておりますように、国内市場を狭めると同時に、投資が国内でされなくて海外に流れまして、しかも大きな為替のキャピタルロスを得た。ばかばかしいと言つては変ですけれども、国民経済にとつては全く大きなロスじゃないか。でございませうから、大型間接税の導入とかなんとかいう前に、そういういわば消費性向の高低とこの税金をもつと安くしてやる、低いところを取る、それがまず先ではないか。大型間接税になりますと、ますますみんなから、使いたい者から取っちゃうよ、消費を伸ばしたい連中から取っちゃうよという形になりやすいと私は思ふのでございませう、この点繰り返すようでございませうけれども。

私はこの前、たしか委員会、海外に流れ出たお金が今度の暴落でもつてどのくらい損をしたかということをお聞きしました。これは、それぞれの企業はそれぞれヘッジをしているというお話もございませうけれども、逆に、今までせっかくためた投資した分が一応ほとんどバアになるというところとございまして、投資の利がなくなつた要素が随分あるんじゃないかと思ひます。現実問題として、企業投資したものもありまして、随分問題として、随分債券投資も多量にあるんじゃないか。全体としては、日本経済にとつて、せっかくためたものが向こうに使われて、使われた結果一遍に値段が落ちちゃつたというやうな感じがするのでございませう。

この点から、これからの税制改正の一つの基本方針として、給与所得税は減らす、そのかわりに少しは税金をかけても消費に關係のないところから取るというやうなことを考えるべきである。いわゆる貯蓄優遇税制というものを直すべきじゃないかと私は思ひます。

○竹下内閣大臣 貯蓄優遇税制については見直すべきであるという答申をいただきましたが、結果としてそれを採用しなかつたわけですね。ですから、当然のこととして私は議論に上つてくる課題

だという問題意識を持っております。

それから、海外投資の問題につきましましては、いわゆる輸出企業ということになりますと為替のヘッジもするでございませうが、単純なマネーゲームという範疇に入るかどうかは別として、株式投資等が為替リスクによつて損害を得たんじゃないか。確かに、一時的には、海外流出しますとむしろ円安の方向にそのことそのものが働くわけではございませうけれども、正確なファンダメンタルズを反映するようにになると、おっしゃるとおり損をするところでも申しませうか。したがつて、九月の初旬でございまして、漠然としてではありましたが、けれども、一般論として、關係方面に、いわゆる為替リスクというものが念頭に置くべきですという、注意とまではいきませんが、税制とは直接關係ないかもしませんが、つけ加えさせていただきます。

○安倍(基)委員 私も、手前みそですけれども、そういうことが出る前に大蔵に行つてたしかそんなことを指摘した覚えがございませう。たまたま文芸春秋に市場開放反対論を書きまして、ドルと円が逆転したらどうなるかと言つた途端に変わったものですからね。やはり円ドル關係というものは非常に大事な話で、私はそういうことも含めまして現在の国際金融の状況を見ますと、日本がそういう税制面で配慮していかなければならぬという気がいたします。

具体的に利子所得、配当所得をどうするかという話は後回しにいたしまして、その次に、今度のいわば特別措置法の関連で幾つかお聞きしたいと思います。

私は先回の本会議での質問演説で、今回の税制改正が中小企業に対して厳しんじゃないかというお話をいたしました。御承知のように、私の選挙区なんかは特に輸出に頼つておるわけでございませうが、日本の場合には、大企業と中小企業との組み合わせによつて、大企業が円高で輸出がちょっと苦しくなつてくると合理化をする、それを相

当中小企業にしわ寄せをする、しわ寄せと言つてはいかがでございませうけれども分担するといふ形で、下請企業も非常に苦しんでいる。そのみならず、全然大企業とのつながりがなく中小企業、これはまたものに苦しんでいるわけでございます。こういった現場をぐるぐる回つて話を聞きますと、いわば自分たちの手の届かないところで非常に苦しい状況が生まれてきているという状況でございます。

人によつては、円高は全部政府がやったんだからというように言う人もおりますけれども、そんなことはないんで、やはり経済というものは生き物でございます。この間、竹下大臣が行かれてちょうどタイミングがよかったというか、そういう状況のときにぽつとついた、それが結果的に大きな効果を持ったということは事実でございます。いまして、この円高を政府の責任だけにするようなことは素人考えでございますのでそれはあえて言いませんけれども、しかし、個人の力でどうともならないで非常に苦しんでいることは事実でございます。

そういった状況のもとに現在導入された一つのあれがいわゆる繰越欠損金の一部停止の問題でございます。これはいろいろ話を皆さんから聞きますと、非常に昔からの制度である。明治三十二年から大正十五年まであった。大正十五年から昭和十五年までは一時中断したけれども、昭和十五年から二十年まであった。その場合には三年間の繰越期間だそうでございますけれども、明治三十二年のころは無期限だったそうでございます。そういったことで、いわば戦争中の非常に問題といたしまして、昭和二十五年シャープ勧告の後五年になつて、それがずっと続いてきている。その上で、いわばみんなが既成事実と申しますか法体系として組み込まれた形ですつときいてる制度でございます。

これは大臣、御承知かと思いますが、こういった歴史的経緯を踏まえと、戦争中でも存続した制度ということになれば、ある意味からいって

非常に大きな意味を持つてきた制度でございます。確かに、赤字法人が非常に多い、それで税を逃れているという話もございませうけれども、歴史的経緯と、もう一つは、赤字法人でやっているというの、いいのと悪いのと、本当に隠している者と違ふ者というのをきちんと区別して行政で調べたいくべきものであつて、たまたま赤字法人が多いということだけで一遍に画一的にこういう制度を導入するというのは、非常に正直者が損をするということがございます。第一は歴史的経緯。二番目は行政でも措置すべきものではないのか、本当にまじめにやっている者とまじめにやらない者と一緒くたにするのはどうかということでございます。

三番目でございませうけれども、これはたしか本会議での質問のときにも、お答えいたしました。要するに欠損を続けている会社なんだから別に問題はないだろう、しかも一年だけだというお話がございました。ただ、いろいろ現状を見ますと、中小企業は余り続けて損を出してありますと銀行あたりが相手にしてくれないということ、例えば自分の資産を処分して、無理やりと言つては悪いけれども、益を出す中小企業も多々ある。でございますから、単に欠損を続けている会社だから同じじゃないかというのではなくて、企業によつてはやはり益を出さなければいけません。とで追い詰められて益を出してきている会社もある。それが、従来は前のいわば繰り越しがあつたから引けたけれども、引けなくなるといふような問題があるわけですね。

特に、これから中小企業は続けて苦しくなつて損が出てくるというときに、たまたま去年ぐらいまではよかつた、去年で一応自分が益を出した、物を処分して出した、あるいは景気がよくて出した。去年、全然そういうことを知らないで、知らないでと言つたら変だけれども、そうやって益を出した。これからは、四月以降に制度が変われば、あえて自分の資産を売つて益を出そうというのは当分出てこないと思ひますけれども、そういう

不公平と申しますか、過去に、去年の十二月とか去年の十月とかそういうところで一応益は出した、あるいは無理に益を出したような企業が、もちろん制度が変わるときにはそういう公平、不公平という問題はありますけれども、急にそういう話が入り込んできたということは非常に法的安定性を害するんじゃないかというふうな議論がございませう。

そういう意味で、私もきょうは実は急の質問だつたものですから個々に詳しいあれを皆さんからしておりませうけれども、いろいろなこういふことを考えますと、繰越欠損金の一年の話というのは小さな問題のようで非常に大きな問題であると思ひます。この点ちよつと、大臣答へられる前に事務当局から答へられて、大臣の御感想を承りたいと思ひます。

○水野政府委員 委員御指摘の点は問題が全くなわけではないというふうに私も考えておるわけでございます。先ほど御指摘のございませう、戦前あるいは外国に比べていろいろ問題もございませうが、現下の厳しい財政事情と申しますのは、戦前にも外国にも余り例のないようなものがございますので、いろいろと御無理を願つていふ点もあるわけでございます。

それから、行政的に赤字法人に対処するといふ点につきましては、もちろんその点からの努力はいたすべきでございますが、今回は特段赤字法人につきましてねらうてどうしようかというわけじやございませう、その年に黒字であつた法人が、直前の一年間の分は、その年だけは控除できないという臨時的な措置でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

確かに御指摘のように、それまでは黒字で去年赤字、そこでそれを消すためにことし無理して黒字を出されたという場合もあるかと思ひます。でございますが、その点につきましては、その欠損金は六十一年度におきましては控除はできませんが、以後四年間にわたつてはこれを繰越控除できる機会が残されておるわけでございます。その赤

字が消せないということではございせんので、そのところは四年間をもつてお考えをいただければと思ひます。

それから、そういうことを予期しないで処分されたという場合もあるかと思ひますが、まさに今委員御指摘のように、制度改正時におきましては、どのような時点で区切つてもそういう点は残る問題でございませうので、その点につきましては絶対的に欠損を切つてしまつたということではなく、それがずれたというふうな御理解いただいて、その点の法的安定性云々の問題につきましては、この場合は御理解を賜ればと思ひます。

○竹下国務大臣 本会議の際もお答えいたしました、確かに二千二百三十億、六十一年度の増収額をねらつたというか、それによつて生ずるわけでございます。だから、ある意味においては臨時の措置であります。今おっしゃつたのであるほどなと思つたのは、それを充ててことし財産処分したりして黒字を出しているというところがあるいはあつたかも知れぬという感じは私もいたさないでもありませんが、私もいろいろ議論の末にこれに踏み切りましたのは、要するにことし黒字の法人について適用されるものであつて、当該年度において赤字である法人について適用されるものではないということ、そしてそれは、その機会を全く失うのではなくして、当年度において控除できないが翌期以後四年間は繰越控除の機会が残つておるといふようなところで議論を詰めて、いわゆる二億の増収措置をとらしていただいたという性格でございます。

随分議論があつたことは事実であります。私も、はあ、なるほど昨年昨年財源処分をしていふのもあり得たのかな、それは不勉強で、いい勉強をさせていただきました。

○安倍善委員 いろいろ苦心があられると思ひますけれども、この問題は、特に中小企業はこれから余り利益が出ない可能性があるので、不景気になつてきますからね。たまたま今まではど

うにか益を出していたというものもあるわけでございます。ですから、あと四年間で消せるだらうといつても、消せない場合も多々あるわけですね。

それからもう一つお聞きしたいのは、この措置を本当に臨時措置にされるのかどうか。これは非常に重要な問題でございまして、二年間という話で考えていらっしゃるのかどうか、これは非常に大きなポイントでございまして。

その点と、やはり引き切れないという面もあります。しかも、たまたま経済情勢が変わってきた。円高でも景気は余り落ちないという人もいますけれども、私はそれは思わない。そうすると、これから中小企業は何年か非常に苦しむ時期にたまたま入ってきた。これは、中小企業だけについては何らかの考慮が払えないかというのを、これから一体どのくらい続けるのかということとちよつとお聞きしたいと思ひます。

○水野政府委員 原則はやはり五年間繰越控除できる、しかし直近二年のものは繰越できないという形は、ある意味では臨時的な形になっておるわけでございます。また、その適用期間も二年としたしておるわけでございます。ここの形にいたしましたのはやはり基本的な姿勢とは申せないと思ひますので、いづれ技術改正の時期なり、あるいは財政状況等も勘案しながら基本的に対処すべき問題であらうかと思ひわけでございます。

それから、四年間は機会はあるが、経済構造なり企業の体質が変わつてという場合も全くないわけではございませんが、直近一年、なお四年残つておるから、その間にひとつせひせつかくの機会を生かしていただけるようにしていただければと思ひわけでございます。

○安倍(基)委員 引き切れる、引き切れないの問題が出てくると思ひますけれども、ある人の要望によれば、これは臨時措置が終わる、つまり現在もう既に予算に組み込んでありますから、それを全部やめると言つてもなかなかそうはいかないだらう、ただ、その措置が終わつたときに本当に引

き切れなかった、終わった後まだ二、三年あると思ひますけれども、そういうときに、ある程度その面倒を見れるような考慮がでないものかなというふうな意見もございまして。これは非常に技術的な問題になりまして、今こですぐ約束というわけにはいかないと思ひますけれども、もしこの制度がずっと続いておつたならば助かつたであろう者に対するそれなりの措置というものを考えておくべきではないかなという気がいたします。それは今こですぐ約束というわけにはいかなうと思ひますけれども、この制度がもとも何年間も続いてあつたのだ、それが要するに臨時的にだめになつて、そのために増収がある。一時期に非常に困つたという要素はあるにしても、この制度をやめたときに、いわば取られ過ぎと言つては言い方が悪いけれども、本来救われるべきものがあれば、それについての配慮がでないものかなというところでございまして。いかがでございましてか。

○水野政府委員 この時の改正でこのように制度化させていただきます。直近一年分はこしはできませんが、四年間にひとつ頑張つていただきたいというふうな制度改正をお願いしております。以上は、その時点で引き切れない分について特別にまた手直し、見直しをするというふうなことを現時点でこでお答えをするというところは非常に難しいことであると思ひわけでございます。

中小企業云々というお話がございまして、赤字法人割合は、大企業につきましては二回にわたります石油ショック以前の状況には戻りつつある。ところが、中小法人になるに従ひまして、第一次ショック、第二次ショックでぐんぐんと赤字法人割合が多くなつて全く回復しない。これは経済の構造の変化なのか、中小法人におきまるところのいろいろな税制上の仕組みと絡んでおるのか、その点もございまして、これは基本的な改正の中でさらに検討をしていくべき事項ではないかと考えておるわけでございます。

業も多い中小企業も多いのですけれども、下請企業というものは、ある意味からいうと合理化、合理化というところで一番上の企業から攻められて、下手をする系列から外されるので、必死になつてやる、経営的には非常に苦しいというのを感じております。いわゆる日本の二重構造というのが、特にこれから輸出が苦しくなつてくる、いろいろな面が苦しくなつてくると、そのしわ寄せが非常に強くなる。私はこれは事実だと思ひますし、今おっしゃつたように、赤字法人が中小企業に多いというのは、そういう面が反映しているのじゃないか。そういう状況のもとに、特にこれから苦しくなるといふときに、やはりこの措置というものはちよつと厳し過ぎたのじゃないかなという感じがいたします。これは、今おっしゃつたように、導入した途端にその後面倒見というふうなことは口が裂けても提案者として言えないと思ひますけれども、やはりいろいろの経緯を考えますと、将来において配慮すべき問題じゃないかなという気がいたします。大臣、いかがでございましてか、ここの配慮すると言つてしまつと、それは事務当局が困つてしまふと思ひますけれども、それは事務当局は困るかもしれませんが、それだけでも、それなりの御認識を持つていただきたい。

○竹下國務大臣 これがつつと平年度化した場合は、それなりの、四年間余裕がありますからその間に頑張つてくださう、こういうわけですね。しかし、おっしゃるようなケースは皆無ではないかという点、ずっとこれから黒字の出ない状態が続くというところが、それに対してはそれなりの措置を講じますなどということは、それは御指摘のとおり言えないことではございますが、なるほどそういう場合もあるという問題意識を持していただいたということでお答えいたします。

○安倍(基)委員 ひとつその辺の御認識を新たにしたいだきしたいと思います。次の問題で、ちよつと具体的話でございましてけれども、今度の買いかえ資産の圧縮記帳の問題を私は本会議でも提示いたしました。私も東京湾横断道路のことを非難しましたけれども、最近ある新聞でも立て続けに書いておりますが、今度の民話というのは、一点豪華主義というか目につくところだけだつとやる、ところが、本当の経済効果があるのかというのを私は前から考えておりました。最近そんな新聞もいろいろございまして、まことにその辺がちよつと問題であると思ひます。

それとともに、地方では、これは御承知と思ひますけれども、工場があつた、だんだんと住宅地域が周りに来る、普通はいたたまれないという外へ出ていかなければいかぬ。外へ出ていくということは、周囲にとつてもいいし、逆に、新しい投資にもなるわけですね。また、跡地も市街地です。非常に大きな目玉みたいなものじゃないか。どちかというところ、利子補給してでも出してやるべきというところ、中心街から工場を郊外に移転する、それを促進してやつてもいいか。それを問題なわけですね。東京湾横断道路に財政が面倒を見るなどということは愚の骨頂だと言つては言い方が悪いけれども、私は一つも感心しない。それよりは、むしろ地方においてちよつと工場が周りに言われて外へ出る、それを促進してやる、そちらの方にこそ援助してやるべきじゃないか。そうすれば跡地の開発もできる、新しい工場もつくれる、これがまさに民話の非常に大きな目玉になる要素ではないのでなければ、私は何も後輩を責めるわけじゃないので、横断道路に金を使うぐらいならよっぽどちよつと利子補給してもいいぐらいじゃないかという感じがする、そこを逆に圧縮記帳をやるといふのはその辺がちよつとどうなのかなという気がいたします。その辺についてちよつと皆様のお考えを承りたい。

○水野政府委員 土地政策としてどうしてもここにちよつと企業が存在してはいかぬとか、ここは道路にする、病院にするということでも取用をするとか、そういうふうに強制的にそれが買ひ上げら

れたり収用されたりする場合、こういう場合は当然それは課税の繰り延べが行われるわけでございます。御指摘の今回の措置の対象といたしましては、まさに今お話し、政策的にこういう企業はここへ行った方がいいとかあるいはこの中へ入っていはば優遇されるのか、まさに誘引的な措置としての課税の特例が幾つかある、それが御指摘のようにまさに対象にはなっておるわけでございしますが、そういうケースにおきまして、企業として現実に土地等を処分いたしましたしそれなりの現金を入手される、その売買過程におきまして譲渡所得が実現され、一回手にされるわけでございします。それが九々一定の範囲のところへ移転される場合には、完全に課税が繰り延べられているというのが現行の制度でございしますので、現実に譲渡所得が全部実現されておる場合、確かに優遇措置として税は御協力はいたしますけれども、現在の財政状況等を考えますと、全部について買いかえ、十億、百億あつてもその譲渡益が全く課税外で将来に繰り延べられるというのは、誘引、優遇措置としてはやや過大ではないか。そこで、これを廃止するというのではございせん、そのうちの二割分、実現した譲渡益については現時点で課税をお願いさせていただきたい。いずれにしても将来において課税はされるのですが、二割だけは現時点で課税をお願いしたいというものが今回の措置でございしますので、御指摘のような政策目的は若干縮小させていただきますが、全体としての租税特別措置の整理合理化の中でございしますので、御理解を賜ればと思うわけでございします。

○安倍(基)委員 財政もあるのですけれども、民活、民活と非常に声が大きい。民活もいろいろあるけれども、この辺こそ地方都市における民活の目玉になり得る話である。特に、跡地がいろいろ利用されるということもございまして、確かに企業がそれを売却することによって益を得ることはあるし、税が繰り延べられるということについての不公平じゃないかという感じを持たれる要素があるかもしれないけれども、むしろ地方都市に新しい工場をつくる、敷地を買って移転すればそれなりの投資が行われるわけです。やはりこれは投資のためのお金でございまして、何もそれで飲んだり食ったりするわけではないので、新しい物をつくるための資金になるわけです。私どもの選挙区なんかも都会地のご真ん中に小さな工場がたまたまあるわけですから。外に出たいけれども、なかなか出られない。いろいろ音も出るでしょうから、周りからやいのやいの言われながら出るに出不たないというところが随分あるわけです。確かにこの地価は高いでしょうけれども、遠くへ行けば行くでお金がかかる。民間の都市の開発にしても移転にしても、この措置が大きな目玉、促進剤になつておつた。橋をつくるために、千葉とかこの地価を上げるかわからぬけれども、そのために利子を応援するということよりもこの方がよほど意味があるのじゃないか。私としては、できればこれをやめていただきたいのですけれども、その辺を考慮していただけないか。民活を言う時代でございしますから、この方がよほど民活に役立つのじゃないか。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
民活を言わない時代ならまだいいのですけれども、民活を言う時代において利子補給ということでは、例えば東京湾横断道路というのは、これをやっていますよと言わなければかりのものである。本四架橋であれば四国全体の経済を底上げするといふ意味がある。
私はこの前本会議で言いましたけれども、関東大震災の損害はGNPの大体半分ですから、もし大地震というようなこともあつたときには、メガロポリスというのとは一番弱いわけです。そこに投資を集中するというのが国家経済にとって本当にいいのかどうか。私は、東京湾横断道路ぐらい愚劣な案はないと思つております。それより、こういった地方都市においていろいろ役に立つ税制を存続すべきじゃないかと私は思います。後輩たちをいじめるわけじゃないですけれども、その辺を考えていただけないかなということでございます。事務当局と大臣のお考えを承りたい。
○水野政府委員 御指摘の点はまさに政策的な意味があるということで、今回も八割分は残してある。これはあくまでも任意の売買の場合の課税繰り延べでございしますので、八割をもつて御協力申し上げたいということではないかと思ひます。
こうした土地と土地の買いかえにつきましては、昭和四十四年度改正までは、すべての場合にわたつて土地を売つて土地を買ひさえすれば課税は繰り延べるといふことでございしましたが、それはかえつて次の土地を買ひあさるために地価を釣り上げるといふ点もあるし、幾ら巨額なものも実現されても土地を買ひえは全く非課税というのはおかしいといふことから、それまでの無制限な買いかえが、政策目的の一定の範囲に適合するものだけが現在残つておる、そういう政策的なものでございします。財政状況等を勘案して若干の縮減をお願いしたというところでございします。
○竹下国務大臣 私も田舎出身ですから、いわゆる農村工業導入促進法とかいろいろ法律が適用される最大の要件はこの制度だといふような考え方で対応してきたことは事実でございしますが、この問題についても毎年税調等で議論があります。は、譲渡益といふものが生ずること自体は事実だといふことになる、かつて我々が山村振興だの農村工業導入促進法だのといふもので考えておつたものであつても一定部分についてはその税体系の中で措置していいのじゃないかな、こういう結論になつて今度お願いしておる、こういうことでございしますが、今おっしゃつたように民活、民活と余り言わないところにやつた制度を民活と言ふうになつてから縮小するといふのは、感覚として自分もちよつと疑問を感じるぞとおっしゃればなるほどそれの一つ。私もこの審議の段階で、私が田舎出身でありますだけにそんな感じがしないわけでもありませんでしたが、税体系の中へそれを組み込んで今の財政事情等を勘案した場合に、八割と二割といふことでございしますから、こ

の辺が妥当なところをお願いできるのじゃないかな、そう考えたわけでありませう。
○安倍(基)委員 土地だけでなくそこに工場を建てるとか、そういう制約をきちつとしておけば、単なる土地の買ひあさりといふことは防止できるわけではございませう。
もう一つ、たまたま繰越欠損金との関連もございまして、そういうことをやつたのがいけなかつたといふ話になつてきますと、二重にそういうことをやつた連中がばかを見るというやうな話にもなるわけで、二つの制度をかみ合わせてみまうと、反省すべき点がいろいろあるのじゃないかなと思ひます。いずれにいたしましても、こういった制度、特別措置の縮小という面もありますけれども、それはそれなりの規制を加えて、その上でこういった措置は考へておくべきじゃないかな、この辺は再検討の余地があるのではないかと思ひますので、大臣、これは一遍お考えを承りたい。
○竹下国務大臣 これは、現状においては再検討しますという問題じゃないと思ひます。新産だ、工特だ、農村工業導入促進法だ、特別地域だといふやうな、大体私は低開発出身でございしますから、そういうやうなところへばかりよく出ておつたときの施策としての目玉であつたことは事実だと思つておりますが、今日の税体系の中で再検討しますという性格のものにはならぬと思ひます。
○安倍(基)委員 提案した途端に、あれも再検討しろ、こつちも再検討しろといふことは言えないわけですから、私もその立場はわかります。これはしかし、単に新産都市とか、何とか都市とか、そういうある特定の都市をやるんじゃない、一般的な今まであつた工場が周りに追いつて来られ、このままでやつていけない、非常にひどい制度でございします。特定の都市などを対象としたやうなものという意味が違ふ。それは今で言う民活、確かにそういう昔からの都市の発展というのに役立つてきているといふことは十分御認識願ひたいと思ひます。

この話ばかりやっていますと先へ進みませんから、それでは三番目に、これはある程度私が急に思いつきで言ったという感じを受けるかもしれないけれども、私が本会議で提案した、市場開拓準備金を縮小する、これは当然かと思えます。黙っていても日本がいろいろ補助しているところと怒られていて、どこでございませうから、それはやむを得ぬと思ふ。ただ、むしろこれを逆に切りかえろというか、為替変動準備金——本場にこれだけの急激な為替変動というのはだれも予想してなかった。中小企業なんか蓄えがそのためにすっ飛んでしまふ。そういうことを言ひ出すと、大企業もという話が出てくる可能性もありますけれども、特に中小の場合に、海外市場開拓準備金というのを認めてやっていたことの意味が変わった形で、為替変動準備金という形で今後考えてやっていたいんじゃないか。どのくらいの額を積み立てていいのかわからない話にもなりましようけれども、非常にもうかつているときはほとんど税金を取られてしまふところが高高になつてきて、今度は全然輸出できなくなる。税金を納めないでそこで少しは内部留保しておけばどうにかもったものが、内部留保が全然すっからかんになつてしまふということがあるわけだ。

私が中国の財務局長をしていたときに、造船所がほとんど倒れたわけですね。造船所なんかは契約のロットが大きいですから、あれはキャンセルされると、金融が途絶えてしまひ、ばたばた倒れていく。これは今と同じようなことに急激な円高だつたのでございませうけれども、私もいろいろ回つてみますと、円高がどのくらいみんなを痛めつけているかわかりませう。そうすると、金融だけじゃ救えないんじゃないか、こういうことを考えて、少なくとも海外市場開拓準備金というのがあつたのだつたら、それをむしろ切りかえるような形で為替変動準備金を考えてやつたらどうか。これは技術的に非常に難しい話かもしれないけれども、どのくらい積んだらいいのかわからない問題もございませう。もうかつているときに全

部もうけは持つていかれやうよ、そしていざとなつて急に輸出はストップする。日米関係でも、中小企業に緊急融資するとか大分外からたかかれるという要素もございませうけれども、これはむしろ彼らの認識不足かと思ひますけれども、何らかの形でどういったことを考えてやらないと——かつて固定相場のあるところで生きてきた、それが為替変動にさらされるというのは全く環境の変化でございまして、個人の力では何ともならない力で翻弄されるわけでございますから、少なくとも少しづつためておくという要素も考えてやつていいんじゃないかと思ひます。いかがでございませう。

○水野政府委員 やはりこれだけ経済が国際化してまいりますと、そういう御指摘のような点もあるかと思ひます。そういう御指摘のようないふに固定相場から移行した、それから既に十五年を経過しているわけでございます。為替につきましては、それは変動があり、利益もあれば損失もある、そういうことはほぼ定着しつつあるのではないかと思つておるわけでございます。為替によりまして利益があつた、それを将来の損失に備えて準備金で積むということは、端的に将来の損失に備えた利益留保ということになるわけでございます。すので、税制上の措置としてはどうしてもいかにかなという気がするわけでございます。

○竹下国務大臣 これは今の主税局長の答弁で尽きるところでございますが、変動相場制になつて十数年たちますと、本来は為替予約等においてヘッジすべきものであつて、為替差益の場合もあり得る、差損の場合もあり得るわけでありませうが、それを税であらかじめ措置するというのは、私も、税制上構築することそのものも難しいのじゃないかという気がいたしております。

それから、今いみじくもおしやいましたように、いわゆる輸出競争力温存策というふうな受けとめられることはもとより本意じゃない、この間の問題はだんだん理解がいつていようございませうけれども、そんな感じで承つておりまし

た。

○安倍(基)委員 為替ヘッジができる層とできない層とがあるのです。大体中小企業なんというのは為替ヘッジの知識もろくにないわけですよ。大きな商社あるいは企業あたりになりますと、専門家がいて全部やってやるわけですね。だから、そういうところを経営している連中はある程度面倒を見てもえらるかもしれないけれども、為替なんというものは全然わからない連中が多いわけでございます。もうかつている時期に、そこそこある程度もうかつているのをためておけないか。これは急に言ひ出してもなかなかすぐには実現できるかどうかというのはいふから、私としても自信ないのですけれども、要するにこれだけの為替変動が起こつてきている時代に——最近いろいろな連中に会つと、固定相場制に戻してくれよという話がよく出てくるわけですよ。しかし、固定相場制に戻すといつたつてそう簡単にいかない。一般の中小企業の連中というのは以前のほうがよかつたといふことをしきりに言うわけですね。それは事実わかるのですが、という固定相場に戻すといつたつて、それはそう簡単にいくわけじゃないし、せいぜいある程度のマウンドの中で動くくらいなことができないかといふ程度だと思ひますけれども、こんなに急激な為替変動というのは余り経験しない。それをヘッジしろといふのは彼らにとつてちよつと酷な話です。ね。そういうところを考えますと、特に日本の場合には中小企業が多いという特色がありますし、そういう現実があるわけでございます。私ども、中小企業と接しておりますと、そういう感が非常に深い。だから、すぐに彼らは政府が悪い、政府が勝手に相場を変えちゃつたからこんな苦労しているのだといふ話になるわけですね。でございませうから、かつてそうやって市場開拓をさせたいにいわば手を差し伸べたのであれば、それはもうできないにしても、逆の意味で、為替変動に対する体力をつけてやっておく。いざというときに金融でもつて助けようと思つても、金融と

いうのは危なくなつたらすぐ手を引きますからね。私も造船所のことよく経験しているのです。一回、二回の手形くらいは面倒を見て、その先は、おまえ責任持つかと言われたら、銀行に對しておまえやつてくれなんて言えないわけですから、そういう意味でいろいろの中小企業がそういった為替変動にさらされる現状においては、大企業はさつきおしやつたようにヘッジはできましようけれども、中小企業はできないという現実を認識されて、しかも日本の場合にはそういう中小企業が多いということを御認識願ひたい。我が民社党は中小企業と非常に関係が深いわけでございますが、それは別といたしまして、こういう時代にはそれなりのいわば手当てが要るのじゃないかと思ひます。いかがでございませうか、今すぐこでつくれといふことではございませうけれども。

○水野政府委員 先ほど申し上げた昭和四十六年に固定相場制から新しい体制に、さらには変動相場制に移行した際に、全く固定相場になれておりました経済取引でございまして、外貨建て債権につきまして若干の課税特例措置をつくつたわけでございますが、国会で、これは利益留保の特例措置ではないかと毎年おしかりを受けて、数年で廃止させていただいたという例もございませう。こうしたものは、税制としては、こういうものを制度化いたしますと、利益留保的なものを受け取られて、特別措置の端的なものではないかという御指摘を受ける心配がございませうので、私どもとしてはどうも消極的に考えざるを得ないわけでございます。

○竹下国務大臣 中小企業というものの対策について、もろもろの措置を講じなければいかぬ。ちよつと昭和四十六年の八月十三日でございませうが、私、内閣官房長官でございませうが、そのときニクソン大統領から佐藤総理に電話がかかりまして、ドルの兌換制は停止するということでした。私、率直に言つて何のことかわかりませんでした。それでいろんな人に聞きまして、水田大蔵

大臣、一緒に勉強しようやということでした。福田先生が外務大臣で、おれがロンドンにおったころは二円だったというような話でございまして、すぐのことにはなかなか間に合いませんし、田中角榮先生が通産大臣で、燕の洋食器はどうなるかなと非常に現实的ではありませんが、本当にその際困って大変な勉強をしたわけですよ。幸い国会でも、まだ私もわかりませんが、質問なさる方も余りわからぬ時代でございました。新聞記者の人もそうでございました。それがだんだんいよいよゆるゆるとゆるゆると出てきて、それで一体予算をどうして組もうかと思つたことがございまして、その為替差損問題が今おつしやつた造船、海運等々でございまして、何とかと思つておつたら、十二月でございましたか、いわゆるスミソニアン・レートというのができて、瞬間的固定相場三百八円と

いうのができて、あれでいろんな予算が一応組めるようになった。しかし、それからもうこれだけの時間がたつたわけですから、本来賢い日本人は、為替に対しては先ほど来おつしやつたヘッジの問題なんかもうなれていなければならぬと思ひますけれども、おつしやるとおり中小企業のおじさんあるいは私も含めて、ヘッジというものはすぐなかなかに頭に来ない問題かと思ひます。そういう実態は承知しておりますが、やはりヘッジをするとかそういうような指導と申しました。ヘッジと申しますか、そういうものはしていかなければならぬ課題だということに思ひます。

してはさらに指導をしていかなければならぬ。しかし、当時は、おまえ、円高になると言うがいつになつたら千円になるんだというような状態から見れば、随分みんな訓練されておりますけれども、なお訓練の必要はあるというふうに思ひます。少し長くなりましたが、思ひ出話をいたしました。

これはちょっと余談になりますけれども、今度のダブル選挙の話がございましてね。私は今二、三言っているのですが、これはちょっと余談になつて申しわけないけれども、前回のダブルというのは不信任案が提出され、成立した結果行われたダブルですね。ところが、もし今度ダブルをねらえば、ねらつてやるダブルになるので、あしき先例になるだらうというのを私は言っているのです。すべてあしき先例をつくつてはいかぬ、その意味でこれが税制上あしき先例にならないかな、問題は小さくても、ダブル論も、私は党派を離れまして、結局もしダブルをねらうと選挙を始めたば、それがあしき先例になつて、必ず大義名分を無理につくつてそこでダブルをやろうとしようというふうなことになるのではないかな、ちょっと話がそれますけれども、すべて物事をういうあしき先例をつくつてはいかぬという意味合いにおいて、この税制の問題もあしき先例にならないかなと思ふのです。

〇安倍(基)委員 まあ中小企業のおつさんなんというの、ヘッジという言葉からして大体わからないですよ。わからないし、現実問題、どう返事していいかわけがわからないわけ、そういう意味でまあ準備金というのがちょっとヘッジになるんだらうな。ただ技術的に難しい問題ですから、私は一つ問題を提起するにとどめますけれども、たまたま市場開拓準備金が縮小されるという形の上において、性格を変えた形で考えていくべきものじゃないかな。これは、ヘッジを覚えるとかいつて彼らに幾ら説明してもわけはわからぬし、せいぜいどこかの人のにだまされるだけの話だと思ひます。そういうことで、私は、これは将来ヘッジの一種として考えてやるべきものではないかなと思つております。これは今後の検討課題で、勉強の一つのあれにしたいだかと思ひます。

それから細かい話で、この前もちょっと言つたのですけれども、大体、一部輸入機械の償却に優遇措置をやるなどというの、愚の骨頂といつては悪いのですが、これは何も大蔵が指導がしたのではなくて、通産あたりから言われて、中曽根さんが市場開放の一環だとかいって彼が言ひ出したのか、あるいは通産が持つていつてそういうことか、あるのか知りませんが、そんなある特定の種をやつたのか知りませんが、そんなある特定の種類の機械、しかも輸入した機械について償却の優遇をするなんて、これは全体的に経済原則にちよつと反するんじゃないか。それは市場開放は必要かも知れぬけれども、そんな一部輸入機械について償却を優遇する、そういうことはむしろ市場を押し曲げるような話でございまして、決して市場の開放にはならないと私は思ひます。これは大蔵に答弁させるのはいささか気の毒かと思ひますけれども、通産をきよう呼ぶのもちよつとあれだったのでございまして、えらい技術的な話ですから、時間もあれでございまして、簡単に趣旨をお聞かせいたしたい。

〇水野政府委員 今回御提案申し上げております特例は、輸入促進税制というほど大きなものではございませんで、エネルギー基盤高度化設備を取付した場合、中小企業が電子機器を取付した場合の特例償却または税額控除制度の際に、それが輸入製品であつた場合には二割増しの特例を設けるという程度のものでございます。

かつては、昭和三十年代は輸出奨励のもとで輸出所得を一定部分所得控除をいたしましたり、大幅な特別償却制度を講じたりしたことはございまして、現在のような財政事情でございまして、とてもそういうふうな大きな制度は考えられないわけでございます。また、企業関係税制は極力介入をしない中立的なものが望ましいわけでございますが、例外的に公平原則を犠牲にしまして若干の緊要な政策的措置に對しましては配慮をするということから、今回、限られた範囲ではございましてが輸入を促進するということが最近の国際経済情勢から見て緊要な課題であるということ、こういうした措置を講じていただいているわけでございます。

〇竹下国務大臣 経済原則に反するじゃないか。これは自由経済の真髓から問えば私はおつしやるとおりだと思ひますが、我が方も輸出奨励税制をやつたりしてつた時代があるわけでありまして、今の国際経済情勢の中にとられた一つの措置であるというふうに御理解いただきたいものだと思ひます。経済原則、自由競争の原則からいえば、安倍さんの思想というのは決して間違つてはいないと思ひます。

〇安倍(基)委員 私の言っているのは、やはり一部の輸入機械についてそうやるのはおかしい話だ、今まで先例があるのかどうかわかりませんが、あしき先例になつては困る、すべて我々はあしき先例というのをつくつてはいかぬ。

ダブルの話はここで御答弁願うかどうか、それは御自由でございまして、税の方もそうだし、ダブルの場合だつて、前回は不信任案が通過すれば総辭職が解散しない、そこには政治判断の介入の余地がない。ところがもし政治判断でもってダブルをねらえば、それは一つの先例になる。まさにダブル問題というのはこれからのいわば民主制度について——これはむしろ予算委員会あたりで総理に聞こうと思つていたのですけれども、たまたま私はまだそういうあれがなかったのですから、本当にすべての物事については先例を重視する。税においてもかつてこういう先例があつたのかどうか、特に一部機械について。ダブル論についても、これは今非常に新聞あたりであつておりますけれども、これがあしき先例になつては日本憲政史上大問題であると思つております。まあ選挙の問題につきましてもの答弁は御自由でございまして。たまたま、せつかくの機会でございますから、二つの質問をさせていだきまし

これはあしき先例というのをつくつてはいかぬ。

●水野政府委員 配当につきましては今委員御指

摘のようなもの意見があるわけでございますが、何と申しまして、株主と会社との関係と申しますと、そこは実質法人税として対処されておる、その残りが配当されるという仕組みがあるわけでございます。そういったところから配当控除制度といったものがあり、これがまさに法人税の基本的仕組みを構成する一つの制度でございます。で、やはりこれは長年定着しております制度であり、現段階としてはこの制度を大きく変えることは適当ではなからうというものが五十五年十一月の中期答申での考え方でございます。

ただ、今回税制の抜本改革の検討が行われているところでございまして、先ほど申し上げましたように、利子につきましても行われる。配当につきましても、そうした法人税制の基本的な仕組みの中で検討は必ずされる課題であると考えております。

○竹下国務大臣 今の利子だけでなく利子配当という問題につきましては、今主税局長がお答えしたとおりにも私見しております。

○安倍善委員 質問を終わります。

○小泉委員 義輪幸代君。

○義輪委員 六十一年度の税制改正は所得税減税が二年連続して見送られるという状況で、勤労国民に実質増税ということになっております。一方では、東京湾横断道路建設促進税制など、民間活力導入を口実に大企業優遇措置が新たに拡大されているという中で非常に問題があるわけですね。こうした大企業優遇税制を抜本的に改めて、同時に国民の要求にこたえた所得減税をぜひ行わなければならないと改めて主張したいと思っております。私も、所得税一兆八千億円、住民税七千億円、計二兆五千億円の大規模な所得減税を要求しておりますけれども、今回の税制改正に当たってこのことを重ねて指摘して質問をさせていただきます。

税のあり方については六十二年税制で抜本見直しが行われるという論議がされ、特に税率構造、累進構造の見直しということが盛んに言われて

て、総理大臣もあれこれ論議されておりますけれども、私は、これが税の公平の観点から見て果たしてそれでよいのかどうか、そういう問題点なのかどうかというところに非常に疑問を感じております。所得税体系の見直しの中で一番肝心なこととはやはり公平ということだろと思っております。その中で税の所得再配分機能ということがまことに重要な問題だろと思っております。

大臣にお伺いいたしますけれども、税の所得再配分機能がどうあるべきなのが、今後税制改正と言われる中でこの所得再配分機能はどのような位置づけをもって取り組まれていくのか、基本的な認識をお伺いしたいと思います。

○竹下国務大臣 税制につきましましては、今おっしゃいましたとおり、税負担の公平、経済に対する中立性を確保することが重要であることは言うまでもございせん。その場合、個々の税目を単独にとらえるのではなく、それらを全体としての一つの体系としてとらえることが必要であります。したがって、税制全体として税制に要求されます各般の要請にこたえるようにいろいろ総合的に仕組まれておるものだとこのことを基本に一つは考えております。

そこで、所得再配分機能というものを論ずる場合には、単に特定の税目についてそれが累進的であるか、あるいは逆進的であるかということ論ずるのではなくして、税制全体として、あるいは社会保障支出というものの角度から、歳出面も含めた財政全体として考えていく、こういうことが税の基本であるというふうに考えます。

所得再配分機能というのは、かつてと違って非常に平準化してきておることは事実でございます。しかし、税問題そのものはいろいろ幅広い国民の意見を聞きながら、税制に今頼んだところでございますから、私はシャープ理論と同じように竹下理論みたいなものを申し上げるほどのおこがましきものでは持っておりませんが、やはり総合的に考えるものであって、一つ一つの税制で逆進性だ、累進性が強いとかという議論でなく、総合的に

その税の中では所得の再配分が行われるような仕組みにすべきものではないかな、こんな考え方であります。

○義輪委員 所得再配分機能の重要性という点についての認識はおありだろと思っております。けれども、その際に個別の税についてどうかということではなく、税制全体で果たして公平かどうか、再配分機能が果たされているかどうかということと、もう一つおっしゃいましたのは、社会保障等歳出にかかわる部分もおっしゃったわけですね。もちろん国民生活の全体を見ていくという点でいえば、両方ともその施策の中で再配分機能が果たされなければならないというふうに思うわけですね。所得の再配分機能が税の部分でどうなのかという点で見ますと、それは必ずしも所得再配分機能が強化されてきているというふうにも言えない部分全体として分析していかなければならないだろというふうに思います。

もう一つおっしゃいました歳出面の問題ですけども、果たして現実には所得再配分機能が歳出面で強化されてきているというふうには言えるだろうか。村山調査会の報告を見ますと、歳出面を通ずる所得再配分が近年広範に行われるようになってきていることにも留意する必要があるという指摘がございまして、果たして本当に広範に歳出面における所得再配分が行われているかどうか、社会保障の分野で具体的にどうだろうかというのを見てみる必要があると思っております。

総務庁統計局の家計調査年報五十九年版を見ても、勤労世帯の社会保障費と社会保障給付というバランスの問題で考えてみますと、一九七三年と一九八四年を比較してみますと、社会保障給付は低所得者に対する給付と高所得者に対する給付の差が縮まってきているという統計があります。再配分機能が構造的に低下してきているという数字が客観的にあらわれているわけですね、そういう点から考えてみても、税の分野でさらに一層の所得再配分機能の強化をする重要性というのが指摘されるだろと思っております。

こういふ観点からいろいろ税の内容について少し見てみたいと思っておりますけれども、東京都の新財源構想研究会専門委員第六次報告というのが昭和五十三年の一月に出ています、ここでは都民の所得階層別、種類別の所得構成比が示されております。

これを見ると、所得が多くなるに従って給与所得の占める割合というのが減ってまいりまして、資産所得の割合がふえてくるというのが明らかになっております。資産所得に関する優遇税制措置があるために、結局都民の所得階層別負担率というのは、五十年所得で見ますと逆進的になっていくというふうなこの報告書で指摘されているわけですね。累進税率の緩和等を論議するということが盛んに行われていますけれども、実際の各所得階層別負担率というものがどのような数字になっているのかというところを明らかにしなければ内容がわからないと思っております。大蔵省の方で、こうした所得階層別負担率というものをあらわしたものがあろうかどうか、あればその内容をお答えいただきたいと思います。

○塚越政府委員 お答え申し上げます。所得税全体を一本にしました税務統計というものはないわけでございますが、申告所得者をとらえた統計といたしまして、申告所得税標準調査というものがございまして、申告所得税標準調査の昭和五十九年分の調査結果によりまして、源泉徴収税額と申告納税額を加算した所得階層別の所得税負担率というものが一応計算できるわけでございますが、それを読み上げさせていただきます。

これは十四階級に分けておりまして、まず五十万円以下でございまして、一・八％、五十万円超七十万円以下が二・八％、七十万円超百万円以下が三・三％、百万円超二百五十万円以下が四・二％、二百五十万円超五百万円以下が五・五％、三百万円超四百五十万円以下が七・六％、四百五十万円超五百万円以下が九・八％、五百万円超七百五十万円以下が一・二・七

％、七百万円超一千万円以下が一六・九％、一千万円超二千万円以下が二三・三％、二千万円超三千万円以下が二九・四％、三千万円超五千万円以下が三二・九％、五千万円超が三六・二％ということになっております。

○養護委員 これは申告所得税をもとにしていうことでお答えいただきましたけれども、資産の状況については全くかわりがないことになるわけですね。資産所得にかかわる問題については関係ない数字になるわけですね。

○塚越政府委員 この中には、配当所得でございますとか総合譲渡所得、不動産所得というものも申告されている限り入っております。

○養護委員 申告されている限りは入っているというところでございますけれども、租税負担率を出す場合に、国税庁としては申告されたもの以外にはわからないということになると思いますが、実際には、このような統計が現状に合っているかどうかという点ではかなり問題があるだろうと思うのです。

さらにまた資産所得の内容等にまで触れているという議論をしていきたいと思いますけれども、今日、金融自由化というのが進んでまいりました、金融資産の分配という点で不平等があるという指摘もされてきています。この四年間で所得分配はほとんど変わっていないけれども、金融資産分配については不平等化が進んでいるという指摘もございます。アメリカの連邦銀行のレポートによると、金融自由化のもとで、わずかに握りの高額の世帯で金融資産をほとんど一人占めにするという傾向が報告されております。したがって、金融資産分配の不平等というものは税法上も随分問題になることだと思えます。金融資産の運用について税法上優遇されているという点がさまざまな問題を呼んでいるということですが、例えば、最近財テクということが随分問題になっております。自民党の加藤税調会長ですが、財テクに企業が走って本来の生産ということをなさざるにしようとする税制が今のままでいいのかと思えます。

と言われるほど、金融資産に関する税制というのは非常に問題があると思えますけれども、大蔵大臣はこの財テクの傾向の問題、そしてそれを促進している税の問題、税制の問題、これについてどのようにお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 いろんな金融商品が出ますよね。私もわかりません。が、各種の金融商品に對します課税というものが一番大事なことは、各種金融商品が相互間で課税の中立性を著しく損なうことのないように留意するというのがまず金融商品に對する課税の問題の基本であるというふうに思っております。だから、そういう角度から、恐らく利子配当課税との関連等も含めながら税調で見直し作業というのが行われていくのではないかとこのように思っております。

○養護委員 企業や大資産家が余剰資金を運用して金融利益を上げるということが非常にふえているわけですが、この問題について言うならば、担税力があるというところは間違いないわけですが、ごいまして、ここへの課税強化というのは公平の観点からいっても当然のことであると思えます。

今日、節税商品と称するさまざまな商品を利用した課税逃れというものがいろいろ問題になっているわけですね。その一つとして割引債の問題も指摘されておりますけれども、これは昨年も正森議員が指摘いたしましたけれども、そのときに主税局長は、この一六％の水準というものは検討課題というふうにお考えであるという答弁もございました。この割引債の問題について、大蔵省としてはどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。

○水野政府委員 御承知のように、現在の利子課税では原則は一〇％の源泉徴収、総合申告でございますが、別途三五％の分離課税があります。一方、マル優、郵便貯金は非課税という体系になっておるわけでございます。割引債は、端的には利子所得でございますが、現在それは一六％の分離課税となっているわけでございます。ただ、一六％と申しまして、発行時一六％源泉徴収で

ございまして、それを利子支払いのときに源泉徴収が行われるものとどんなふうにして比較するかという問題はあらうかと思えますが、いずれにしても、先ほどの御議論もありましますように、利子所得につきましましては今後抜本改革の中でいろいろ検討されることと思えます。その一環といたしましては割引債の問題も当然検討課題にされるものと思っております。

○養護委員 割引債については、もしマル優改革で低率分離課税ということになった場合に割引債の方が有利になるという問題点等もあつて、これを課税強化しなければならぬというような大蔵省の見解があるやに聞いておりますけれども、そのようにお考えなんでしょうか。

○水野政府委員 非課税貯蓄でございまして、現在、根っこからまるつきり源泉徴収もなく非課税である。一方こちらは、一応発行時一六％という源泉徴収が適用され、個人の場合にはそのまま課税終了、法人の場合は総合課税と申しますか、法人課税の対象になっているということでございます。

仮にマル優問題等を中心として非課税貯蓄制度も見直され、さらに二〇％の通常の利子の源泉徴収率、三五％の分離課税の税率、これらが検討される場合におきましては、一六％の分離税率も検討課題とされようかと思えますが、先ほど大臣から申し上げましたように、まだ利子課税、配当課税の問題が現実検討課題として取り上げられる作業過程にはなっておりませんので、現時点でどのような方向での検討が行われるかということにつきましましては、なお御答弁できる段階にはないわけでございます。

○養護委員 私は、マル優に對する課税というのは断じて反対でございます。そのことを申し上げておきたいと思えますけれども、同時に、マル優の非課税を継続し、そして割引債の課税を強化するということも可能でございますので、その点はそういう方向で行われるようにぜひ主張したいと思えます。

続いてCDの問題です。これは昭和五十七年以來再三大蔵委員会でも取り上げさせていたいただいておりますけれども、見守るだけの検討するだの、一向に前進してこないわけですね。導入した当初はどういうことになるやらということはまだあかりませんけれども、もう何年もたつて、これが金融市場で一定の地位を占めてきている。これをいつまでも放置しておくことは許されないのではないかと思います。CDに對して有価証券取引税を課税せよと私は主張するわけですが、これも、これが行われない理由として、これは有価証券ではないんだというふうなことも言われているわけですね。政策的に見て政治的な判断でこれは課税すべきであるか否かということが大事であつて、あとの、そうした場合にどういう方法で課税するのかということ、例えば有価証券取引税の中でそれを法律上どういう方法をとるのかということ、は、手続の問題だろうと思うのです。だから私は、まずこの商品をもっとま放置しておいていいものかどうか、課税すべきではないかという点での御判断をいただきたいと思つております。

○水野政府委員 有価証券取引税と申しておりますので、これはやはり一般的に言われておりますところの有価証券といったものを対象とすることがまず筋ではなからうかと思つてございまして、有価証券も取り込み、これに類似するものもろの商品な負債証券なりをひくるめて新しく取引流通税的なものを考えるようになりますと、やや基本的な制度の変革になるのではないかと申すわけでございます。

私どももいたしましては、CDが今後とも指名債権として觀念され、譲渡もその方式に従つて行われているという現時点の段階といたしましては、これを有価証券取引税の分野で処理するというのが、どうもそこまでは踏み切りがたいわけでございます。御指摘のとおりでございますが、なお見きわめつつということも毎度申し上げておるわけでございますけれども、やはり現在の金融国際化の情勢の中ではこういった部門もかなり流動

的に動いていく部分もあらうかと思ひますので、この時点で税の面だけで割り切つてこれを有取税の世界に持つてくるというのには、私もどうしてもやや難しいと考えておるわけでございます。

○養老委員 毎年度毎度見きわめつつですけれども、指名債権という現状が継続する限りそれは有価証券として見ることができないということなら、見きわめるもへつたくれもなく、その指名債権の間は課税をしないということのように受け取れますがいかがでしょうか。

○水野政府委員 でございますから、こういった点が現時点では御指摘のように実態としてはかなり債券に類似した流通の動向になつてゐる面もあるわけでございますが、これを税の方から踏み切つてこちらの世界に割り切るといふところまで来ているというふうには私どもとしてはなかなか判断しがたいわけでございます。指名債権として観念されている間は御指摘のようにこれは有取税の世界ではないんだ、もしそういう実態になつてくれればむしろこちらの方式の方も私どもの方からお願いして変えていただき、全体として整合性のあるように分類をしていただくのが筋かなと私も現時点では考えておるわけでございまして、同じようにはなりますが、見きわめがつけばやりたいうところでございます。

○養老委員 ではCDの現状についてちょっと伺ひしますけれども、最近のCDの残高、それからあわせて債券の現先の残高、これらを述べていただけませんか。

○水野政府委員 現在のCDの発行残高といひましては、五十九年の数字でございますと八兆一千二百九十億という数字でございます。これが六十年度になりまして、四月十兆円とか、九月十兆三千億円、十月十兆円、大体四月以降の状況を見ますとおおむね発行残高は十兆円前後となつて推移いたしておるようでございます。

債券の売買高でございますと、これは現先の方のお話であらうかと思ひますが、現先の売買高といひましては五十九年度は百五十一兆円、残高と

しては三兆九千億円という数字でございます。(養老委員)六十年はわかりますか(と呼ぶ)六十年に至りましては、毎月の売買高といひましては四月が二十三兆四千億円、三十兆円になつた月もございまして、年末にかけては若干減少し十二月は十三兆円台といふ数字になつております。残高といひましては、六十年各月おおむね四兆五、六千億円程度の数字となつておるようでございします。

○養老委員 今お述べいただきましたように、CDの方は着実にふえてきてゐる。そして一方、債券現先の方は停滞をしておるという状況が読み取れるのではないかとおもうに思ふので、これは再三指摘されておるに思ふに、税制上の扱ひが全く違つたために債券現先からCDの方にシフトしているといふことがあるのではないかと。そういう点から見ますと、これはいつまでも放置しておくことができないといふふうには政治的な判断が求められるところではないかと私は思ひます。

今の主税局長の答弁をお聞きしますと、CDではなくて、例えばそれが指名債権ではなくて指図式もしくは持参人払い式等々の方法に変わらないう限り、この指名債権のままでは、どれだけ見きわめていただいても何か課税の対象として上がつてこないような感じがするわけです。

そこで、大蔵大臣にお伺ひするわけでありますが、今日このような金融資産の運用が非常に多額に行われてゐる現状のもとでここへの課税の必要性と、ここを放置したままでは国民から見れば公平、公正と言へるだらうかという観点もあわせて考えてみますと、CDへの課税は行われるべきではないかと思ひますが、大臣の政治的な御見解をお伺ひしたいと思います。

○竹下国務大臣 養老さんの主張は主張として、養老さんがそういう背景で御議論なすつておるとは断じて思ひませんけれども、よく証券界の方が、CDと現先についてはその不公平性を申ししますか、それを御指摘になることは事実です。それを聞いたある人が、CDというのは恐らくCDだ

ろりが、現先というのはどんなスベルか、ドイツ語かと聞いたという話があるぐらゐ我々もよく耳にする問題でございますが、それが指名債権であつて譲渡性のある場合において、税の範疇からはなるほど今まで答えておるのもつともたないという感じが私もしました。したがつて、証券業界の方にいつでも申し上げますのは、冗談で現先といふのはどんなスベルですかなんて言つておられますけれども、今主税局長が答弁したとおり、まさに証券取引法における取り扱いや流通の状況等を見きわめつつ検討すべき課題だといふことは、総じてよく書かれた答弁だといふふうに率直にそう思つております。

○養老委員 別に証券業界の主張を代弁したわけでは決してございせん、国民の観点から見れば公平な税制、資産の運用について、このようなものは適正に課税すべきであるという立場で申し上げておりました。

まだまだお聞きしたいことはあるのですけれども、もう七時過ぎましたので、本日はこれにて終わりたいと思ひます。残りは留保させていただきます。

を「第七節の二 内国法人の特定外国子会社等に係る課税の特例(第六十六條の五)」に、「第八十七條の二」を「第八十七條の二―第八十七條の四」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。
(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)
第七條の二 外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する外国為替公認銀行が、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、外国法人で外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第二項に規定する非居住者であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものから預入を受け、又は借り入れる預金又は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘定(以下この

きます。
○小泉委員長 次回は、明六日本曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時七分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十八條」を「第十九條」に、「第十九條―第二十條の四」を「第二十條―第二十一條の五」に、「住宅取得控除」を「住宅取得した場合の特別税額控除」に、「第五十二條の四」を「第五十三條」に、「第五十三條」を「第五十四條」に、「第六十六條の四―第六十六條の五」を「第六十六條の四」に、「第七節の二 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六條の六―第六十六條の九)」

条において「特別国際金融取引勘定」という。において経理したものに、当該外国法人に対して支払う利子については、所得税を課さない。ただし、同法第二十二條第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、この限りでない。

第十條の二の見出し中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する個人が、昭和六十一年

四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー基盤高度化設備」という。)を取得し、又はエネルギー基盤高度化設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除く)ものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー基盤高度化設備(次条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー基盤高度化設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十(当該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー基盤高度化設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産
イ 製造工程の連続化その他の製造方法又は加工方法の改良をした機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 廃熱の回収利用、電気の動力、熱等への変換の合理化等によりエネルギーの消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
二 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの(前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く)
三 次に掲げる機械その他の減価償却資産
イ 原油の精製工程における常圧蒸留機油その他の原料油を化学的処理により分解又は改質する機械その他の減価償却資産で石油資源の利用の高度化に著しく資するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 電気の供給の安定化に著しく資する配電の設備でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
四 前条第三項に規定する中小企業者に該当する個人が取得し、又は製作する機械及び装置のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの
第十条の二第二項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第三項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第三項中「エネルギー利用効率化設備」に「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七に相当する金額」に改め、同条第三項中「エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の

八・四に相当する金額の合計額」に改め、同条第四項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第五項中「前項に規定する」を「第一項及び第三項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改め、同条第六項及び第九項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改める。
第十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「百分の三十」の下に「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十二)を加え、同条第三項中「合計額の百分の七に相当する金額」

を「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第四項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七(当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」に改め、同条第六項中「前項に規定する」を「第一項、第三項及び第四項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。
第十一条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同項の表の第七号を同表の第八号とし、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第五号の次に次の一号を加える。

六 電気事業法第二十一条に規定する一般電気事業、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第六條第二項に規定する第一種電気通信事業又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)第二條第一項に規定する有線テレビジョン放送若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送に係る事業を営む個人	大都市(人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む)及びその周辺地域における送電若しくは配電又は有線による電気通信の設備を収容するために地下に設ける施設の設置に必要な工事で円滑な道路交通の確保及び電気の輸送若しくは有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送に係る事業を営む個人	百分の十六
---	--	-------

第十二条第一項の表の第二号中「又は過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区又は半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち政令で定める地区」に改める。
第十二条の二第二項中「第十四条、第十六条、

第二十八條の三、第三十三條から第三十三條の三まで又は第三十七條第一項(第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。))を削る。
第十二条の三第一項中「第十六条、第二十八條の三、第三十三條から第三十三條の三まで又は第三十七條第一項(第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。))を削り、同条第二項中「若しくは前項、第十六条、第二十八條の三、第三十三條から第三十三條の三まで又は第三十七條第一項(第三十七條の五第二項において準用する場合

を含む。」を「又は前項」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の二十七」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の二十四)を加え、同項第三号中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第十五条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の百二十七」を「百分の百二十四」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条の三」に改める。

第十七条中「百分の七十六」を「百分の七十八」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)第五条第一項に規定する事業転換円滑化計画(同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定商工組合等 同法第八条第一項に規定する負担金

第二章第二節第一款の款名を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十條の前に次の款名を付する。

第二款 準備金

第二十条第十一項を次のように改める。

11 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第二十条の二第五項中「第十九条第四項」を「前条第二十項」に改め、同項後段を削る。

第二十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「十萬分

の一・四」を「十萬分の一・二」に、「十萬分の一・六」を「十萬分の一・八」に改め、同条第六項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項中「確定申告書に同項の規定」とあるのは「所得税法第二百一十條第一項又は第二百一十三條第一項(これらの規定を同法第六百六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書(これらの申告書に係る期限後申告書を含む。)に第一項の規定」と、当該確定申告書とあるのは「これらの申告書」と読み替えるものとする。

第二十条の四第一項中「昭和六十一年」を「昭和六十三年」に改め、同条第五項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、第二章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。

(国際花と緑の博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十一年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和六十一年から昭和六十五年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く)の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下の金額を国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額が

ある場合には、その費用又は損失が生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合

その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該博覧会の開始の日から一年を経過する日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合

その日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合

その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際花と緑の博覧会出展準備

金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

6 第二十条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第三号中「農業の下に、林業」を加える。

第二十二條第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第十九条第四項」を「第二十条第十一項」に改め、同項後段を削る。

第二十五條第四項中「肉用牛(を「肉用牛等」に、「含む」を含む、牛の胎児を除く)に改める。

第二十五條の二第六項中「及び昭和六十一年分」を「昭和六十一年分までの各年分」に改める。

第二十八條中「第五十六條の二第二項」を「第五

十五條の四第一項に改める。

第二十八條の三第十一項中「第十二條」を「第十二條の三」に改める。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

第三十三條の三第一項中「又は同法」を「又は土地地区画整理法第九十三條第一項 第二項、第四項

若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第三十三條の六第二項中「第十二條」を「第十二條の三」に改める。

第三十七條第一項の表の第四号を次のように改める。

四 次に掲げる施設の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

イ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三條第三項の規定により都道府県の条例で同條第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められている同法第二條第一項に規定する公共用水域（以下この号において「水質汚濁規制水域」という。）に水を排出する特定施設（同條第二項に規定する特定施設をいう。以下この号において同じ。）

ロ 水質汚濁防止法第二條第一項に規定する公共用水域に水を排出する湖沼特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第七條第一項に規定する湖沼特定施設をいう。以下この号において同じ。）又は当該公共用水域に湖沼水質保全特別措置法第十五條第一項に規定する湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する指定施設（同項に規定する指定施設をいう。以下この号において同じ。）で、同法第三條第二項の規定に基づき指定された同項の指定地域内にあるもの

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設、湖沼特定施設又は指定施設（水質汚濁規制水域及び湖沼水質保全特別措置法第三條第一項の規定に基づき指定された同項の指定湖沼以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域に水又は同法第十五條第一項に規定する湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出するものに限る。）の設置に伴い取得をされるもの

第三十七條の三第二項中「第十二條」を「第十二條の三」に改める。

第三十七條の十第一項第三号中「所得税法の施行地外の地域において」を削り、「公社債」を公

社債で所得税法の施行地外の地域において発行されるもの又は「に改め、」を削り、「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

四 所得税法の施行地において割引の方法により発行される国債のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年に満たない国債で、大蔵省令で定めるものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

第三十七條の十第二項中「第三十七條の十第一項第一号から第三号まで」を「第三十七條の十第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所得税法の施行地において第一項第四号に掲げる所得の基因となつた同号に規定する国債の譲渡に係る対価の支払をする法人は、大蔵省令で定めるところにより、当該支払に関する調査を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

「第五節 住宅取得控除」を「第五節 住宅を取得した場合の特別税額控除」に改める。

第四十一條の見出しを「（住宅を取得した場合の所得税額の特別控除）」に改め、同條第一項中「昭和六十一年十二月三十一日までに」を削り、「建築の工事に着手し」を「新築をし」に、「その工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合」を「昭和六十一年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）に、「これらの家屋の建築工事を」を「これらの家屋の新築の工事に、」債務の金額を「を」債務利息に対応するものを除く。以下この項において同じ。）の金額を」に改め、「これらの日」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、「八百万円以下であり、かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超えることとなる年について

は、その超える年分」を「千万円以下である年について、その年分」に改め、同條政令で定める金額のうち三十万円を超える部分の金額の十八パーセントを、その年十二月三十一日における第一号に掲げる借入金又は債務の金額と第二号に掲げる借入金又は債務の金額の二分の一に相当する金額との合計額（当該第一号に掲げる借入金又は債務の金額と第二号に掲げる借入金又は債務の金額との合計額が二千万円を超える場合には、当該合計額のうち二千万円に達するまでの部分の金額として政令で定める金額を基礎として計算した金額とする。）のパーセントに改め、「ものとし、当該金額が十五万円を超えるときは十五万円とする」を削り、同項各号を次のように改める。

一 当該居住用家屋若しくは既存住宅の新築の工事若しくは取得に要する資金に充てるために第八條第一項に規定する金融機関その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。）又は政令で定める建設業者に請け負わせた当該居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該居住用家屋若しくは既存住宅の取得の対価に係る債務で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法又は賦払期間が十年以上の割賦償還の方法により返済し、又は支払うこととされているもの（第二十九條第一項から第三項までの規定に規定する場合に該当することにより当該借入金又は債務が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該借入金又は債務を除く。次号において同じ。）

二 当該居住用家屋若しくは既存住宅の新築の工事若しくは取得に要する資金に充てるために住宅金融公庫、地方公共団体、その者が第二十九條第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者（以下この号において「その者に係る使用者」とい

う。その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該借入金に類する借入金で政令で定めるものを含む。）又は住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社、その者に係る使用者その他当該居住用家屋の分譲を行う政令で定める者から取得した当該居住用家屋の取得の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法又は賦払期間が十年以上の割賦払の方法により返済し、又は支払うこととされているもの。

第四十一条第六項及び第七項中「住宅取得控除」を「住宅取得した場合の所得税額の特別控除」に改める。

第四十一条の二の見出し中「住宅取得控除」を「住宅取得した場合の所得税額の特別控除」に改め、同条第二項中「八百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「住宅取得控除」を「住宅取得した場合の所得税額の特別控除」に改める。

第四十一条の三の見出しを「住宅取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

第四十二条中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第四十二条の五の見出し中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー基盤高度化設備」という。）を取得し、又はエネルギー基盤高度化設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第七項において「供用年度」という。）の当該エネルギー基盤高度化設備（次条から第四十六条の二まで、第四十八、四十九、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各条に規定するもの）の規定に係る第五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー基盤高度化設備の普通償却限度額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー基盤高度化設備の取得価額（第一号イ又は第三号イに掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十（当該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の三十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 次に掲げる機械その他の減価償却資産イ 製造工程の連続化その他製造方法又は加工方法の改良をした機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 廃熱の回収利用、電気、熱等の交換の合理化等によりエネルギーの消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
二 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
（前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）
三 次に掲げる機械その他の減価償却資産イ 原油の精製工程における常圧蒸留機油その他の原料油を化学的処理により分解又は改質する機械その他の減価償却資産で石油資源の利用の高度化に著しく資するものうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
ロ 電気の供給の安定化に著しく資する配電の設備でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの
四 前条第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が取得し、又は製作する機械及び装置のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの
第四十二条の五第二項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に、合計額の百分の七に相当する金額を「百分の七（当該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の八・四）に相当する金額の合計額」に改め、同条第五項中「前項に規定する」を「第一項から第三項までに規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。
第四十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項の表の第九号を同表の第十号とし、同表の第八号を同表の第九号とし、同表の第七号を同表の第八号とし、同表の第六号の次に次の一号を加える。

該エネルギー基盤高度化設備が輸入機器である場合には、百分の八・四に相当する金額の合計額に改め、同条第三項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改め、同条第四項中「前項に規定する」を「第一項及び第二項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改め、同条第八項中「エネルギー利用効率化設備等」を「エネルギー基盤高度化設備」に改める。
第四十二条の六第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、「百分の三十」の下に「（当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六）を加え、同条第二項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七（当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四）に相当する金額の合計額」に改め、同条第三項中「合計額の百分の七に相当する金額」を「百分の七（当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四）に相当する金額の合計額」に改め、同条第五項中「前項に規定する」を「第一項から第三項までに規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、前項に規定する」に改める。
第四十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項の表の第九号を同表の第十号とし、同表の第八号を同表の第九号とし、同表の第七号を同表の第八号とし、同表の第六号の次に次の一号を加える。

七 電気事業法第二条第一項に規定する一般電気事業、電気通信事業法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業又は有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送若しくは有線ラジオ放送	大都市（人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む。）及びその周辺地域における送電若しくは配電又は有線による電気通信の設備を収容するために地下に設ける施設の設置に必要な工事で円滑な道路交通の確保及び電気	百分の十六
---	---	-------

業務の運用の規正に関する法律第二
条に規定する有線ラジオ放送に係る
事業を営む法人

又は電気通信役務の円滑な供給の確保
に資するものとして政令で定めるもの
の施行に伴つて取得し、又は建設され
るケーブルその他の政令で定める設備

第四十三条の次に次の一条を加える。

(民間事業者の能力の活用により整備される特
定施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、
昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三
十一日までの間に、最近における経済的環境の
変化に対処して、国民経済の基盤の充実に資す
る各種施設の整備を民間事業者の能力を活用し
て促進するために制定された法令の規定に基づ
き示される主務大臣の指針に従つて当該法令の
定めるところにより計画的に整備される施設
で、技術の研究開発を効果的に実施するために
設置される施設、外国との経済交流を促進する
ために設置される展示場又は国際会議場、港湾
における業務の効率化を図るための港湾業務用
の施設その他の施設のうちその設置をすることが
緊急に必要なものとして政令で定めるものに
含まれる建物及びその附属設備(建物の規模そ
の他の政令で定める要件を満たすものに限る)
で、その建設の後事業の用に供されたこととな
いもの(以下この項において「特定施設」とい
う。)を取得し、又は特定施設を建設してこれ
を当該法人の事業の用に供した場合に、その用
に供した日を含む事業年度の当該特定施設(前
条又は同条の規定に係る第五十二條の三第一項
の規定の適用を受けるものを除く)の償却限度
額は、法人税法第三十一条第一項の規定にか
かわらず、当該特定施設の普通償却限度額と特別
償却限度額(当該特定施設の取得価額の百分の
十三に相当する金額をいう。)との合計額とす
る。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する
場合について準用する。
第四十四条第一項中「前条又は同条」を「前二条

又はこれら」に改め、同条第二項中「前条第一項」
を「第四十三條第二項」に改める。
第四十四条の二第二項中「前二条」を「前三条」に
改める。

第四十五条第一項中「前三条」を「第四十三條か
ら前条まで」に改め、同項の表の第二号中「又は
過疎地域振興特別措置法第二條第一項に規定する
過疎地域のうち政令で定める地区」を「過疎地
域振興特別措置法第二條第一項に規定する過疎地
域のうち政令で定める地区又は半島振興法第二條
第一項の規定により半島振興対策実施地域として
指定された地区のうち政令で定める地区」に改め
る。

第四十五条の二第二項中「、第四十七條、第四
十九條若しくは第五十一條若しくは」を「又は」に
改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二
第二項において準用する場合を含む)、第六十五
條、第六十五條の七第一項(第六十五條の八第二
項において準用する場合を含む)若しくは第六十
七條の四」を削る。

第四十五条の三第一項中「、第四十九條若しく
は第五十一條若しくは」を「又は」に改め、「又は第
六十四條第一項(第六十四條の二第二項において
準用する場合を含む)、第六十五條、第六十五條
の七第一項(第六十五條の八第二項において準用
する場合を含む)若しくは第六十七條の四」を削
り、同条第二項中「前項若しくは」を「前項又は」
に改め、「又は第六十四條第一項(第六十四條の二
第二項において準用する場合を含む)、第六十五
條、第六十五條の七第一項(第六十五條の八第二
項において準用する場合を含む)若しくは第六十
七條の四」を削る。
第四十六條第一項中「百分の二十七」の下に「(第
三号に掲げる漁船については、百分の二十四)」を

加え、同項第三号中「昭和六十一年三月三十一
日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
第四十七條第二項中「第四十五條」を「第四十五
條の二」に改める。

第四十八條第一項中「第四十四條の二」を「第四
十五條の二」に改め、「百分の二十七」を「百分の二十四」
に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年
三月三十一日」に改める。
第四十九條第一項中「第四十五條」を「第四十五
條の二」に改める。

第五十一條第一項中「第五十六條の二第一項」を
「第五十五條の四第一項」に、「百分の二十三」を
「百分の二十一」に改め、同条第二項中「第四十五
條」を「第四十五條の三」に改め、同条第三項中「第
五十六條の二第二項」を「第五十五條の四第二項」
に改める。
第五十二條第一項に次の一号を加える。
六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法
第五條第一項に規定する事業転換円滑化計画
(同項に規定する新商品又は新技術の研究開
発に関する事業について計画が定められてい
るものに限る)に係る同項の承認を受けた同
項に規定する特定商工組合等 同法第八條第
一項に規定する負担金
第五十二條の四「百分の七十六」を「百分の七
十八」に改める。

第三章第二節の節名を削る。
第五十三條を次のように改める。
第五十三條 削除
第五十四條の前に次の節名を付する。
第二節 準備金等
第五十四條第一項第一号中「千分の四・二」を
「千分の二・五」に改め、同項第二号中「千分の
五・八」を「千分の三・四八」に改め、同条第十一
項を次のように改める。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ
うとする事業年度の確定申告書等に中小企業等
海外市場開拓準備金として積み立てた金額の損
金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該

確定申告書等とその積み立てた金額の計算に関
する明細書の添付がある場合に限り、適用す
る。

第五十五條第一項中「昭和六十一年三月三十一
日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「百分の二
十五」を「百分の二十三」に改め、同条第四項第三
号中「百分の三十七・五」を「百分の四十一・五」
に改め、同条第二項中「百分の七十五」を「百分の七
十七」に改め、同条第十項中「株式等及び」及び「第五
十三條第一項若しくは」を削る。

第五十五條の二第二項中「昭和六十一年三月三
十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
第五十六條第四項中「第五十六條第五項」を「第
五十五條第三項」に改め、同条第五項中「第五
十六條第二項」を「第五十五條第三項」に改め、
同条第六項を削り、同条を第五十五條の三とす
る。

第五十六條の二第二項中「昭和六十一年三月三
十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、
同条第五項中「第五十三條第六項」を「第五十四條
第十一項」に改め、同条第六項中「第五十六條の二
第一項」を「第五十五條の四第一項」に改め、同条
を第五十五條の四とする。

第五十六條の三第一項中「昭和六十一年三月三
十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、
同条第五項中「第五十三條第六項」を「第五十四條
第十一項」に改め、同条を第五十五條の五とし、
同条の次に次の二条を加える。
(海洋油田・ガス田廃鉱準備金)
第五十五條の六 青色申告書を提出する法人で本
邦の周辺の海域において石油又は可燃性天然ガ
スの採掘の事業を営むものが、昭和六十一年四
月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間
に開始する各事業年度(解散(合併)による解散を
除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業
年度を除く)において、当該採掘に直接必要な
設備として政令で定めるもの(以下この条にお
いて「特定設備」という。)の撤去及び当該撤去後
に生ずる鉱害の防止に要する費用(以下この条

において「廃棄費用」というものの支出に備えるため、当該特定設備ごとに、次の各号に掲げる金額のうち最も低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む）により海洋油田・ガス田廃棄準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立金として事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定設備に係る廃棄費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この条において「廃棄費用の見積額」という。）のうち当該特定設備の使用可能期間又は当該特定設備に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該事業年度終了の時に、当該特定設備に係る廃棄費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産（以下この項及び次項において「特定資産」という。）の額から、当該事業年度の直前の事業年度終了の時に、当該特定設備に係る特定資産の額を控除した金額

三 当該特定設備に係る廃棄費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰越された当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額（その日まで第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の海洋油田・ガス田廃棄準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額が当該海洋油田・ガス田廃棄準備金に係る特定設備の廃棄費用の見積額と当該特定設備に係る特定資産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その

の超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の海洋油田・ガス田廃棄準備金を積み立てている法人が、当該海洋油田・ガス田廃棄準備金に係る特定設備につき廃棄費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の海洋油田・ガス田廃棄準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定設備の撤去が終了した場合 当該撤去が終了した日における当該特定設備に係る海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の海洋油田・ガス田廃棄準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の

前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該海洋油田・ガス田廃棄準備金の金額については、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の海洋油田・ガス田廃棄準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

8 第一項に規定する法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち同項の規定の適用を受ける事業年度については、第五十八条の二第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（特定都市鉄道整備準備金）
第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第 号）第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事（以下この項及び第三項において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同条第三項に規定する工事費の支出に充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立金として事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六條第一項の規定により同条第二項に規定する指定法人に特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額

二 当該事業年度終了の日における当該法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画（第三項及び第四項において「特定都市鉄道整備事業計画」という。）に定められた特定都市鉄道工事に係る同法第二条第三項に規定する工事費の額の四分の一に相当する金額（次項において「累積限度額」という。）から前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額（その日まで第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額

二 当該事業年度終了の日における当該法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画（第三項及び第四項において「特定都市鉄道整備事業計画」という。）に定められた特定都市鉄道工事に係る同法第二条第三項に規定する工事費の額の四分の一に相当する金額（次項において「累積限度額」という。）から前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額（その日まで第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額が累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いづれか早い日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定都市鉄道整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度から繰り越された特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該法人の特定都市鉄道整備事業計画の期間の末日

二 特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設を当該法人の事業の用に供した日（その日が二以上ある場合には、最も遅い日）

4 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定都市鉄道整備促進特別措置法第十一条第一項の規定により特定都市鉄道整備事業計画の認定を取り消された場合 その取り消された日における特定都市鉄道整備準備金の金額を除く。

二 解散した場合 当該解散の日における特定都市鉄道整備準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定都市鉄道整備準備金の金額につい

ては、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十五条の七第一項に規定する認定事業者でないとき」と、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十五条の七第三項」と読み替へるものとする。

第五十六條の四を削る。

第五十六條の五第七項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改め、同条第八項中「第五十六條の五第三項」を「第五十六條第三項」に改め、同条を第五十六條とする。

第五十六條の六第七項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改め、同条第八項中「第五十六條の六第三項」を「第五十六條の二第三項」に改め、同条を第五十六條の二とする。

第五十六條の七第八項中「第五十六條の七第一項」を「第五十六條の三第一項」に改め、同条を第五十六條の三とする。

第五十六條の八第八項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改め、同条第九項中「第五十六條の八第三項」を「第五十六條の四第三項」に、「第五十六條の八第五項」を「第五十六條の四第五項」に改め、同条を第五十六條の四とする。

第五十六條の九第六項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改め、同条第七項中「第五十六條の九第二項」を「第五十六條の五第二項」に改め、同条を第五十六條の五とし、同条の次に次の一条を加へる。

（国際花と緑の博覧会出展準備金）

第五十六條の六 国際博覧会に関する条約の適用

を受けて昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和六十二年一月一日から当該博覧会の開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てられたため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和六十二年一月一日前である場合には、同日）の期間及び当該博覧会の開始の日以後の期間を除く）の月数を乗じてこれを三十九で除して計算した金額以下（金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む）により国際花と緑の博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する）。

2 前項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額（その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の当該博覧会の開始の日から一年を経過する日を含む事業年度終了の日において国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く）

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際花と緑の博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における国際花と緑の博覧会出展準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における国際花と緑の博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際花と緑の博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする

る。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際花と緑の博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

第五十七條第一項中「証券取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加え、「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「一銭に乘じて算出した金額の二十分の七」を「百で除して計算した数(当該計算した数に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下この号において同じ。に二十八銭を乘じて算出した金額に、「一銭に乘じて算出した金額の二十分の十三」を「百で除して計算した数に七十二銭を乘じて算出した金額」に改め、同条第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「十萬分の一・四」を「十萬分の一・二」に、「十萬分の二・六」を「十萬分の二・八」に改め、同条第八項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改める。

四 次に掲げる施設の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物(これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)

イ 水質汚濁防止法第三條第三項の規定により都道府県の条例で同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められていた同法第二條第一項に規定する公共用水域(以下この号において「水質汚濁規制水域」という。)に水を排出する特定施設(同条第二項に規定する特定施設

第五十七條の二第二項、第五十七條の三第七項、第五十七條の四第十項、第五十七條の五第八項、第五十七條の六第六項及び第五十七條の七第六項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改める。

第五十七條の八中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第三号中「農業」の下に「林業」を加える。

第五十八條の二第二項及び第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第五十三條第六項」を「第五十四條第十一項」に改め、同条第九項中「第五十三條第一項」を削る。

第六十四條第六項中「第四十五條」を「第四十五條の三」に改める。

第六十五條第一項第四号中「又は同法」を「又は土地區畫整理法第九十三條第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第六十五條の七第一項中「計算した金額」の下に「百分の八十に相当する金額」を加え、同項の表の第四号を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設、湖沼特定施設又は指定施設(水質汚濁規制水域及び湖沼水質保全特別措置法第三條第一項の規定に基づき指定された同項の指定湖沼以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域に水又は同法第十五條第一項に規定する湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出するものに限る。)の設置に伴い取得をされるもの

をいう。以下この号において同じ。)

ロ 水質汚濁防止法第二條第一項に規定する公共用水域に水を排出する湖沼特定施設(湖沼水質保全特別措置法第七條第一項に規定する湖沼特定施設をいう。以下この号において同じ。又は当該公共用水域に湖沼水質保全特別措置法第十五條第一項に規定する湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する指定施設(同項に規定する指定施設をいう。以下この号において同じ。で、同法第三條第二項の規定に基づき指定された同項の指定地域内に

第六十五條の七第七項中「第四十五條」を「第四十五條の三」に改める。

第六十五條の八第一項中「計算した金額」の下に「百分の八十に相当する金額」を加え、同条第三項中「計算した金額」の下に「百分の八十」を加える。

第三章第七節の二を同章第七節の三とする。

第六十六條の四の次に次の節名を加える。

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例

第六十六條の五を次のように改める。

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六條の五 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者(第二條第一項第二号に規定する外国法人(以下この条において「外国法人」という。で、当該法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係(以下この条において「特殊の関係」という。)のあるものをいう。以下この

条において同じ。との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、

当該取引(当該国外関連者が法人税法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人のいづれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。)につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が当該法人の課税に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が当該法人の課税を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得及び解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三條第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第六項において同じ。)に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいづれに該当するかに応じ当該各号に掲げる方法により算定した金額をいう。

一 法人税法第二條第二十一号に規定する棚卸

資産（以下この項において「棚卸資産」という。）の販売又は購入 次に掲げる方法（二）に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができる場合に限る、用いることができる。）

イ 独立価格比準法（特殊の関係のない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行つた後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格比準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係のない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 次に掲げる方法（ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができる場合に限る、用いることができる。）

イ 前号イからハまでに掲げる方法と同等の方法

ロ 前号ニに掲げる方法と同等の方法

3 第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額は、法人の各事業年度の所得の金額（法人税法第二百一条第一号に規定する所得の金額を含む。）の計算上、損金の額に算入しない。

4 前項に規定する差額で法人の清算中に生じたものは、当該法人の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

5 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連者及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人を除く。）以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人にその各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要と認められる書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額若しくは法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額又は解散による清算所得の金額につき同条第四十三号に規定する更正又は同条第四十

四号に規定する決定をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保存する書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該法人は、当該提示又は提出を求められたときは、当該書類若しくは帳簿又はこれらの写しの入手に努めなければならない。

8 法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所所在地その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

9 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十第一項中「相当する金額をもつて」の下にその納付された事業年度において「を加え、同項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第五条第一項に規定する特定商工組合等 同項の承認に係る同項に規定する事業転換円滑化計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十五中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、「各事業年度の下に（特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第二条第二項に規定する特定中小企業者に該当する法人で同法第九条第一項の認定を受けたものの昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度を

除く。）を加え、同条を第六十六条の十六とし、第六十六条の十四を第六十六条の十五とし、第六十六条の十三を第六十六条の十四とし、第六十六条の十二の次に次の一条を加える。
（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越の特例）

第六十六条の十三 法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）の所得に係る法人税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項中「開始した事業年度」とあるのは、「開始した事業年度（当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度を除く。）とする。

2 法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度（昭和六十一年四月一日前に終了した事業年度に限る。）において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額のうち同法第五十八条第一項に規定する政令で定める欠損金額がある場合（当該法人が当該事業年度について青色申告書である同法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出している場合に限る。）における同法第五十八条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の前に次の一条を加える。
（東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十七 青色申告書を提出する法人が、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第 号）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者である株式会社（次項において「特定会社」という。）

の株式で政令で定めるもの（以下この条において「特定株式」という）を設立（合併による設立を除く。）又は資本の増加に伴う払込により取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額の十分の一に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額とし、当該十分の一に相当する金額又は控除した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超え、当該計算した金額とする。）以下の金額を当該取得の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人又は特定会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額のうち同項特別勘定の金額（その日までにこの項及び次項の規定により益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべきこととなつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項及び次項において「特別勘定残額」という。）に達するまでの金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日における特別勘定残額のうちその有しないこととなつた特別株式で前項の規定の適用を受けたものに係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における特別勘定残額）

二 特定株式についてその帳簿価額を減額した場 合 その減額をした日における特別勘定残額のうちその減額をした金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特定株式のうち前項の規定の適用を受けたものに係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する金額

三 特定会社が解散（合併による解散を除く。）をした場合又は特定会社でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における特別勘定残額

四 当該法人が解散した場合 当該解散の日における特別勘定残額（合併により解散した場 合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 前各号及び次項の場合以外の場合において特別勘定残額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別勘定残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、その有する特定株式につき利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合には、特別勘定残額のうち第一項の規定の適用を受けた特定株式に係る当該利益の配当の額で法人税法第二十三条第一項の規定により益金の額に算入しない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該利益の配当を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項及び前項の規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定

により損金の額に算入される金額の損金算入に 関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告 書等による損金の額に算入される金額の計算に 関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添 付がある場合に限り、適用する。

第六十七條の三第二項中「肉用牛（を「肉用牛 等（に、「含む」を「含み、牛の胎児を除く」に改 める。

第六十七條の四第六項中「第四十五條」を「第四 十五條の三」に改め、同條の次に次の一條を加え る。

（特別国際金融取引勘定において経理された預 金等の利子の非課税）

第六十七條の五 法人税法第四十一條第一号に 掲げる外国法人で外国為替及び外国貿易管理法 第二十二條第二項に規定する非居住者であるこ とにつき大蔵省令で定めるところにより証明が されたものが、外国為替及び外国貿易管理法の 一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の施行の日から昭和六十三年三月三十一 日までの間に、外国為替及び外国貿易管理法第 十一條に規定する外国為替公認銀行に預入し、

又は貸し付けた預金又は貸付金で同法第二十二 條第二項に規定する特別国際金融取引勘定（次 項において「特別国際金融取引勘定」という。）に おいて経理されたものにつき、支払を受ける利 子については、法人税を課さない。ただし、当 該利子のうち、当該外国法人の法人税法の施行 地において行つた事業に帰せられるものその他の 政令で定めるものについては、この限りでな い。

2 前項の場合において、外国為替及び外国貿易 管理法第二十二條第四項の規定に基づき定めら れた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の 経理に関する事項に係るものに違反する事実が 生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の 属する計算期間に係るものについては、前項本 文の規定は、適用しない。

第七十條の三第一項中「五百万円以下」を「八百

万円以下」に、「昭和六十年十二月三十一日」を「昭 和六十二年十二月三十一日」に改め、「建築後使用 されたことのない住宅用家屋」の下に「若しくは建 築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令 で定めるものを加える。

第七十六條第一項中「昭和六十一年三月三十一 日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項 の表中「千分の二」を「千分の三」に、「千分の六」を 「千分の九」に、「千分の九」を「千分の十二」に改 め、同條第二項及び第三項中「昭和六十一年三月 三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め る。

第七十七條の二第一項中「昭和六十一年三月三 十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「千分 の十六」を「千分の二十」に改め、同條第二項中「昭 和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三 十一日」に改める。

第七十七條の四第一項中「十六年」を「十八年」 に、「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十七條の五中「昭和六十一年三月三十一日」 を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第七十八條の三中「昭和六十一年三月三十一日」 を「昭和六十三年三月三十一日」に、「千分の二十」 を「千分の二十五」に改める。

第七十九條第一項中「昭和六十一年三月三十一 日」を「昭和六十三年三月三十一日」に、「で、その 建造」を「のうちその建造に」、「締結されたものそ の他これに準ずるもの」を「締結されたもの（これ に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」 で、当該事業の経営の合理化に著しく資するも の」に改める。

第八十條中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭 和六十二年三月三十一日」に改める。

第八十一條第一項中「昭和六十一年三月三十一 日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項 第三号中「不動産の権利又はを「不動産又は」に、 「不動産の権利の取得 千分の二十」を「不動産の 所有権の取得 千分の二十五」に、「千分の十六」 を「千分の二十」に改める。

第八十一条の二を削り、第八十一条の三を第八十一条の二とする。

第八十二条の見出し中「電源開発株式会社等」を「沖縄電力株式会社」に改め、同条中「次の表の各号の上欄に掲げる者」を「沖縄電力株式会社」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に、「当該各号の中欄」を「次の各号」に、「の下欄」を「に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 所有権の保存 千分の二
- 二 地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。） 千分の八
- 三 所有権の移転 千分の十六

第八十二条の二の次に次の一条を加える。

（民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地を取得した場合の所有権の保存登記の免税）

第八十二条の三 最近における経済的環境の変化に対処して、国民経済の基盤の充実に資する各種施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するために制定された法令の規定に基づき示される主務大臣の指針に従つて当該法令の定めるところにより計画的に整備される施設で港湾の利用の高度化を図るためのものを設置する法人で政令で定めるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、港湾法（昭和二十五年法律第三十八号）第二条第五項第三号の係留施設（同法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画において、一般公衆の利用に供すると定められているもので大蔵省令で定めるものに限る。）の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当

該土地の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

第八十七条の二第二項中「（小売定価の認可）」を削り、「従価割」の下に「（たばこ消費税法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に保税地域から引き取るものとみなされる製造たばこについての前項の規定の適用については、同項中「たばこ消費税法」とあるのは「たばこ消費税法及びこの節の規定」と、

「たばこ消費税法第十條第二項」とあるのは「たばこ消費税法第十條第二項及び第八十七條の四（同法第十條第一項の規定に係る部分を除く。）」と、

「同項第二号を除く。」とあるのは「第八十七條の四（同法第十條第一項及び第二項第二号の規定に係る部分を除く。）」とする。

第六章第一節の二中第八十七條の二の次に次の二条を加える。

（たばこ消費税の従量割の税率の特例）

第八十七條の三 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係る従量割（たばこ消費税法第二条第一項第四号に規定する従量割をいう。以下この条において同じ。）の税率は、同法

第十一条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分（同法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

（たばこ消費税の従価割の課税標準の特例）

第八十七條の四 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係る従価割（たばこ消費税法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。）の課税標準は、同法第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する課税標準たる金額（同法第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、同項各

製造たばこの区分	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ (1) 第一種	千本につき千三十二円

(2) 第二種	一キログラムにつき九百十七円
(3) 第三種	一キログラムにつき千九百八十二円
(4) 第四種	一キログラムにつき二百四十三円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき二百四十三円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき二百四十三円

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にたばこ消費税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る従量割の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき千三十二円
(2) 第二種	一キログラムにつき千九百十七円
(3) 第三種	一キログラムにつき千九百八十二円
(4) 第四種	一キログラムにつき七百四十三円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき七百四十三円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき七百四十三円

3 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出される製造たばこでたばこ消費税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係る従量割の税率は、同条及び第一項の規定にかかわらず、千本につき五百八十四円とする。

（たばこ消費税の従価割の課税標準の特例）

第八十七條の四 昭和六十一年五月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係る従価割（たばこ消費税法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。）の課税標準は、同法第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項に規定する課税標準たる金額（同法第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、同項各

号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者（当該製造たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこにたばこ消費税法及びこの節の規定により課されるべきたばこ消費税、地方税法第二章第四節及び同法附則第十二条の二の規定により課されるべき道府県たばこ消費税並びに同法第三章第四節及び同法附則第三十条の三の規定により課されるべき市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者（当該製造たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこにたばこ消費税法及びこの節の規定により課されるべきたばこ消費税、地方税法第二章第四節及び同法附則第十二条の二の規定により課されるべき道府県たばこ消費税並びに同法第三章第四節及び同法附則第三十条の三の規定により課されるべき市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控除金額
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき千円
(2) 第二種	一キログラムにつき千円
(3) 第三種	一キログラムにつき千円
(4) 第四種	一キログラムにつき五百円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき五百円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき五百円

第九十条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條の次に一條を加える改正規定及び第六十七條の四の次に一條を加える改正規定
外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の施行の日

二 第五十六條の三を第五十五條の五とし、同條の次に二條を加える改正規定(第五十五條の七に係る部分に限る) 特定都市鐵道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行の日

三 第六十七條の前に一條を加える改正規定
東京灣横斷道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行の日
(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十一年分以後の所得税に

ついて適用し、昭和六十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(エネルギー利用効率化設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という)第十條の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう)次条及び第五條において同じ。をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という)による改正後の租税特別措置法第十條の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第六號。以下「昭和五十九年改正法」という)の附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同條第九項中「租税特別措置法第十條の二

第三項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という)の附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第十條の二第三項中「百分の二十に相当する金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という)の附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額)を超える」と、同條第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八條の三第二項中「第十六條まで並びに昭和六十一年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」とする。

(電子機器利用設備取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 新法第十條の三の規定は、個人が施行日以後に取得等又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する電子機器利用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十一條の表の第六號の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新法第十二條第一項の表の第二號の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

3 新法第十三條の二第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船については、なお従前の例による。

4 新法第十五條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得等又は建設をした旧法第十五條第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

5 新法第十七條の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七條に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第六条 旧法第十九條第一項に規定する価格変動準備金を有する個人の昭和六十一年分以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七條 個人の昭和六十一年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一條第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十五(次項第三号)」とあるのは「昭和六十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

2 新法第二十一條第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項の技術等海外取引について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第二十一條第二項の技術等海外取引については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第八條 新法第三十七條第一項の表の第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税について適用する。

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第九條 新法第三十七條の十第一項第三号又は第四号の規定は、施行日以後に行われる同項第三号に規定する公社債又は同項第四号に規定する国債の譲渡による所得について適用する。

2 新法第三十七條の十第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する国債の譲渡に係る対価を支払うべきこととなつた場合の同項に規定する調書について適用する。

(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十條 居住者が、旧法第四十一條第一項に規定

する居住用家屋又は既存住宅を昭和六十一年十二月三十一日以前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十一年分までの各年分の所得税については、旧法第四十一條から第四十三條の三までの規定の例による。

2 居住者が、昭和六十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、旧法第四十一條第一項に規定する居住用家屋の新築の工事に着手し、又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得(贈与によるものを除く)をして、当該期間内にその者の居住の用に供した場合において、引き続き昭和六十一年一月一日以後その者の居住の用に供しているときは、その者の昭和六十一年分及び昭和六十一年分の所得税については、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、新法第四十一條から第四十三條の三までの規定の適用を受けることができる。この場合において、新法第四十一條第一項中「居住者が」とあるのは「居住者が、昭和六十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に」と、「新築をし」とあるのは「新築の工事に着手し」と、「昭和六十一年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日までの間」とあるのは「当該期間内」とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー利用効率化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十二條 旧法第四十二條の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しく

は建設をいう。次条及び第十四條において同じ)をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二條の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四、第四十三條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合は、昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の五第二項若しくは昭和五十九年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二條の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「昭和六十一年改正法」という)附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五」と、並びに租税特別措置法第四十二條の五」と、並びに昭和六十一年改正法附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四から第四十二條の六まで、第五十二條の二、第五十三條の三、第六十三條、第六十四條(新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む)、第六十五條の七(新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む)及び第六十七條の四

の規定の適用については、新法第四十二條の四第一項中「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年改正法附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第二項及び第三項(次条及び第四十二條の六において「昭和六十一年旧法第四十二條の五第二項及び第三項」という)と、新法第四十二條の五第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年旧法第四十二條の五第二項及び第三項」と、新法第五十二條の二第一項中「又は第五十一條」とあるのは「第五十一條又は昭和六十一年改正法附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第一項(以下この条及び次条において「昭和六十一年旧法第四十一條の五第一項」という)と、新法第五十二條の二

新法第四十五條第一項の表の第二号の規定

年度の所得の金額の計算については、同条の相

行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定

同年四月一日から当該事業年度終了の日まで

の期間内の当該収入金額の百分の二十五（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

2 新法第五十八条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項の技術等海外取引について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第五十八条第二項の技術等海外取引については、なお従前の例による。

（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第六十五条第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等に関する経過措置）

第十八条 新法第六十五条の七及び第六十五条の八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第七十条の三第一項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十条 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についてのこれらの登記に

係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の二第一項の規定は、同項に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の二第一項に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の二十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

施行日から昭和六十三年三月三十一日までの期間

千分の二十

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十一号。次号において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

施行日から昭和六十三年三月三十一日までの期間

千分の十六

三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

施行日から昭和六十三年三月三十一日までの期間

千分の十二

四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの

施行日から昭和六十三年三月三十一日までの期間

千分の十六

五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和六十一年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地

施行日から昭和六十二年三月三十一日までの期間

千分の二十

5 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する外航船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された旧法第七十九条第一項に規定する外航船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第八十一条第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項については、なお従前の例による。

7 旧法第八十一条の二に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会が施行日前に同条に規定する権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧法第八十二条の表の第一号の上欄に掲げる会社が施行日前に取得した同条に規定する土地又は家屋に関する同号の中欄に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(たばこ消費税の特例に関する経過措置)
第二十一条 昭和六十一年五月一日(以下この条において「指定日」という)前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ(たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)第三条に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。)で、同法第十二条第三項(同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限り)について、当該各号に掲げる日までに同法第十二条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当

該製造たばこに係る従量割(同法第二条第一項第四号に規定する従量割をいう。以下この条において同じ。)の税率又は従価割(同法第二条第一項第三号に規定する従価割をいう。以下この条において同じ。)の課税標準は、次の各号に規定するところによる。
一 従量割の税率 新法第八十七条の三に規定する税率
二 従価割の課税標準 新法第八十七条の四に規定する課税標準たる金額
三 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ消費税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係る従量割の税率又は従価割の課税標準は、前項各号に規定するところによる。

十九号)第四条において準用する場合を含む。

4 指定日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所であつた製造たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その数量(たばこ消費税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分により、第二種及び第三種の製造たばこについては一グラムを一本に、第四種の製造たばこは、かみ用の製造たばこ及びかき用の製造たばこについては二グラムを一本に換算した数量とし、二以上の場所であつた製造たばこを所持する場合には、その合計数量

とする。)が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分(同項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。)に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる従量割の税率によりたばこ消費税を課する。

製造たばこの区分		従量割の税率	
一 喫煙用の製造たばこ			
(1) 第一種	千本につき四百五十円		
(2) 第二種	一キログラムにつき四百五十円		
(3) 第三種	一キログラムにつき四百五十円		
(4) 第四種	一キログラムにつき二百二十五円		
二 かみ用の製造たばこ			
一 キログラムにつき二百二十五円			
三 かき用の製造たばこ			
一 キログラムにつき二百二十五円			

合計額
三 その他参考となるべき事項
6 第四項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第五条第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は同法附則第九条第三項に規定する市町村たばこ消費税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出され

免除の規定	追徴の規定
たばこ消費税法第十三条第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第七項 同法第十三条第三項 同法第十二条第四項 同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四

5 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量
二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ消費税額及び当該たばこ消費税額の

によりなおその効力を有するものとされる昭
和五十九年改正法による改正前の租税特別措
置法第四十二條の四第三項（次条及び第四十
二條の六において「昭和五十九年旧法第四十
二條の四第三項」という。）と、昭和六十一年
新法第四十二條の五第二項中「並びに第六十
八條の二」とあるのは、第六十八條の二並び
に昭和五十九年旧法第四十二條の四第三項
と、同条第三項中「控除される金額がある場
合には、当該金額」とあるのは「控除される金
額がある場合又は昭和五十九年旧法第四十二
條の四第三項若しくは昭和六十一年改正法附
則第十二條第一項の規定によりなおその効力
を有するものとされる昭和六十一年改正法に
よる改正前の租税特別措置法第四十二條の五
第二項若しくは第三項の規定により当該事業
年度の所得に対する法人税の額から控除され
る金額がある場合には、これらの金額」と、
昭和六十一年新法第四十二條の六第二項中
「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六
十八條の二並びに昭和五十九年旧法第四十二
條の四第三項」と、昭和六十一年新法第五十
二條の二第二項中「又は第五十一條」とあるの
は「第五十一條又は昭和五十九年改正法附
則第十條第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされる昭和五十九年改正法によ
る改正前の租税特別措置法第四十二條の四第
一項（以下この条及び次条において「昭和五十
九年旧法第四十二條の四第一項」という。）と、
昭和六十一年新法第五十二條の二第二項
及び第三項並びに第五十二條の三第二項中
「又は第五十一條」とあるのは「第五十一條
又は昭和五十九年旧法第四十二條の四第一
項」とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部
改正に伴う経過措置）
第二十三條 前条の規定による改正後の租税特別
措置法の一部を改正する法律（次項において「改
正後の昭和五十九年改正法」という。）附則第三

2 改正後の昭和五十九年改正法附則第十條の規
定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分
の所得に対する法人税について適用し、法人の
施行日前に終了した事業年度分の所得に対する
法人税については、なお従前の例による。
（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第二十四條 租税条約の実施に伴う所得税法、法
人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭
和四十四年法律第四十六號）の一部を次のよう
に改正する。
第九條を第十條とし、第八條を第九條とし、
第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を
加える。
（取引の対価の額につき租税条約に基づく合
意があつた場合の更正の特例）
第七條 租税条約の我が国以外の締約国の法令
に基づき、相手国の居住者又は居住者又は内国
法人（それぞれ所得税法第二條第一項第三号
又は第六号に規定する居住者又は内国法人
（同項第八号に規定する人格のない社団等
同法の施行地に主たる事務所を有するものを
含む。）をいう。以下この条において同じ。）と
の間で行われた取引の対価の額と異なる金額
を当該取引の対価の額として当該相手国の居
住者に係る租税（当該租税条約の適用がある
租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算
される場合において、当該課税標準又は欠損
金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額
につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国
の権限ある当局との間で当該租税条約に基づ
く合意をしたときは、当該居住者又は内国法
人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六
號）第二十三條第一項又は第二項の規定によ
る更正の請求に基づき、税務署長は、当該取
引がその合意した金額で行われたとした場合

に計算される当該居住者又は内国法人の各年
分又は各事業年度の所得の金額（解散（合併
による解散を除く。）による清算所得の金額を
含む。）を基礎として、同法第二十四條又は第
二十六條の規定による更正をすることができ
る。
2 前項の更正をする場合において、内国法人
の同項の規定により減額される所得の金額の
うちに相手国の居住者に支払われない金額が
あるときは、当該金額は、法人税法第二條第
十八號の規定の適用については同号イ（一）に規
定する所得の金額に、同法第六十七條第二項
及び第三項の規定の適用についてはこれらの
規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含ま
れるものとする。
（たばこ事業法の一部改正）
第二十五條 たばこ事業法の一部を次のように改
正する。
附則第七條に次の一項を加える。
2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三
月三十一日までの間に、会社が、その製造に
係る製造たばこで現に販売していない品目の
製造たばこを卸売販売業者又は小売販売業者
に販売しようとする場合においては、当該製
造たばこを卸売販売業者に販売しようとする
ときは、第九條第一項中「たばこ消費税法（昭
和五十九年法律第七十二號）に規定するたば
こ消費税に相当する金額」とあるのは「たばこ
消費税法（昭和五十九年法律第七十二號）及び
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六
號）第六章第一節の二に規定するたばこ消費
税に相当する金額」と、当該製造たばこを小
売販売業者に販売しようとするときは、同条
第六項中「たばこ消費税法（昭和五十九年法律
第七十二號）に規定するたばこ消費税」とあ
るのは「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第
七十二號）及び租税特別措置法（昭和三十三年
法律第二十六號）第六章第一節の二に規定す
るたばこ消費税」と、「及び同法」とあるのは

は「並びに同法」と、それぞれ読み替えて、同
条第二項及び第六項の規定を適用する。

理由
最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政
事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、
住宅の取得等のための借入金等の残高のパーセ
ント相当額を所得税額から控除する措置を講ずる
とともに、東京港横断道路建設事業を行う法人に
対する出資に係る課税の特例、民間事業者の能力
の活用に係る特定施設の特例償却制度等を創設す
るほか、法人の国外関連者との取引に係る課税の
特例及び欠損金の繰越しの特例を設けるとともに
に、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上
げ、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の損
金算入限度額の圧縮等の既存の特例措置の整理合
理化を図り、併せて法人税率の特例、中小企業の
貸倒引当金の特例等期限の到来する特別措置につ
いて実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置
を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

大蔵委員会議録第五号中正誤
ペシ 段行 誤
六四 五三、四年度 正
五十三、四年度

昭和六十一年三月十五日印刷

昭和六十一年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C